

日光創新

**N** 新しい日光  
e w  
i k k o

## 日光市総合計画後期基本計画

平成 24 年度～平成 27 年度

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

—自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ—

日光創新

**N** 新しい日光  
e w  
i k k o

# 市民の皆様へ



平成18年3月20日に2市2町1村が合併し、日光市が誕生してから6年が過ぎました。

日光市では、これまで新市のまちづくりの総合的指針として平成20年に策定した日光市総合計画(基本構想・前期基本計画)に基づき、将来の都市像である「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」の実現に向けて、教育、保健福祉の充実、産業の振興、生活環境の整備、環境行政の推進などに努めてまいりました。

当市は、多様な自然、長い歴史、世界に誇る貴重な文化遺産・産業遺産、さらには良質な温泉など、豊富な地域資源に恵まれています。一方で、地域経済の低迷、人口の減少・少子高齢化の進行など多くの課題を抱えています。そのため、日光市の強みや地域資源を磨き上げ、伸ばしていくとともに、早期の課題解決に努め、市民の皆様が将来にわたって夢と希望を持ちながら安心していきいきと暮らすことができるよう、計画的にまちづくりを進める必要があります。

また、価値観やニーズの多様化、都市間競争の激化などの社会情勢の変化に的確に対応する必要があります。地域の個性と市民自治に立脚したまちづくりや自己決定、自己責任に基づく戦略的な行政経営が求められています。さらに、昨年3月11日に発生した東日本大震災は原子力発電所事故を伴い、その影響は今なお続いております。震災からの早期復興と災害や危機に強いまちづくりを進める必要があります。

こうしたなかで、前期基本計画に続く基本計画として「日光市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

後期基本計画の4年間は、日光市の飛躍・発展の時期であり、この計画は、今後50年、100年と「日光市」がその名前のとおり光り輝き続けることができるための重要な計画です。

この計画では、将来の都市像を実現するため、一体感の醸成を図るなかで、新しいものを創り出し、新しい魅力のある日光市を創造するという「日光創新」を基本戦略に位置付けました。この「日光創新」の考え方に基づいて、様々な施策の融合・連携を図りながら、オンリーワンの価値や魅力を創り出すことを重視した、日光市独自の施策を展開いたします。

さらに、こうした取り組みをまちづくりの主役である市民の皆様との「共有・参画・協働」により推し進め、「心が通う温かい市民自治のまち日光」の実現、「新しい日光」の創造、「世界の日光」となることを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました日光市総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成24年(2012年)3月

日光市長 齋藤 文夫

# 日光市民憲章

日光市は、四季折々の豊かな自然や歴史を語る文化や産業の遺産など、世界に誇る多くの財産を有し、先人たちが守り育んできたまちです。

私たちは、この貴重な資源と先人に感謝し、心が通いあい、愛し続けることができる、世界に開かれた、あたたかい市民自治のまちをつくりまします。<sup>※1</sup>

私たちは

- 1 まちづくりに参画し、市民が主役のまちをつくりまします。<sup>※2</sup>
- 1 スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくりまします。<sup>※3</sup>
- 1 郷土を愛し、自然を守り、安全で住みよいまちをつくりまします。<sup>※4</sup>
- 1 国際観光文化都市としての教養と品格を高め、文化を創造するまちをつくりまします。<sup>※5</sup>
- 1 心を大切にし、夢と希望と活力にあふれるまちをつくりまします。<sup>※6</sup>

※1 日光市は、先人たちが大切に育んできた四季折々の豊かな自然や世界遺産などの貴重な財産を有しています。私たちは、これを守り繋いでいかなければなりません。市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画し、日光市をさらに発展させるために、日光市の最高規範である「まちづくり基本条例」の主旨に基づき市民憲章を定め、人と人との絆を大切に「心が通うあたたかい市民自治のまち」、そして、みんなが未来にわたって愛し続けていける、世界に開かれた国際的なまちを目指すものです。

※2 まちづくり基本条例の基本理念は、共有、参画及び協働のもとに、市民自治の振興を図るとしてあります。共有、参画及び協働を総じて「参画」とまとめ、市民自治を「市民が主役」と位置付け、まちづくり基本条例の主旨を示しています。

※3 優れた人格を形成するためには、スポーツに親しみ、心身を鍛えることが大きな要素となります。心身の健康は、人と人との絆を育み、思いやりのある健全なまちづくりの活力となります。ひいては、一人ひとりの元気の源となるものです。

※4 自然の恵みに感謝し共生することで、郷土への愛着を持つ豊かな心を育みます。また、お互いの立場や考えを尊重し認め合うことで、地域社会の形成や地域福祉である高齢化対策や防災・防犯など、自助と互助の精神が養われ、真に暮らしやすい地域を築けるよう、生活の質の向上を目指すものです。

※5 生涯をととして平等に学習の機会を持ち、世界に通じる教養と品格を身に着けることにより、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会とさらなる文化を創造する国際観光文化都市のまちづくりを目指すものです。

※6 相手を思いやり、人を尊重することで豊かな心が育まれます。日光市を訪れる多くの人々におもてなしの心で接することで、心が通う温かいまちが生まれます。次世代の子どもたちにその心を継承し、活力ある産業と、夢をもち希望にあふれるまちづくりを目指すものです。

## 市の歌

作詞：松島賢一  
補作詞：喜多條忠  
作曲：船村徹

1番 男体山は陽に映えて  
若い生命<sup>いのち</sup>が息吹いてる  
風が導<sup>も</sup>く行く手には  
明日への道が続いてる  
豊かな実り夢抱いて  
未来へ翔び立つ日光市

2番 世界の遺産受け継いで  
深いみどりの杉並木  
ちから合わせて伸びてゆく  
こころを合わせ伸びてゆく  
希望が光る空目指し  
未来を育む日光市

3番 紅葉<sup>こうよう</sup>燃える山や川  
笑顔こぼれる湯のけむり  
愛がふれ合う人の輪に  
大地の恵み湧き出てる  
やさしい人が創る町  
未来があふれる日光市

# 市の花・木・鳥・魚

日光市は、豊かな自然を持ち、世界に誇る多くの財産を有しています。特に日光杉並木は特別史跡、特別天然記念物に指定されており、市や市民の皆さんにとっては、特別な存在です。

そのため、今回の選定にあたっては「スギ」を除くこととし、自然に囲まれた広大な日光市に数多く生息する生物、植物たちに目を向け、当市の四季を表現し自然の豊かさをアピールすること、そして市民の皆さんにとって身近で、親しみ深いことを考慮した上で、それぞれ2種ずつ選定しました。

## 市の花 Symbol Flower



ニッコウキスゲ

朝方に開花し、夕方にはしばむ一日花です。霧降高原に群落し、花期には、山吹色の絨毯のように美しく咲きます。日光の地名を付けたニッコウキスゲ(日光黄菅)という名で呼ばれ、全国に広まっています。



ヤシオツツジ

日光の山地を中心に広く分布しています。鮮やかなピンク色で春一番に咲き競い、弥生祭などの祭りと共に、日光に春の訪れを告げる花です。

## 市の木 Symbol Tree



モミジ

日光市に多く自生し、秋の紅葉の美しさは、全国的に有名です。また広葉樹であり、その葉の形から旧市町村の5つの成長をイメージできます。



シラカンバ (シラカバ)

外側の樹皮が白色の美しい木です。小田代原には「貴婦人」と呼ばれるシラカンバもあり、その清楚な雰囲気から、青い空ときれいな空の日光をイメージできます。

## 市の鳥 Symbol Bird



カワセミ

色鮮やかな美しい外見から、溪流の宝石と呼ばれ、漢字では「翡翠」と表記されます。自然環境の良い清流の川辺に住むため、清流の多い日光市に多く生息しています。



ウグイス

背中がオリーブ色の鳥で、市内全域で見られます。鳴き声が特に美しく、日本三鳴鳥の一つで、四季の鳥として春を象徴し、日光に春を告げます。

## 市の魚 Symbol Fish



ヒメマス

中禅寺湖や川俣湖で放流が行われている魚で、鮮やかな銀白色をしています。きれいで高貴なイメージが日光によく合います。



イワナ

清流にしか住まない魚であり、水が清く、自然豊かな日光を代表する魚です。日光の地名が付いた「ニッコウイワナ」と呼ばれる種もいます。

# 目次 CONTENTS

## 第1章 はじめに

### 第1節 計画策定の趣旨……………2

### 第2節 計画の性格、構成……………4

- 1 計画の性格……………4
- 2 計画の構成……………4

### 第3節 計画策定の前提……………6

#### 1 日光のなりたち……………6

- (1) 位置・地勢
- (2) 歴史・文化
- (3) 気象・自然

#### 2 計画策定の背景……………9

- (1) 人口の減少・少子高齢化の進行
- (2) 価値観の多様化と社会の成熟化
- (3) 市民自治への流れ
- (4) コミュニティの再生・創造
- (5) 安全・安心の再構築
- (6) 環境の保全と創造
- (7) 高度情報化・国際化の進展
- (8) 低迷する世界経済
- (9) 自立した地域経営システムの確立

#### 3 日光市の可能性と課題…………… 12

- (1) 日光市の可能性 –日光らしさ–
  - 個性のまち– 豊富で多様な地域資源
  - 自然のまち– 国立公園などの多様な自然
  - 歴史のまち– 世界的な文化・産業遺産
  - 観光のまち– 観光・交流の拠点

#### (2) 日光市の主要課題

- 一体感の醸成、各地域の均衡ある振興・発展
- 地域経済活動の再生
- 人口の減少・少子高齢化の進行
- 自然環境との共生
- 行財政基盤の確立



## 第2章 基本フレーム

<b>第1節 人口</b> .....	18
1 人口・世帯数の見通し	2 就業人口の見通し
<b>第2節 土地利用</b> .....	21
1 土地利用の状況	2 土地利用構想
<b>第3節 水利用</b> .....	28
1 水利用の状況	2 水利用構想
<b>第4節 財政計画</b> .....	31

## 第3章 日光創新

<b>第1節 日光創新の位置付け</b> .....	34
<b>第2節 日光創新の方向性</b> .....	36
<b>第3節 重点プロジェクト</b> .....	37
(1) 子ども・子育て支援プロジェクト	
(2) 観光躍進プロジェクト	
(3) 暮らし安心プロジェクト	
(4) 産業振興・経済活性化プロジェクト	
(5) ひとづくりプロジェクト	

## 第4章 まちづくりの基本施策

<b>第1節 豊かなところと文化を育む</b>	
① 生涯学習 .....	44
② 人権教育 .....	46
③ 学校教育 .....	48
④ 家庭教育・幼児教育 .....	50
⑤ 社会教育 .....	52
⑥ 青少年の健全育成 .....	54
⑦ 文化芸術 .....	56
⑧ 文化財保護 .....	58
⑨ スポーツ .....	60
⑩ 国際交流・地域間交流 .....	62
<b>第2節 健やかで人にやさしい社会をつくる</b>	
① 地域福祉 .....	66
② 人権擁護 .....	70
③ 子育て支援 .....	72
④ 高齢者福祉 .....	76
⑤ 障がい者福祉 .....	80
⑥ 保健・医療 .....	84
⑦ 社会保障 .....	88

### 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

- |       |     |               |     |
|-------|-----|---------------|-----|
| ① 観光  | 92  | ⑤ 商業          | 104 |
| ② 農業  | 96  | ⑥ 工業          | 108 |
| ③ 林業  | 100 | ⑦ 雇用・労働・勤労者福祉 | 110 |
| ④ 水産業 | 102 |               |     |

### 第4節 快適で安全な生活環境をつくる

- |          |     |           |     |
|----------|-----|-----------|-----|
| ① 市街地整備  | 114 | ⑨ 下水道     | 134 |
| ② 景観     | 116 | ⑩ 防災・危機管理 | 136 |
| ③ 公共交通   | 118 | ⑪ 消防・救急   | 140 |
| ④ 道路・橋梁  | 120 | ⑫ 防犯・交通安全 | 144 |
| ⑤ 河川・砂防  | 124 | ⑬ 消費生活    | 148 |
| ⑥ 公園・緑地  | 126 | ⑭ 地域情報化   | 150 |
| ⑦ 住宅・住環境 | 128 | ⑮ 斎場・墓地   | 152 |
| ⑧ 上水道    | 132 |           |     |

### 第5節 かけがえのない自然環境を守る

- |        |     |            |     |
|--------|-----|------------|-----|
| ① 自然環境 | 156 | ③ 廃棄物・し尿処理 | 164 |
| ② 環境保全 | 160 | ④ 低炭素社会    | 168 |

## 第5章 まちづくり推進の方策

### 第1節 市民と行政の協働によるまちづくり

- |                  |     |               |     |
|------------------|-----|---------------|-----|
| ① 市民との協働によるまちづくり | 172 | ③ ボランティア・NPO  | 176 |
| ② 地域・コミュニティ      | 174 | ④ 山間地域等の地域づくり | 178 |

### 第2節 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画社会 182

### 第3節 行財政基盤の確立

- |        |     |        |     |
|--------|-----|--------|-----|
| ① 行政改革 | 184 | ③ 公有財産 | 188 |
| ② 財政基盤 | 186 | ④ 市職員  | 190 |

### 第4節 総合計画の推進

- ① 総合計画の着実な推進 192

# 第1章

## はじめに

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格、構成

第3節 計画策定の前提

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

平成18(2006)年3月20日、今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の5市町村が合併し、新「日光市」が誕生しました。

5市町村合併の際の新市のマスタープランである「新市建設計画」を包含する当市の中長期的なまちづくりの総合的指針として、平成20(2008)年に「日光市総合計画(以下、総合計画という)」を策定しました。その中で、当市の市政経営の根幹となる構想として、平成27(2015)年度を目標年次とする「基本構想」、及び平成23(2011)年度を目標年次とする「前期基本計画」に基づいて、計画的なまちづくりに取り組んできたところです。

合併当初の財政環境は非常に厳しいものがあり、将来に向けて安定した行財政基盤を確立するために行財政改革を強力に進め、合併後の新市の基礎づくりに取り組むとともに、前期基本計画に掲げた施策や主要事業を着実に実行してきました。

平成23(2011)年度をもって前期基本計画が終了することから、これに続く基本計画として、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定するものです。

基本構想では、日光市の将来あるべき姿として、まちづくりの共通イメージとなる将来の都市像を次のように定めています。

### 将来の都市像

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

— 自然と歴史と産業が響き合う ころ豊かな輝く未来へ —

後期基本計画においても、この将来の都市像の実現を目指し、市民との協働によるまちづくりを進め、日光市のさらなる発展を目指します。

将来の都市像は、世界に向かって誇れるまち「日光」を目指して設定したものであり、次のようなことを表しています。

## 四季の彩りに

日光国立公園などの恵まれた自然環境に抱かれた日光市は、四季折々多彩な姿のなかで、市民はもとより訪れる人々がゆとりや、やすらぎを感じられるまちであり、このかけがえのない財産を、次の世代に引き継いでいかなければならないものであることを表しています。

## 風薫る

次のことを表しています。

- 高原の楓、豊かな湯けむり、田園の稲穂を揺らす自然の風と、世界遺産に登録された「日光の社寺」や往時をしのぶ日光杉並木街道、それぞれの地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事などの古の風が薫るまちです。
- 交流を風に例え、古くからこの地域が日光街道や会津西街道などで強い結びつきを持ち、豊かな観光資源や近代日本の礎となった足尾銅山を背景に全国各地からこの地を目指し多くの人が集まってきました。いわば、交流の原点であったまちであることを誇りに、国際化や情報化に向けた新しい風を起こします。

## ひかりの郷

日光国立公園などの豊かな自然にふりそそぐ太陽の恵みのひかり、これまでそれぞれの地域が培ってきた産業のひかり、すべての人々に幸せをもたらす福祉のひかり、そして、未来に向かって一人ひとりの個性が輝きを放つひかりのまちを表しています。



## (2) 後期基本計画の構成

後期基本計画は、計画の前提や背景などに関する「第1章 はじめに」、人口・土地利用・水利用・財政計画に関する「第2章 基本フレーム」、新たな基本戦略に関する「第3章 日光創新」、計画期間における主要な施策に関する「第4章 まちづくりの基本施策」及びその方策に関する「第5章 まちづくり推進の方策」で構成するものとします。

# 第3節 計画策定の前提

## 1 日光のなりたち

### (1) 位置・地勢

日光市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、市役所は東京から約120kmとなります。南は宇都宮市、鹿沼市に、西は群馬県みどり市、片品村、沼田市に、北は福島県檜枝岐村、南会津町に、東は那須塩原市、塩谷町に接しています。

市の総面積は約1,450km<sup>2</sup>で、県土のおよそ4分の1を占めるという広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さとなります。国土の約6割が森林面積になりますが、当市においては約87%を占め、豊かな自然環境の源となっています。

地形的には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されています。南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)があります。標高は、一番高い白根山が2,578m、一番低い行川の谷が約200mで、その差は約2,380mにもなります。

#### 市役所の位置

- 東経 139° 42'
- 北緯 36° 43'
- 標高 378.2m
- 住所 日光市今市本町1番地

#### 市の概要

- 総面積 1,449.87km<sup>2</sup>
- 東西 47.1km
- 南北 54.5km

表-1 主要地点の標高

主要地点	標高(m)	主要地点	標高(m)
日光市役所	378.2	JR下野大沢駅	304.0
日光総合支所	594.0	横川	762.1
藤原総合支所	393.0	中禅寺湖(水面)	1,269.0
足尾総合支所	633.3	皇海山	2,143.6
栗山総合支所	720.0	根名草山	2,329.7
境石	217.7	白根山	2,577.6

### (2) 歴史・文化

日光市を構成する各地域は、山岳信仰の聖地として早くから開けた日光と深いつながりを持ちながら発展してきました。江戸時代には、5地域の大部分が日光神領としてひとつの文化圏を形成してきました。特に、江戸時代の末期、幕府から日光神領89ヶ村の荒地開発を命じられた二宮尊徳翁により、村おこし事業「報徳仕法」が実践された地域です。

### 《今市地域》

江戸時代に入り、日光東照宮が造営されると、日光参詣のために日光街道や例幣使街道、会津西街道などが整備されました。これら3街道が合流する今市は、宿場町として急速に発展しました。そのため、近在の農村や山村から物資が集まり、定期的に市が開かれる市場町としても栄えました。今市の名はこのことに由来しています。

昭和29(1954)年3月に今市町と落合村、豊岡村が合併して市制(今市市)を施行し、同年11月には大沢村、篠井村北部と合併しました。

### 《日光地域》

奈良時代末期、日光山が勝道上人によって開かれ、関東における山岳信仰の聖地として関東一円の信仰を集めました。江戸時代に入り、元和3(1617)年、日光東照宮が造営され、日光二荒山神社、日光山輪王寺とともにいわゆる二社一寺の門前町として、例幣使や諸大名の参詣などにより栄えました。

明治22(1889)年の町村制により日光町が誕生し、大正から昭和初期にかけ、中禅寺湖畔に40軒ほどの外国人別荘が建ち並び、国際的避暑地の時代を迎えました。また、昭和9(1934)年には、日光国立公園の指定が行われ、観光地としての整備が進みました。

昭和29(1954)年2月には、小来川村を編入して市制(日光市)を施行しました。

### 《藤原地域》

江戸時代には会津藩領、宇都宮藩領、日光神領と3分割されていました。鬼怒川と男鹿川に沿った会津西街道の宿場町として開け、元禄4(1691)年に鬼怒川温泉、享保8(1724)年に川治温泉が発見され、湯治場として利用されるようになりました。

明治22(1889)年の町村制により藤原村となり、昭和に入ってから、日本でも屈指の温泉町として発展しました。昭和10(1935)年5月に町制(藤原町)を施行し、昭和30(1955)年5月には三依村と合併しました。

### 《足尾地域》

慶長15(1610)年に銅山が発見されて以来、銅山の町として発展し、江戸中期には足尾千軒と呼ばれるほど繁栄しました。そののち、銅山は一時衰退しますが、明治になり古河市兵衛が銅山の経営に乗り出すようになりました。

明治22(1889)年の町村制により足尾町となり、1890年代には国産銅の約40%を産出する日本一の銅山となりました。その後も次々と鉱脈が発見され、大正5(1916)年の人口は宇都宮市に次ぐ38,428人にもなりました。しかし、産銅量の減少と時代の流れのなかで、昭和48(1973)年に閉山しました。

### 《栗山地域》

平家の落人伝説が残る栗山地域は、明治維新以前、黒部村をはじめとして10ヶ村があり栗山郷と呼ばれていました。明治17(1884)年に川治村が藤原郷に編入されました。翌年、黒部村に役場が新築され、黒部村ほか8ヶ村の戸長役場となりました。

明治22(1889)年の町村制により、川俣村・野門村・上栗山村・黒部村・土呂部村・日蔭村・日向村・西川村・湯西川村の9ヶ村が合併して栗山村となりました。

### (3) 気象・自然

#### 《気象》

今市扇状地の気候は、準高冷地・準内陸性となり、高冷地・内陸性気候の松本盆地、諏訪盆地に似ていますが、夏の涼しさは松本にまさり、冬の寒さは東京よりも厳しいものの、松本ほどの冷え込みはありません。日光市街地周辺は、内陸性気候に属し、夏は比較的涼しく、冬は氷点下となることも多くなります。また、奥日光地区、藤原・栗山地域の山間部では、さらに夏は涼しく、冬の寒さは厳しくなります。

平成22(2010)年の今市・日光市街地の気温(平均値)は、12.5~13.5℃、年間降水量は約1,967~2,517mmとなり、宇都宮市と比較すると、気温は低くなりますが、降水量はかなり多くなります

表-2 平成22(2010)年の気象状況

区分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域*	栗山地域
気温(最高極)℃	34.2	32.1	32.2	32.8	32.3
気温(最低極)℃	-8.9	-10.4	-11.5	-8.3	-16.3
気温(平均値)℃	13.5	12.5	9.6	10.9	8.5
年間降水量 mm	1,967	2,517	1,494	1,978	1,500

\*観測場所 今市:宇都宮市上下水道局今市浄水場 日光:東京大学附属植物園日光分園  
藤原:五十里地域気象観測所 足尾:日光市消防本部日光消防署足尾分署  
栗山:宇都宮地方気象台土呂部観測所 ※足尾地域の気温は、平成21(2009)年の数値

#### 《自然》

当市の標高は、最低部が行川の谷で約200m、最高部が白根山で2,578mとなり、その差は約2,380mにもなります。この標高差とともに、四季折々の寒暖の差が、多様で美しい自然環境を形成し、生態系を良好に維持しています。

当市の総面積の約87%を森林が占め、その大部分が市域の北部から南西部にかけての山地であり、大半が日光国立公園に指定されています。そこには、白根山、男体山などの2,000mを超える山岳がそびえ、ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」、鬼怒沼湿原などの湿原を見ることができます。また、面積11.5km<sup>2</sup>の中禅寺湖をはじめとする湖沼、水量と落差を誇る華厳ノ滝などの名瀑が多数あり、豊かな自然に恵まれています。

水源地域となる当市内には、多くの一級河川が流れていますが、水系としては2つに分かれます。ひとつは、足尾地域を流れる渡良瀬川であり、もうひとつは、栗山・藤原地域を流れる鬼怒川です。この鬼怒川には、日光・今市地域を流れる大谷川が合流します。また、これらの河川は、水資源が豊富であるだけでなく、渡良瀬川上流の松木溪谷、鬼怒川の龍王峡などの美しい景観資源にも恵まれています。

こうした山岳地帯に象徴される豊かな自然とは別に、当市の平地の大部分を占める今市扇状地には、平地林が残り、身近な自然を見ることができます。そこには、田園と里山に象徴されるふるさとの風景があります。

## 2 計画策定の背景

総合計画後期基本計画を検討するうえで、社会経済情勢の動向の把握が重要となります。国や地方を取り巻く状況を計画策定の背景として、総合的な観点から柔軟かつ的確に対応する必要があります。

### (1) 人口の減少・少子高齢化の進行

戦後増え続けてきた我が国の総人口は、平成16年(2004)年をピークに減少に転じています。また、長年にわたって低下傾向にあった出生率(合計特殊出生率)は、近年下げ止まりつつあるものの、平成22(2010)年が1.39となっており、人口の維持に必要な水準である2.07を大きく下回っています。この人口減少傾向は、今後、長期的に継続することが避けられないものと想定されます。

人口構成については、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)ともに、その割合は年々低下しており、老年人口(65歳以上)の割合は上昇傾向が続いています。

こうした人口の減少・少子高齢化の進行は、経済成長力の低下や医療、年金、介護といった社会保障費の増大など、社会の様々な分野に大きな影響を及ぼし、日本社会全体の活力低下を引き起こす大きな要因ともなります。

とりわけ、過疎地や山間部においては、地域における互助機能の低下などによって、集落の存続自体に影響しかねないものと懸念されています。

この人口減少社会への対応は、社会全体で取り組まなければならない課題であり、一人ひとりが問題意識を共有しながら、安心して子どもを産み育てることができる環境や、豊富な知識と経験をもった高齢者が活躍できる環境を整えるとともに、労働生産性を高めて、持続的に発展することができる社会を築いていく必要があります。

### (2) 価値観の多様化と社会の成熟化

価値観が多様化し、社会が成熟していくなかで、人々の意識は「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求めるようになってきています。

生き方の面では、効率性を重視した生活よりも、自然や伝統・文化などを大切にしながらゆったりと暮らす生活を志向する動きが高まりつつあります。また、これまでの仕事や職場を中心とした暮らしを見直し、仕事上の責任を果たしながら、家庭生活や自己啓発、地域活動への参加の時間を持つことができる健康で豊かな生活を重視する方向に変化しています。

一方で、地域社会における規範意識の低下や思いやりの欠如、経済の低迷が社会全体に与える閉塞感によって、家庭や地域において互いに支え合う機能の低下が懸念されています。

そのようななかで、一人ひとりの価値観、多様な生き方や働き方が尊重され、人と人が互いに認め合い、絆を深めることができるような心豊かな社会を築いていく必要があります。

### (3) 市民自治への流れ

戦後、我が国は、国が深く関与して一定水準の公共サービスを速やかに全国に行き届かせるという画一的なシステムにより、今日の繁栄の基礎を築きました。

時代が成長から成熟へと変化するなかで、集権的・画一的な社会システムに限界が生じ、地域が個性を活かし、その実情やニーズに合った施策を展開することが求められています。

こうした流れのなか、個性豊かで活気に満ちた地域社会に向け、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできるような市民自治を実現するために、地方主権<sup>※</sup>)に向けた取

(※) 地方主権………今回の計画策定に当たっては、地方が自主性と自立性をもってまちづくりを進めることを地方主権とらえています。

り組みが求められています。

そのなかでは、国と地方の対等な関係づくりを前提として、住民に身近な行政は地方自治体が自主的・総合的に広く担うことが求められ、基礎自治体である市町村の役割がますます重要になっています。また、市民はまちづくりの主角として、自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うこととなります。

加えて、人々の価値観やニーズが多様化するなかで、市民や自治会、NPO、ボランティア団体、企業などで社会貢献活動への参加意識が高まっており、その活動も活発になってきています。

今後は、こうした多様な主体が「新しい公共」とも呼ばれるような公共サービスの担い手となることが期待されており、行政を含めた相互協力、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

#### (4) コミュニティの再生・創造

我が国の地域社会は、高度成長期において「伝統的な農村社会」から「経済成長を支える都市社会」へと変化し、今日において、「少子高齢化が進む新しいコミュニティ」へと変貌してきています。

人口の減少・少子高齢化の進行は全国的な課題であり、地域における基本的な自治基盤や互助機能の維持が困難になることが懸念されています。特に過疎地や山間部、空洞化する中心市街地などにおいては、その影響は深刻なものがあります。

このような状況に対応していくために、共同社会や連帯感といったかつての農村社会の伝統を再認識したうえで、現在の都市社会に活かすこと、つまり、個人の自立と多様な主体との協働によって、人と人との絆を深めていくような新たなコミュニティの形成が求められています。

そのためには、自治会などの従来の地縁型の団体ばかりではなく、NPOや企業による社会貢献活動などを組み合わせながら、コミュニティの再生や創造を図っていく必要があります。

#### (5) 安全・安心の再構築

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災は、原子力発電所事故を伴う未曾有の大災害となりました。この大震災においては、地域住民の避難、被害の最小化など災害に対する備えや被災地への支援、被災地からの避難者の受け入れ、迅速な復旧・復興といった災害そのものへの対応のほか、電力不足、放射能問題、風評被害など二次的被害への対応も課題となりました。

また、社会のシステムが変化していくなかで、人と人とのつながりの希薄化などによって、社会全体での犯罪抑止力の低下が懸念されており、犯罪の凶悪化も進んでいます。加えて、食品の安全性の問題、新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生などにより、人々の生命や健康への不安が高まるとともに、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれるケースが依然として多数見受けられています。

このような自然環境や社会状況の変化によって、様々な危険と隣り合わせとなっているなかで市民生活を営んでいくうえでは、一人ひとりが危機管理意識を持つとともに、「互助」「共助」といった助け合いの精神によって地域が一体となった取り組みを進めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を築いていくことが求められています。

#### (6) 環境の保全と創造

今日の私たちの便利な生活や物質的な豊かさは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによってもたらされたものです。同時に、エネルギー消費の増大に伴う温室効果ガスの大量排出や資源の枯渇、廃棄物の増加などの問題を引き起こしてきました。

その結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林や野生生物種の減少といった地球規模で進行する環境問題が人類の生存をも脅かす深刻な課題となっています。

これらの問題に対しては、人類共通の課題という認識が広がり、環境問題に対する人々の関心も高くなっています。また、省資源・省エネルギーなど自らが実践できる取り組みも進んでおり、地球に

やさしい暮らしや事業活動が広がってきています。

今後、資源・エネルギーの有効活用や自然エネルギーの利活用、廃棄物の減量化・再利用・再生利用などを積極的に推進し、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図る必要があります。また、生物多様性を保全し、健全な生態系を維持した恵み豊かな美しい自然を次の世代に引き継いでいくことが求められています。

### (7) 高度情報化・国際化の進展

ICT(情報通信技術)の飛躍的な進展や交通手段の発達により、人・物・情報が国境を越えて自由に移動し、国際社会における相互補完関係が強まるなかで、日常生活から産業活動にいたるまであらゆる分野で、急速に世界との結びつきが深まっています。

こうしたグローバル化により、双方向の情報交流の環境を実現し、インターネットの進展により、人々の暮らしの利便性は飛躍的に向上しつつあります。今後、地域の情報発信や地域活性化、企業の労働生産性の向上のほか、教育や医療、観光、環境など様々な分野において、ICT(情報通信技術)の利活用の促進や施策展開が求められています。

また、特に中国をはじめとするアジア諸国では、近年、豊富な労働力や海外からの投資などを背景に著しい経済成長を続けています。こうしたなか、世界経済の新たな発展を牽引するアジア諸国の動向に留意するとともに、様々な国との友好関係を深めながら、経済にとどまらず、観光や文化、スポーツ、科学技術など幅広い分野において国際的な交流・連携を促進していく必要があります。

### (8) 低迷する世界経済

近年の情報通信技術の発達や経済のグローバル化の進展は、日本の産業の活性化に大きく寄与するとともに、市場の拡大やビジネスチャンスを増大させましたが、その一方で、国内外の激しい地域間競争を招き、産業の空洞化といった状況も懸念されています。平成20(2008)年のいわゆるリーマンショックに端を発した金融危機の波は、またたく間に世界経済に波及し、グローバル化がもたらすリスクや輸出に依存する割合の高い日本経済の課題を浮き彫りにしました。

また、長引く景気低迷の中で、企業における非正規雇用化や新規雇用の先送りなどによって就職難や失業率の上昇など雇用情勢の悪化が続き、格差社会と言われる状況を生んでいます。

このようななかで、国においては「新成長戦略」などにより、新たな需要と雇用の創出などに向けた各種施策を進めているところです。地方においては、活力ある地域として発展を続けるために、各地域の資源を有効に活用しながら、成長力のある産業の育成や知恵と技術による各種産業の高付加価値化などによって、地域経済の競争力を高めていくことが求められています。

### (9) 自立した地域経営システムの確立

近年、都市間競争の激化、市民意識の多様化などにより、これまでの画一的で中央に依存したシステムでは、地域の諸問題の解決、多様な市民ニーズへの対応は困難になっています。

そのため、地域の個性と市民自治に立脚したまちづくりを進めていく必要があります。具体的には、市民と行政が情報や資源を共有し、市民参画による市民と行政との協働によるまちづくりを推し進め、自己決定、自己責任に基づいた戦略的な自治体経営システムを確立することが重要になります。

さらに、新しい発想や発想の転換、既存施策の融合・連携などによって、地域の個性を磨くとともに、地域の独自性を打ち出し、新たな価値を創り出すことが求められています。

また、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況のもとで、行政サービスの維持、質的充実を図るためには、たゆまぬ行財政改革により、地域にとって真に必要な施策の選択と財源や人的資源などの重点配分を推し進め、持続可能な行財政基盤を築いていく必要があります。

### 3 日光市の可能性と課題

日光市は、それぞれの歴史・風土・文化のなかで育まれた地域特性があり、誇るべき地域資源に恵まれています。それが「日光らしさ」であり、日光市の可能性でもありますが、同時に多くの課題も抱えています。

現状に対する認識の共有化を図るためにも、地域特性を見つめ直して、それらを活かし、伸ばしていくとともに、地域にある課題を把握して、その解決の方策を考えていく必要があります。

#### (1) 日光市の可能性 —日光らしさ—

##### —個性のまち— 豊富で多様な地域資源

日光市は、多様な個性にあふれ、素晴らしい地域資源に恵まれたまちです。

世界遺産に登録された「日光の社寺」やラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」、華厳ノ滝、湯滝といった名瀑の日光、我が国を代表する温泉地である鬼怒川温泉・川治温泉と龍王峡などの渓谷美の藤原、世界的な産業遺産ともいえる足尾銅山施設の足尾、秘境と癒しの地である奥鬼怒温泉峡と湯西川温泉の栗山、日本で唯一特別天然記念物と特別史跡の二重指定を受けている「日光杉並木街道」と工業・商業・農業が配置された今市、といった地域ごとの個性があります。また、各地域のなかにも多様な個性があり、地域独自の文化や伝統を含めて、数多くの地域資源が点在しています。

そのようななかで、それぞれの地域の個性や特色を活かしながら、多様な地域資源や産業資源を磨き上げ、その利活用や地域の連携の強化を図ることによって、人々の心に地域への誇りと愛着が一層醸成されるとともに、活力と個性あふれるまちづくりを進めることができます。

##### —自然のまち— 国立公園などの多様な自然

当市の北部から南西部にかけて市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されています。南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)があり、その標高差は、約2,380mにもなります。こうした山岳地帯から平地にいたる起伏に富んだ地形などにより、四季の変化に富んだ気候が形成されるとともに、植物の垂直分布に象徴されるような恵みある多様な自然環境が形成されています。

当市の自然環境を概観すると、日光国立公園や尾瀬国立公園の管内となる、足尾山地、日光連山、藤原地域から栗山地域にかけて、2,000mを超える山岳地帯が広がり、連続した森林地帯が、良好な生態系の維持や生物多様性を育む環境の保全などに大きな役割を果たしています。

自然資源としては、ラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」、高山植物の宝庫である鬼怒沼湿原などの湿原、豊かに水をたたえる中禅寺湖をはじめとする湖沼、華厳ノ滝、湯滝などの名瀑など、数え上げればきりがありません。また、渡良瀬川、大谷川、鬼怒川などの清流が生まれ、流域を潤しています。

さらには、今市扇状地をはじめとする農村地帯には、山岳・森林地帯とは異なる、田園と里山に象徴される身近な自然が残されています。

このような豊かな自然環境を適正に保全し、賢明な利活用を図ることにより、人と自然が共生し、豊かな自然を仲立ちとして、市民と日光市を訪れる人々との交流を育むことができます。

## —歴史のまち— 世界的な文化・産業遺産

当市は、それぞれの地域に長い歴史と伝統文化に培われた特性や個性が満ちあふれ、それぞれに独自の文化を形成し、産業の振興を図ってきたまちです。

市内には、世界遺産に登録された「日光の社寺」、国の特別天然記念物と特別史跡の二重指定を受け、ギネスブックに世界一長い並木道として登載された「日光杉並木街道」があり、世界に認められた文化遺産を有しています。

また、日本一の銅山の町として発展してきた足尾地域には、日本の近代化を支えた「足尾銅山」の施設が数多くあり、世界的な産業遺産として期待されています。

これら以外にも、それぞれの地域に貴重な文化財や伝統行事などが数限りなくあります。また、江戸時代の末期、幕府から日光神領89ヶ村の荒地開発を命じられた二宮尊徳翁により、村おこし事業「報徳仕法」が実践された地域でもあります。

こうした歴史と風土と生活のなかで生まれ、受け継がれてきた優れた文化や技、先人の知恵は、市民共通の財産です。

今後、歴史を語る文化・産業遺産を適切に保存し、地域が育んできた多様な伝統文化を継承するとともに、先人の知恵を現代に応用することにより、新たな地域文化の創造やまちづくりの可能性が広がります。

## —観光のまち— 観光・交流の拠点

平成22(2010)年の当市への観光客入込数は約1,137万人となっており、観光客宿泊数は、約361万人を数えています。国内はもとより海外からも数多くの観光客が訪れており、国内外を問わず、日本の代表的な観光地であることの優位性が、当市の大きな強みとなっています。

これまでも、韓国や台湾などとの観光友好都市交流の促進による外国人観光客の誘客施策の展開をはじめとした、様々な観光振興策に取り組んできたところですが、市内の観光産業は、観光ニーズの変化、地域経済の低迷などに伴う大きな不振からなかなか脱却できないのが現状です。

近年、観光の形態は、「大型・団体」から「個人・グループ」へと変化しており、「見る」観光から「体験・参加」する観光を志向する動きが広がってきています。こうした観光ニーズの変化に適切に対応するとともに、ほかの観光地にはない独自性を打ち出す必要があります。これに対しては、恵みある自然、やすらぎの場である農山村、人々の健康重視の志向などを踏まえ、観光と農林水産業、商工業、医療、スポーツなどとの融合を図ることや、市内に点在する多様な観光資源の連携・ネットワーク化を図ることなどが考えられます。

また、当市の観光における優位性を活かし、日光市を訪れる数多くの人々と観光を軸として、様々な交流を促進することなどによって、地域の活性化につなげていくことが期待されます。

## (2) 日光市の主要課題

### 一体感の醸成、各地域の均衡ある振興・発展

日光市における「一体感の醸成」「各地域の均衡ある振興・発展」は合併以来の命題です。当市では、まちづくり基本条例の基本理念に基づいた各種施策の展開や市民との協働によるまちづくりの推進によって、着実な歩みを進めてきたところですが、このことは、引き続き適切に対応していかなければならない課題です。

「一体感の醸成」には、ほかの地域の個性とそこに暮らしている人々に対する理解を深め、その違いを互いに尊重することが大切です。これまで様々なイベントや地域の理解促進に向けた取り組みを実施してきましたが、さらに、地域間の交流を深めながら、日光市としてのブランド力をなお一層高めることなどにより、統一したイメージづくりを進め、市民の一体感やふるさと意識を醸成していく必要があります。

また、市内各地域において抱えている課題は様々であり、その地域にあった施策展開が求められおり、市民の皆さんからは、地域づくりやまちづくりを各地域の単位で行うことがふさわしいというご意見も多く聞かれます。このことは、各地域の歴史や伝統、文化などの個性や特色を活かしたまちづくりを進めることの重要性を示すものであり、多様な地域特性を踏まえたうえで、画一的でない「各地域の均衡ある振興・発展」を図っていく必要があります。

### 地域経済活動の再生

当市においては、観光産業の低迷、空き店舗の増加など市街地の活力喪失、働く場の不足による雇用問題の深刻化などに見られるように、地域経済活動が縮小し、低迷するという大きな課題を抱えています。加えて、東日本大震災による経済活動の停滞の影響で地域経済は一層深刻な状況になっています。

当市の基幹産業である観光産業については、観光ニーズの変化に適切に対応し、ホスピタリティ（おもてなし）の向上を図るとともに、これまで展開してきた景観形成事業や地域再生事業などの成果を十分に活用しながら、新たな独自の魅力を創り出すことなどによって、活性化を図る必要があります。

まちの顔ともなる市街地の活力を取り戻すためには、コンパクトシティの考え方などを取り入れ、商店街の活性化や生活環境の向上と併せ、美しい街なみ景観の形成や魅力ある空間づくりを進めるとともに、地域資源を活かした文化・交流の促進により、賑わいのある市街地の再生を図る必要があります。

また、市内の雇用状況は依然として非常に厳しいものがあり、多くの市民が働く場の確保を望んでいます。そのため、引き続き企業誘致などを進めるとともに、地域の主要産業である観光や農林水産業、商業、工業の各分野が互いに連携を図り、新たな産業を起こし、雇用の場を確保する必要があります。

そのうえで、近年の消費者ニーズの変化を踏まえ、付加価値の高い商品や地域独自のブランドを創り出すことなどにより、地域経済を立て直し、地域全体に活力を蘇らせていく必要があります。

## 人口の減少・少子高齢化の進行

平成23(2011)年4月1日現在の当市の人口(住民台帳登録人口)は、91,113人で、合併当初の平成18(2006)年に比べて4,762人減少し、減少比は5.0%となっており、旧5市町村すべての地域で人口が減少しています。

これを234の町別に見ると、人口が増加したのは30町、減少したのは200町、増減なしは4町で、全体の約8割以上の町で人口減少となりました。人口が増加したのは、主に市街地周辺部の住宅地であり、市街地中心部の空洞化、農村部でのさらなる人口減少が進んでいます。

また、少子化が進むなかで、高齢化の流れはさらに加速しています。当市の高齢化率(平成23(2011)年4月1日現在)は、27.1%に達し、全国・県平均を大幅に上回っています。今市地域23.7%、日光地域33.3%、藤原地域32.2%、足尾地域46.9%、栗山地域37.0%となり、人口が減少する地域ほど、高齢化率が高い傾向がうかがえます。

こうした人口の減少に加え、少子高齢化の進行は、産業や就労をはじめ、教育、医療、福祉、年金などの様々な分野で、市民の皆さんの暮らしに直接あるいは間接的に大きな影響を及ぼすこととなります。中心市街地においてはその空洞化が進み、過疎地や山間部においては若者を中心に働き手が減って高齢者が増加するというなかで、地域社会の互助機能が失われつつあり、基本的な自治基盤の維持が困難になることが懸念されます。

そのため、地域社会の基盤である自治会による地域づくり活動をはじめ、NPOなどの市民活動が不可欠であり、多様な主体との協働によって、コミュニティの維持・再生を図る必要があります。

さらに、子育てしやすい環境の整備や産業の振興、雇用の確保に努め、定住促進を図るとともに、市内外の交流人口の拡大を図ることにより、地域の活性化につなげていくことが求められています。

表-3 住民台帳登録人口の推移

(単位:人・%)

区分	平成18年 4月1日(A)	平成23年 4月1日(B)	差引(B-A)	増減比
今市地域	63,185	61,922	△ 1,263	△ 2.0
日光地域	16,609	15,018	△ 1,591	△ 9.6
藤原地域	10,902	9,875	△ 1,027	△ 9.4
足尾地域	3,162	2,645	△ 517	△ 16.4
栗山地域	2,017	1,653	△ 364	△ 18.0
合計	95,875	91,113	△ 4,762	△ 5.0

## 自然環境との共生

当市は日光国立公園や尾瀬国立公園の地域を擁し、ラムサール条約登録湿地である奥日光の湿原や中禅寺湖をはじめとする優れた自然環境や豊かな森林・水資源に恵まれており、自然の恩恵を受けながら市民が暮らし、企業の経済活動が営まれています。一方で、日常の暮らしや経済活動が自然環境に負荷を与えているなど、環境問題と深いかかわりを持っています。

市の面積の約87%を占める森林は、二酸化炭素の吸収や、水源かん養、自然災害防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有していますが、こうした機能を維持・向上していくために必要な、森林の適正管理を担う林業は高齢化、後継者不足などの問題に直面しています。

市内には希少な野生動植物が生息・生育していますが、外来種の動植物などによる被害が見受けられ、全国的にも貴重な当市の生物多様性の保全を脅かす要因となっています。また、野生鳥獣による農作物への被害も問題となっています。

今後、林業の担い手の育成や森林資源の有効活用、貴重な里地里山の保全、そして希少な野生動植物や多様な生物と共存を図ることにより、広大な森林や良好な水環境が育む豊かな自然環境や生物多様性、健全な生態系の保全に努めて、恵みある美しい自然を守り育みながら、自然との共生を図っていく必要があります。

また、温室効果ガス排出量については、国が締結した京都議定書(2008年から2012年の間に1990年(基準年)レベルから6%削減)の基準年における市域からの排出量が587千トンであるのに対して、平成21(2009)年度は633千トンで、約8%の増加となっており、環境への負荷は依然として軽減されていない状況にあります。

そのため、資源の有効活用や再利用に努めるとともに、低炭素型社会に向けた日常生活、事業活動の見直しや省資源・省エネルギーの積極的な推進について、市民や企業などの理解と協力のもと、その取り組みを継続していく必要があります。

## 行財政基盤の確立

近年の地方財政は、大幅に財源が不足する状況にあります。当市の財政状況も同様であり、より一層の行財政改革が求められています。

その一方で、人口の減少・少子高齢化への対応、地域経済活動の低迷への対応、循環型社会など環境の時代への対応、安全で安心できる地域社会の形成などの課題を抱えており、新しい時代の要請やニーズに的確に対応することが求められています。

そのため、歳出と歳入の両面の改革を進める必要があります。市民ニーズを踏まえた行政サービスの質を確保しつつ、歳出を適正に見直していくとともに、企業誘致を積極的に進めるなど、歳入の増加を図るための実効性のある対策を講じていかなければなりません。

歳出の見直しのなかでも、普通建設事業については、多額の財政負担を伴うため、地域ニーズの把握に基づく適切な事業の選択と財源配分の重点化を図るとともに、建設コストばかりではなく、維持管理コストを含む投資効果について十分精査することが重要です。また、今後も多くの公共施設が更新時期を迎えることになるため、各種施設の統廃合を含めた計画的な整備・更新の検討も重要となります。

さらに、合併特例債や地方交付税の合併算定替などの終期を念頭に置き、各種特例措置終了後の行政運営に柔軟に対応することができるような財政体質の確立を図る必要があります。

そのためには、これまで以上の行財政改革を推し進めるとともに、自立した地域経営システムを具現化するための計画を策定し、安定かつ持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。

## 第2章

# 基本フレーム

第1節 人口

第2節 土地利用

第3節 水利用

第4節 財政計画

# 第2章 基本フレーム

基本フレームは、後期基本計画の施策を計画するうえで、基礎となる人口、土地利用、水利用、財政計画を明らかにするものです。

## 第1節 人口

### 1 人口・世帯数の見通し

平成2(1990)年から平成17(2005)年までの4回の国勢調査結果(旧5市町村の合計)をもとに、人口及び世帯数を予測すると、人口は減少傾向で推移し、平成27(2015)年には、87,000人になるものと推計されます。

その年齢階層別人口は、年少人口(0～14歳)が9,800人(構成比11.2%)、生産年齢人口(15～64歳)が51,300人(構成比59.0%)、老年人口(65歳以上)が25,900人(構成比29.8%)と推計されます。

一方、世帯数は緩やかな増加傾向で推移し、平成27(2015)年には、35,300世帯になるものと推計されます。このため、一世帯あたりの人数は減少傾向で推移し、平成27(2015)年には、2.46人になると推計されます。

表-1 人口・世帯数の見通し

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	比較	
					H23/H17	H27/H17
総人口(人)	94,291 (100.0%)	90,066 (100.0%)	90,000 (100.0%)	87,000 (100.0%)	95.4%	92.3%
年少人口 (14歳以下)	12,243 (13.0%)	10,483 (11.6%)	10,600 (11.8%)	9,800 (11.2%)	86.6%	80.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	58,784 (62.3%)	54,512 (60.5%)	54,800 (60.9%)	51,300 (59.0%)	93.2%	87.3%
老年人口 (65歳以上)	23,200 (24.6%)	24,826 (27.6%)	24,600 (27.3%)	25,900 (29.8%)	106.0%	111.6%
年齢不詳	64 (0.1%)	245 (0.3%)	—	—	—	—
世帯数(世帯)	33,790	33,926	34,900	35,300	103.3%	104.5%
一世帯あたりの人数(人)	2.79	2.65	2.58	2.46	—	—

注：人口予測は、センサス変化率法(コーホート法)によります。また、世帯数は、過去4回の国勢調査結果に基づく回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用しています。

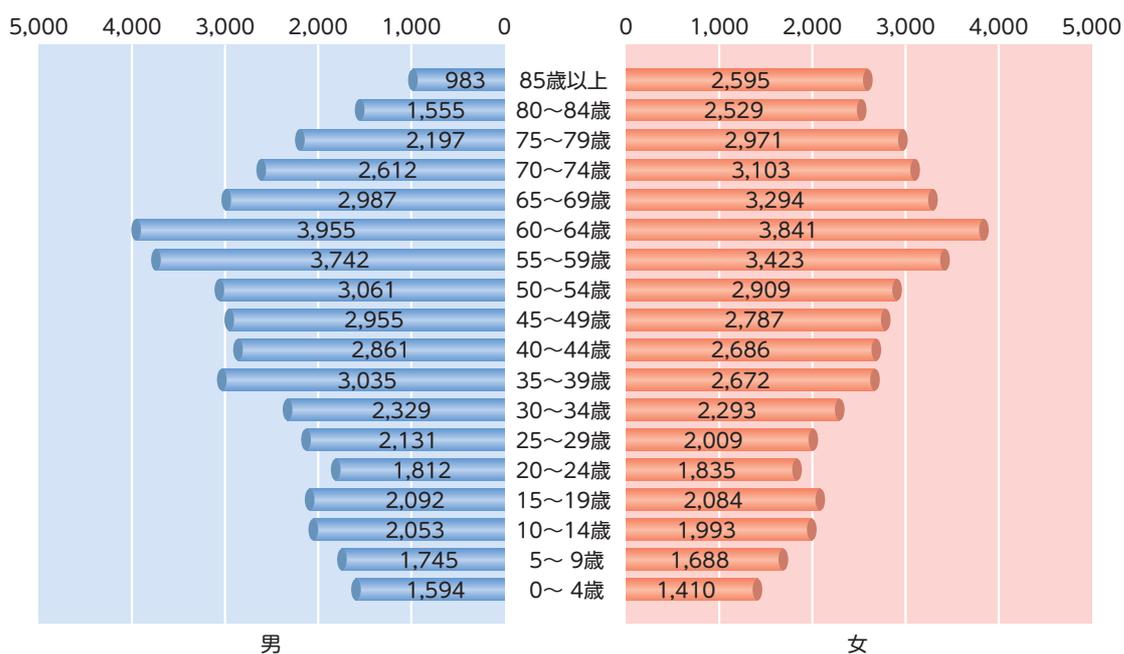
注：平成17年(2005年)、平成22年(2010年)は国勢調査結果、平成23年(2011年)、平成27年(2015年)は基本構想、前期基本計画における見通しの数値を示しています。

人口の見通し(人)



注:平成17(2005)年、平成22(2010)年の総人口は、年齢不詳を含みます。

市の人口ピラミッド(平成22年国勢調査)



## 2 就業人口の見通し

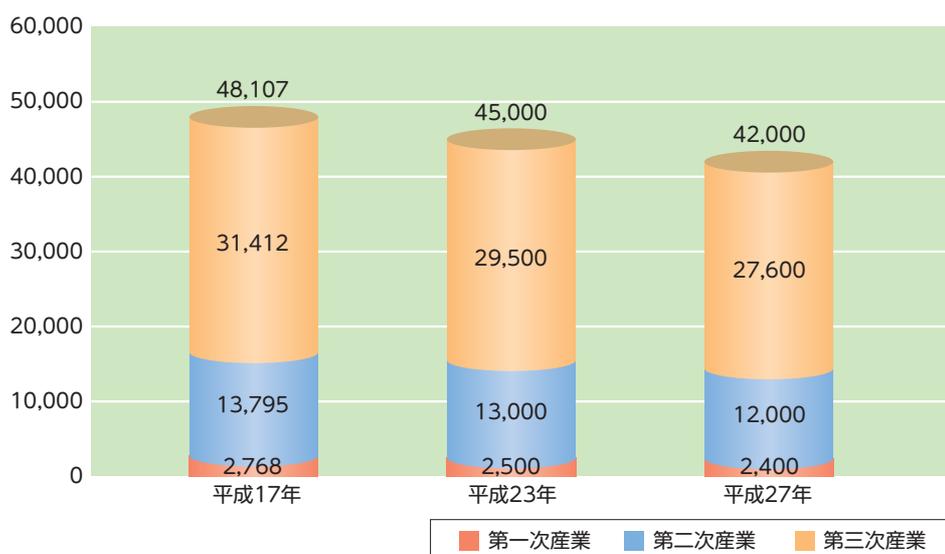
平成2(1990)年から平成17(2005)年までの4回の国勢調査結果(旧5市町村の合計)をもとに、就業者数を推計すると、少子高齢化の進行を反映して、平成27(2015)年には、42,000人になるものと推計されます。

その就業構造については、第一次産業就業者が2,400人(構成比5.7%)、第二次産業就業者が12,000人(構成比28.6%)、第三次産業就業者が27,600人(構成比65.7%)と見込まれます。

表-2 就業人口の見通し

	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	比 較	
				H23/H17	H27/H17
就業者総数(人) (構成比)	48,107 (100.0%)	45,000 (100.0%)	42,000 (100.0%)	93.5%	87.3%
第一次産業 (構成比)	2,768 (5.8%)	2,500 (5.5%)	2,400 (5.7%)	90.3%	86.7%
第二次産業 (構成比)	13,795 (28.7%)	13,000 (28.9%)	12,000 (28.6%)	94.2%	87.0%
第三次産業 (構成比)	31,412 (65.3%)	29,500 (65.6%)	27,600 (65.7%)	93.9%	87.9%
分類不能 (構成比)	132 (0.2%)	—	—	—	—
総人口(人)	94,291	90,000	87,000	95.4%	92.3%
就業率	51.0%	50.0%	48.3%	—	—

注: 就業者総数は、平成17(2005)年の対生産年齢人口比に、予測年度の生産年齢人口を掛けて求めてあります。第一次産業及び第二次産業人口は、過去4回の国勢調査結果に基づく回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用しています。第三次産業人口は、就業者総数から第一次産業及び第二次産業人口を差し引いて求めてあります。



注: 平成17(2005)年の就業者総数は、分類不能を含みます。

## 第2節 土地利用

### 1 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の概況

土地利用では、森林が全体の86.6%を占め、続いて農用地が4.4%、宅地が1.6%、湖沼が1.4%の順になります。そのうち森林、湖沼が88%と、自然的土地利用が大部分を占める一方、可住地面積が極めて少ないという状況です。

全体を概観すると、市域の北部から南西部にかけ、日光国立公園及び尾瀬国立公園に象徴される連続する森林地帯が広がり、自然的土地利用がされています。中央部から南部にかけては農林業地帯が形成され、農林業的土地利用がされています。そして、農林業地帯のなかにいくつかの市街地などが形成され、都市的土地利用がされています。

表-3 日光市の土地利用の推移

(単位:km<sup>2</sup>・%)

区分	平成8年		平成18年		平成22年	
		構成比		構成比		構成比
総面積	1,448.97	100.0%	1,449.87	100.0%	1,449.87	100.0%
農用地	67.67	4.7%	65.68	4.5%	62.89	4.4%
宅地	21.16	1.4%	23.52	1.6%	23.61	1.6%
森林 ( )は国有林	1,260.58 (807.59)	87.0%	1,256.71 (803.96)	86.7%	1,255.31 (803.36)	86.6%
湖沼	20.29	1.4%	19.94	1.4%	20.80	1.4%
その他	79.27	5.5%	84.02	5.8%	87.26	6.0%

注1:資料は栃木県統計年鑑。森林については県環境森林部の資料。

注2:各年の基準日は1月1日。

#### (2) 土地利用の推移

平成18(2006)年と平成22(2010)年の土地利用の推移を見ますと、森林及び農用地がやや減少し、宅地などがやや増加していますが、全体としては大きな変化はありません。

## 2 土地利用構想

### 2-1 前提となる諸条件

#### (1) 法規制等の状況

##### 国立公園

- 国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、自然公園法により、その保護と適正な利用が求められています。そのため、国立公園内では、開発などの各種行為を行う場合は、許可や届出などが必要となります。
- 当市では、日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定された地域が総面積の半分を超え、特に日光・栗山地域では、7割を超えています。

表-4 国立公園の地域別指定面積等

(単位:km<sup>2</sup>)

地域名	面積(A)	指定面積(B)		割合(B/A)
今市地域	243.54	日光	13.12	5.4%
日光地域	320.90	日光	233.09	72.6%
藤原地域	272.27	日光	116.91	42.9%
足尾地域	185.79	日光	31.54	17.0%
栗山地域	427.37	日光	322.95	75.6%
		尾瀬	11.47	2.7%
		計	334.42	78.3%
市全域	1,449.87	日光	717.61	49.5%
		尾瀬	11.47	0.8%
		計	729.08	50.3%

##### 都市計画区域

- 都市計画法で定められた規制の対象になる地域で、一定の開発行為は、市長の許可及び知事との事前協議、建築に当たっては建築基準法の建築確認が必要になります。
- 都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に分かれた線引き都市計画区域、又は線引きがされていない非線引き都市計画区域に分けられます。そのうち、当市は非線引き都市計画区域になります。
- 合併時は、今市・日光・藤原の3つの都市計画区域がありましたが、平成23(2011)年7月に都市計画区域が変更となり、「日光都市計画区域」に統合されました。

表-5 都市計画区域の地域別指定面積等

(単位:km<sup>2</sup>)

地域名	面積(A)	指定面積(B)	割合(B/A)
今市地域	243.54	192.25	78.9%
日光地域	320.90	237.23	73.9%
藤原地域	272.27	52.95	19.4%
市全域	1,449.87	482.43	33.3%

## 用途地域

- 都市計画法に定められた地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐため、住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。用途地域には、第一種低層住居専用地域など、12種類があります。
- 用途地域に指定されると、それぞれの用途区分に応じて、建築できる建物の種類、建ぺい率、容積率などを決定することができます。
- 当市のなかで、用途地域に指定されているのは、今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部です。

表-6 用途地域の地域別指定面積等

(単位:km<sup>2</sup>)

地域名	面積(A)	指定面積(B)	割合(B/A)
今市地域	243.54	8.18	3.4%
日光地域	320.90	4.26	1.3%
藤原地域	272.27	2.28	0.8%
市全域	1,449.87	14.72	1.0%

## 農業振興地域

- 農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、農業振興地域の整備に関する法律で定められた地域です。
- 農業振興地域を有する市町村は、都道府県の同意を得て、農用地地域やその用途区分などを含む農業振興地域整備計画を策定することになります。
- 当市には、今市・日光・藤原・栗山地域に農業振興地域があります。

表-7 農業振興地域の地域別指定面積等

(単位:km<sup>2</sup>)

地域名	面積(A)	指定面積(B)	割合(B/A)
今市地域	243.54	116.14	47.7%
日光地域	320.90	6.62	2.1%
藤原地域	272.27	7.62	2.8%
栗山地域	427.37	8.77	2.1%
市全域	1,449.87	139.15	9.6%

## (2) 主要な社会的条件等

表-8 主な公共施設等

施設等	区域名	今市 地域	日光 地域	藤原 地域	足尾 地域	栗山 地域	市 全域
本庁・総合支所		1	1	1	1	1	5
支所・出張所		6	3	1	0	1	11
文化会館		1	1	1	0	0	3
公民館		6	4	2	1	4	17
図書館		1	1	1	0	0	3
体育館		4	2	0	2	0	8
資料館・美術館		1	1	0	0	0	2
保健・福祉センター		1	1	2	1	1	6
子育て支援センター		1	0	0	0	0	1
保育園		10	4	5	1	2	22
幼稚園		4	4	1	0	0	9
児童館		3	0	2	0	0	5
小学校		13	7	3	1	2	26
中学校		6	4	2	1	2	15
高校		2	1	0	0	0	3
消防署(分署・分遣所含む)		2	3	2	1	1	9
警察署(交番・駐在所等含む)		8	10	4	1	2	25
郵便局		11	7	6	2	3	29
金融機関		12	3	2	1	0	18
医療機関		60	23	10	4	5	102
市営住宅		609	515	243	469	50	1,886
都市公園		27	17	9	0	0	53
市道舗装率(%)		80.6	41.3	71.8	82.0	47.4	66.7
生活排水処理人口普及率(%)		78.4	78.3	79.1	40.2	54.8	76.9

表-9 交通網

今市地域	鉄道 東武日光線、東武鬼怒川線、JR日光線 国道等 国道119号、国道121号(352号)、国道461号、日光宇都宮道路、主要地方道今市・氏家線、一般県道栗山・今市線、広域農道
日光地域	鉄道 東武日光線、JR日光線 国道等 国道119号、国道120号、国道122号、日光宇都宮道路、主要地方道鹿沼・日光線、一般県道栗山・日光線、広域農道
藤原地域	鉄道 東武鬼怒川線、野岩会津鬼怒川線 国道等 国道121号
足尾地域	鉄道 わたらせ渓谷線 国道等 国道122号
栗山地域	鉄道 野岩会津鬼怒川線 国道等 主要地方道川俣温泉・川治線、一般県道黒部・西川線

表-10 文化財・観光資源

今市地域	日光杉並木街道(特別史跡、特別天然記念物)
日光地域	日光の社寺(世界遺産)、奥日光の湿原(ラムサール条約登録湿地)、中禅寺温泉、日光湯元温泉
藤原地域	龍王峡、鬼怒川温泉、川治温泉
足尾地域	足尾銅山施設(産業遺産)、松木渓谷
栗山地域	鬼怒沼湿原、噴泉塔、湯西川温泉、川俣温泉、奥鬼怒温泉郷

## 2-2 基本理念

土地利用については、その大部分が自然的土地利用であることから、豊かな自然環境を適切に保全し、次の世代に引継ぐことを前提に、基本構想に示したまちづくりの視点、土地利用の方針を踏まえ、その賢明な利活用を図ることを基本とします。

## 2-3 ゾーン区分

自然的、都市的、農林業的に分類された土地利用の方針に基づき、市内を4つの「ゾーン」に区分します。

表-11 ゾーン区分と対象区域

区分	対象区域
①自然ゾーン	・日光国立公園及び尾瀬国立公園とその周辺の市域北部から南西部にかけて連続する森林地帯
②都市ゾーン	・用途地域に指定された、今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部 ・人口が増加し住居の集積などが進み、新市街地となるJR下野大沢駅周辺部
③農業ゾーン	・農業振興地域に指定された、市域中央部から南東部にかけた農村地帯など
④林業ゾーン	・自然的土地利用ゾーンを除く、市域中央部から南西部にかけた林業地帯など

## 2-4 地域連携

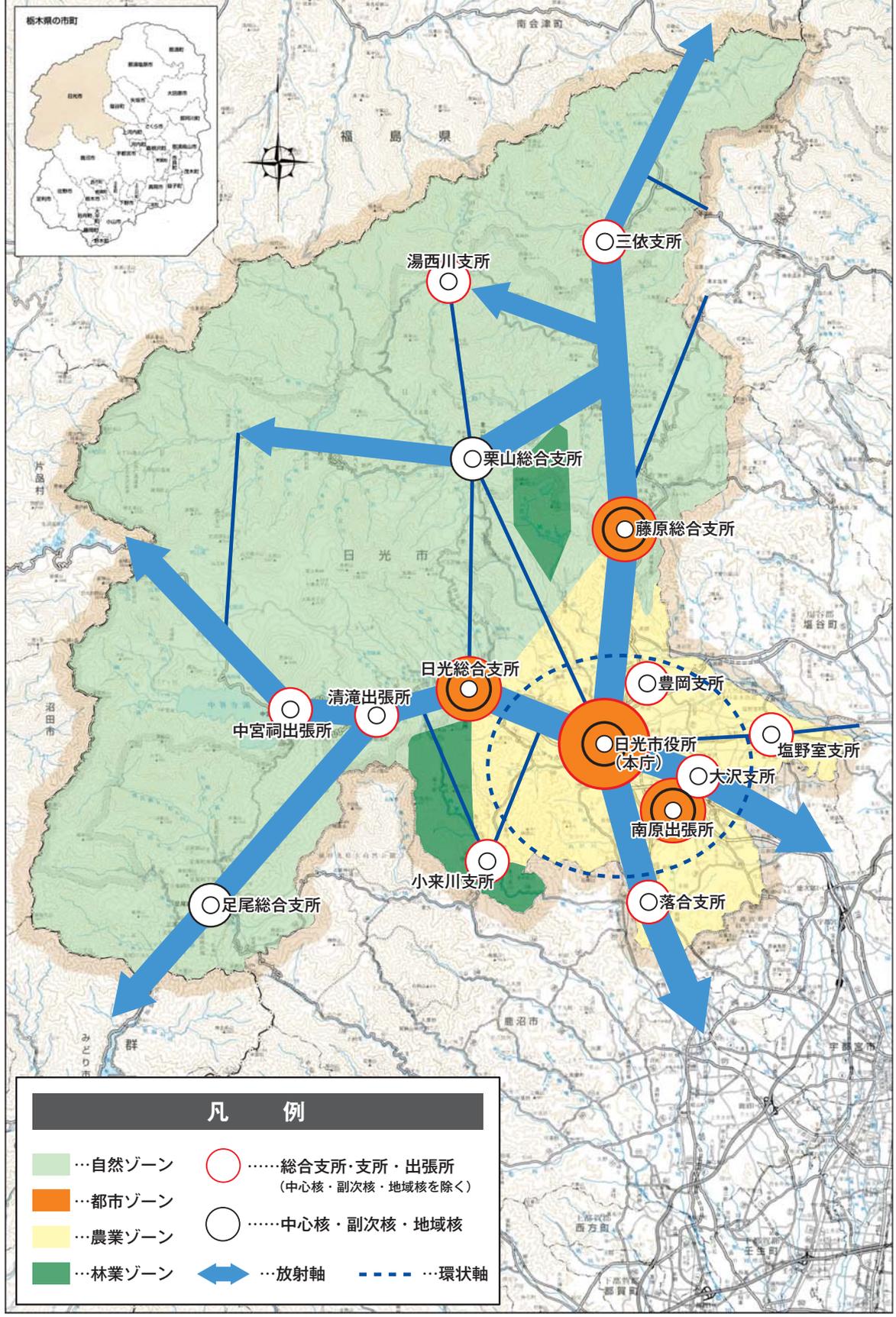
まちづくりの視点から、既成市街地では、中心部の空洞化や郊外への無秩序な開発を抑制するために、コンパクトなまちづくりを目指します。そのため、都市ゾーンにおいて、市街地を「中心核」「副次核」に区分するとともに、地域の交流拠点として「地域核」を設定します。また、地域活性化や雇用創出への対応として、産業基盤の整備を図るために、「産業集積地」を設定します。

さらに、市全体としてのまとまりを形成するという点から、「中心核」「副次核」「地域核」と一定の住居集積が進み、公共施設が配置された地域との連携を図るために、地域連携軸として2つの放射軸と環状軸を設定します。特に2つの放射軸は、当市の基幹産業のひとつである観光面からも、世界に誇れる観光資源を結ぶネットワークとして、活発な交流・連携を図ることが期待されます。

表-12 地域連携の基本的な考え方

拠点及び連携軸	基本的な考え方	対象地区・区域
中心核	公共公益・商業・居住機能などの機能集積が進み、拠点性が最も高い市街地	◇今市市街地
副次核	中心核に次いで高い拠点性を有する市街地 新たに市街地として発展が見込まれる区域	◇日光市街地 ◇鬼怒川温泉市街地 ◇JR下野大沢駅周辺地区
地域核	地域の交流拠点として、日常生活に必要な諸機能の充実を図り、地域特性に応じた拠点づくりを行う地区	◇足尾総合支所周辺地区 ◇栗山総合支所周辺地区
産業集積地	既存の工場・事業所の集積状況、水資源などの産業資源などの利活用を踏まえた産業開発の拠点	◇轟・土沢・清滝地区など
放射軸	中心核、副次核を中心に、各地域が国道、県道によって放射状に結ばれる地域連携軸	◇国道119号、120号、122号で結ばれる地域 ◇国道121号、主要地方道川俣温泉・川治線、一般県道黒部・西川線によって結ばれる地域
環状軸	農業ゾーン内において、各地域が広域農道によって環状に結ばれる地域連携軸	◇広域農道で結ばれる地域

# 土地利用に係るゾーン区分・地域連携のイメージ



# 第3節 水利用

## 1 水利用の状況

一般的に水はその利用形態から、生活用水、工業用水、農業用水などに区分されます。市は広大な面積を有しており、水利用の状況についても地域によって、それぞれ特徴があり、地域特有の問題などを抱えています。

### (1) 利用形態別の状況

#### ① 生活用水

生活用水は、上水道及び簡易水道、専用水道で賄われており、平成22(2010)年度における水道の給水人口普及率は、96.8%です。また、平成22(2010)年度の年間給水量は、約1,839万 $m^3$ で、5年前(平成17(2005)年度)と比較すると全地域で減少しています。

水源別に見ると今市地域が地下水に多くを依存している以外、ほかの地域では、そのほとんどを表流水(河川水)に依存しています。

水道施設については、一部に未整備地区や施設の老朽化が見られることから、安全・安心で良質な水を安定供給するために施設の整備改善を図る必要があります。

表-13 年間給水量の推移

(単位:万 $m^3$ )

地域名	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
今市地域		813	790	777	769	759	768
日光地域		551	560	565	514	506	512
藤原地域		482	465	449	430	413	451
足尾地域		103	100	73	65	61	62
栗山地域		76	63	49	46	43	46
合計		2,025	1,978	1,913	1,824	1,782	1,839

(資料:市水道課)

#### ② 工業用水

工業用水は、表流水や回収水(事業所内で一度使った水を循環して使用する水)を多く利用しており、井戸水(地下水)や上水道の利用は低くなっています。

表-14 工業用水量(平成21年工業統計調査、従業者30人以上の事業所)

	事業所数	総水量 ( $m^3$ /日)	一日当たりの水源別使用量( $m^3$ /日)			
			上水道	井戸水	表流水等	回収水
平成17年	43	100,702	3,291	10,248	38,681	48,482
平成21年	42	130,590	2,785	12,273	57,208	58,324
増減	△1	29,888	△506	2,025	18,527	9,842

### ③ 農業用水

農業用水は、その多くは表流水を利用しており、水利調整機能の充実に努める必要があります。

### ④ その他の水利用

その他の水利用としては、第一に発電用があげられます。市内には、今市発電所をはじめ、21箇所の発電用施設があり、河川水を利用して発電をしています。

また、養魚用としても利用されています。

## (2) 水源地域としての役割

市は、鬼怒川及び渡良瀬川などの源流域となっており、中禅寺湖や湯ノ湖及び川俣・川治・五十里・湯西川ダムなどの湖沼を有しており、水源地域として重大な役割を担っています。このため、水源林の保全や周辺の環境整備などに努め、大切な水を守っていく必要があります。

## 2 水利用構想

水は、限りある貴重な資源であり、市民生活にとって、必要不可欠な資源です。将来を見通した需要量を的確に把握し、安定的で良質な水源の確保に努めるとともに、計画的な供給体系の確立を図り、有効かつ合理的な利用を促進します。

### (1) 利用形態別の構想

#### ① 生活用水

良質で安全・安心な水を安定供給するため、水道施設を計画的に整備改善します。また、漏水を防止するため、老朽化した施設を計画的に整備改善するとともに、節水意識の高揚を図り、有効かつ合理的な水の利用を促進します。

#### ② 工業用水

利用可能な水源の確保に努めるとともに、用水の回収・再利用を促進し、資源の節約と公害の防止を図ります。

#### ③ 農業用水

取水施設・水路施設などの整備改善を進めるとともに、用水利用の合理化により、花き・野菜などの多面的利用に対応した水の確保、供給方法の確立に努めます。

#### ④ その他の水利用

発電用施設の水利用については、関係機関と連携し、計画的な水利用の促進に努めるとともに、養魚用として利用されている水については、水質の汚濁防止などに努めます。また、当市の恵まれた自然がもたらす良質で豊富な水を利用した地場産業などの開発に努めます。

## (2) 水源地域としての役割

### ① 水源林の保全

水源地域として、良質な水の安定供給を確保する観点から、無秩序な伐採を防止するとともに、水源かん養保安林などの適切な森林施業により、水源林の保全に努めます。

### ② 水質の保全

鬼怒川及び渡良瀬川などの源流域として、下水道の整備推進や浄化槽の普及、周辺の清掃活動などにより、河川や湖沼の水質保全に努めます。

### ③ 周辺の環境整備

河川や湖沼などの水辺空間の積極的な利活用を図るために、親水性のある施設整備など、周辺の環境整備を図るとともに、水源地域と下流地域の積極的な交流を促進し、豊かで活力のある水源地域の形成に努めます。

## 第4節 財政計画

地方財政は極めて厳しい状況のもとにあり、地方公共団体においては、簡素で効率的な行政システムの構築や地方主権への対応が求められています。そして、徹底した行財政改革の推進、歳出の見直しによる抑制と重点化、自主財源の積極的な確保などに努め、持続可能な財政基盤の確立を目指していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点に立ち、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの収支見通しを、普通会計ベースで推計しました。

### 【歳入】

#### 1 市税

現行の制度を基本として、これまでの実績に基づいて、今後の経済見通し、人口推計などを勘案して推計しています。

#### 2 地方交付税

普通交付税については、特例(合併算定替)により算定し、合併特例債の償還にかかわる加算分を見込んで推計しています。

#### 3 国・県支出金

現行の制度を基本として、これまでの実績などを勘案して推計しています。

#### 4 市債

建設事業の財源として、合併特例債や過疎対策事業債などを見込みました。また、財源不足に対処するため、臨時財政対策債を見込んで推計しています。

#### 5 その他の収入

現行の制度を基本として、地方譲与税や交付金、使用料などの収入を推計しています。

### 【歳出】

#### 1 人件費

定員適正化計画に定めた職員数の削減目標に基づいて推計しています。

#### 2 扶助費

現行の制度を基本として、これまでの実績や少子高齢化などの社会情勢の変化を勘案して推計しています。

### 3 公債費

これまでに発行した地方債、今後発行される市債の償還を見込んで推計しています。

### 4 建設事業費

総合計画後期基本計画に基づく事業を見込んで推計しています。

### 5 その他の支出

国民健康保険や介護保険、下水道などの特別会計への繰出金、物件費、補助費などの支出を推計しています。

表-15 歳入の推移

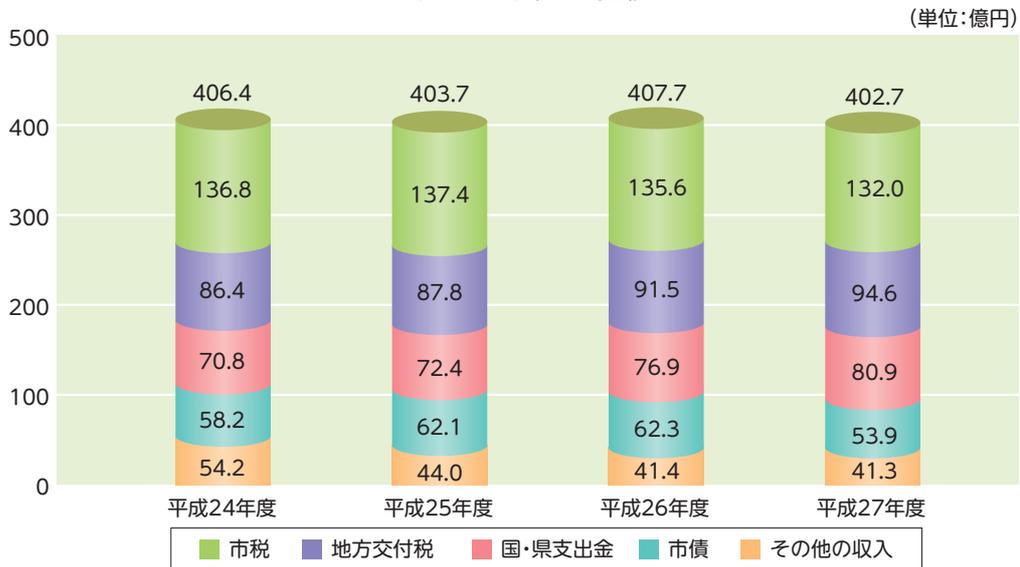
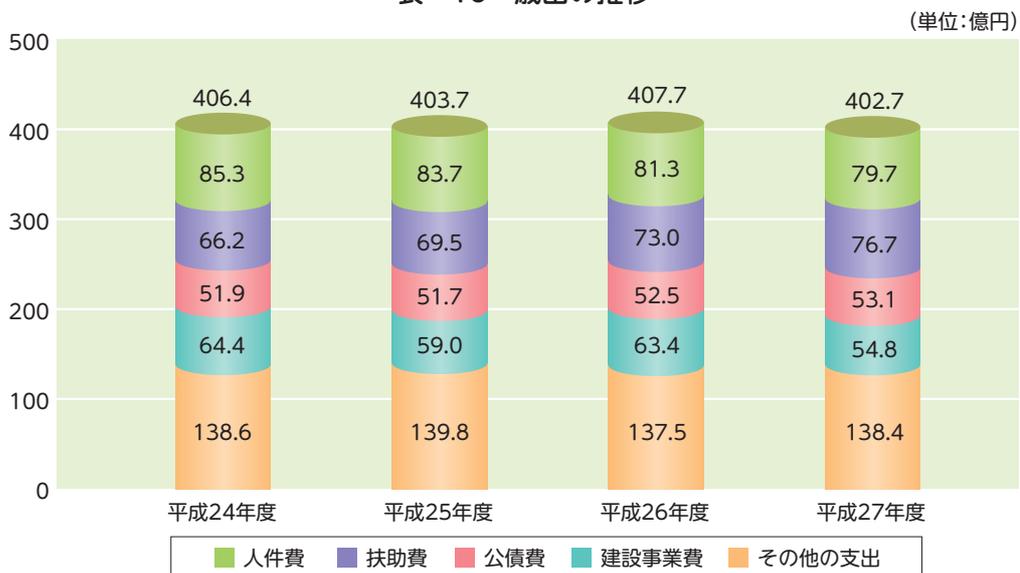


表-16 歳出の推移



## 第3章

# 日光創新

第1節 日光創新の位置付け

第2節 日光創新の方向性

第3節 重点プロジェクト

# 第3章 日光創新

## 第1節 日光創新の位置付け

地方主権の推進により、地方自治体には自己決定・自己責任が求められています。また、都市間競争が激しくなるなか、ほかの自治体との競争に勝ち抜くためには、日光市の独自性を打ち出す必要があります。新たな日光ブランドを創り出し、「世界の日光」となるための取り組みが重要になっています。そこで、基本構想に定めた将来の都市像を実現するための基本戦略を次のように定めます。

### 基本戦略

## 日光創新

“一体感の醸成を図るなかで、新しいものを創り出し、新しい日光を創造する”

後期基本計画の計画期間においては、すべての分野で「日光創新」の考え方に即して施策を展開するとともに、特に優先して重点的に取り組むプロジェクトを次のとおり設定します。

### 重点プロジェクト

- 1 子ども・子育て支援プロジェクト
- 2 観光躍進プロジェクト
- 3 暮らし安心プロジェクト
- 4 産業振興・経済活性化プロジェクト
- 5 ひとづくりプロジェクト

まちづくりの主役である市民の皆さんとともに、日光創新の基本戦略のもと、これらのプロジェクトに取り組んでいくことにより、将来の都市像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」の実現を目指します。

## 将来の都市像

# 四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

— 自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ —

## 基本戦略

# 日光創新

## 重点プロジェクト

- 1 子ども・子育て支援プロジェクト
- 2 観光躍進プロジェクト
- 3 暮らし安心プロジェクト
- 4 産業振興・経済活性化プロジェクト
- 5 ひとづくりプロジェクト

## まちづくりの基本施策

- 豊かなところと文化を育む
- 健やかで人にやさしい社会をつくる
- 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす
- 快適で安全な生活環境をつくる
- かけがえのない自然環境を守る

## まちづくり推進の方策

- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 男女共同参画の推進
- 行財政基盤の確立
- 総合計画の推進

## 第2節 日光創新の方向性

日光創新は、後期基本計画におけるまちづくりの基本戦略となるものであり、新たな発想や発想の転換などにより、新しい価値を創り出し、新しい日光を創造することを目指すものです。

取り組みの方向性としては、日光市の強みや日光らしさ、地域の個性や特色、地域資源を磨き上げ、日光市としてのブランド力を強化するとともに、様々な分野の施策の融合・連携を図りながら新たな地域ブランドの創出など、オンリーワンの価値や魅力を創り出すことを重視した、日光市独自の施策展開を図ります。

こうした取り組みを市民参画、市民との協働により推し進めることで、市民の心に自信と誇り、日光市への愛着が一層醸成され、「市民の活力」につながるとともに、まちの活気や賑わいなど「地域の活力」につなげることができます。

そして、「市民の活力」と「地域の活力」は都市間競争を勝ち抜くまちづくりの原動力となるものであり、この2つが相乗効果を発揮することによって、さらなるまちづくりの力が生まれます。

そのうえで、市民の皆さんに「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思っていただけのような、また、日光市を訪れた人々に「来てよかった」、「また来てみたい」と思っていただけのようなまちづくりを進め、日光市の飛躍・発展、さらには「新しい日光」の創造、「世界の日光」となることを目指します。

## 第3節 重点プロジェクト

日光創新の考え方をもとに施策を展開するなかで、優先的、施策横断的に取り組む重点プロジェクトを次のように設定し、選択と集中を図ります。

### (1) 子ども・子育て支援プロジェクト

少子化が進行するなか、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援を充実するとともに、将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育っていくための環境を整えることが求められています。

そのため、子育て支援や環境整備に加え、教育、保健などの分野との横断的な連携・協力を推進します。

#### ●マタニティ（妊娠期）からの子育て安心サポート事業

- ・妊産婦の不安や負担を軽減するため、妊娠期間や出産後間もない時期におけるホームヘルパーによる家事援助を実施します。
- ・育児期の子育て不安を解消するため、保健師などによる乳児全戸訪問に加え、保育士の資格を持つ方や子育てボランティアによる育児支援家庭訪問を実施します。
- ・幼児虐待の再発防止に向けて、NPOなどとの連携により、親を教育する「ペアレンツ・プログラム」を実施します。
- ・発達障がいの子供が地域の一員として自立することを支援するため、「〔仮称〕発達障がい児支援基本計画」を策定し、関係機関との連携・協力により、適切な支援の充実を図ります。

#### ●地域で育む 子育てサポート事業

- ・保護者の就労支援、放課後における児童の安全確保・健全育成に向け、放課後児童対策を実施していない小規模小学校区域について、公共施設などを利用した児童が安心して過ごせる場所の整備を図ります。
- ・乳幼児期の子育てに関する悩みや不安を解消するため、公共施設など地域の身近な場所に子育て経験者や子育て中の親子が気軽に集える「子育て親子交流サロン」を開設します。
- ・子どもの健全育成に向け、高齢者や未来の親となる中高生と子どもたちが世代を越えてふれあうことのできる世代間交流の場の創出を図ります。

#### ●子育ての経済負担サポート事業

- ・ひとり親家庭や低所得世帯の経済的な負担を軽減するため、子どもの送迎や預かりなどでファミリー・サポート・センターを利用した場合、費用の一部を助成します。
- ・入院などでの高額な医療費の支払負担を軽減し、疾病の早期治療と医療費抑制を図るための医療費貸付制度を創設します。
- ・子どもの疾病の早期発見と早期治療、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、こども医療費の現物給付の対象年齢を拡大します。
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康増進に向け、予防接種の助成対象を定期接種、任意接種ともすべてに拡大します。

## (2) 観光躍進プロジェクト

日光市は豊かな自然や歴史を語る文化遺産・産業遺産、良質な温泉資源などに恵まれており、多くの観光客が訪れています。

これらをより一層活かすため、観光情報の効果的な発信やきめ細かな観光案内、他分野との連携の強化などにより、積極的な誘客活動を展開します。

### ●おいでよ日光！観光情報発信事業

- ・日本全国が総観光地化しているなかで、観光地間の競争に勝ち抜くための情報発信の基盤として、観光客のニーズに対応した観光情報の一元化・共有化を推進し、旅行計画時や観光周遊時などの様々な場面に応じた多彩な観光情報の構築を図ります。
- ・観光客の利便性向上のため、必要な情報を容易に得られるよう、携帯電話やスマートフォン、モバイル端末をはじめとする多様な媒体を活用した観光情報を発信します。

### ●エンジョイ日光！体験・交流推進事業

- ・他分野の素材を盛り込む「体験プラン日光」や、ゴルフやサイクルスポーツとの連携をはじめとする様々な分野と観光を融合させた取り組みや姉妹都市などとの交流事業を積極的に推進し、新たな観光都市日光の魅力づくりに努めます。

### ●ようこそ日光！インバウンド推進事業

- ・外国人観光客の誘客を推進するため、観光友好都市や観光パートナー都市などとの相互協力を推進するとともに、観光関連団体と連携を図り、現地マスメディアを活用した観光PRを行うなど、効果的な誘客事業を展開します。
- ・外国人観光客の受入促進に向け、関連団体との連携・協力によるホスピタリティの向上を図ります。

### ●笑顔でつなぐ日光めぐり観光ガイド育成事業

- ・主要観光スポットを見るほか、街なみや史跡などをめぐる街歩きのニーズの高まりに対応するため、パンフレットの掲載情報に加え、観光客の個々のニーズに合った情報を提供し、市内全域を案内できるガイドの育成によって回遊性の向上を図ります。
- ・国際観光文化都市として数多く訪れる外国人に対応するため、外国語による案内ができるガイドを育成し、おもてなしと利便性の向上を図ります。

### ●心に響く日光の水風景宣伝事業

- ・後世に残したい水のある場所、広く知ってもらいたい水の水風景を「日光水のある風景百選」として選定することにより、日光の水の再発見や貴重な地域資源としての保存を図ります。
- ・水のある風景をはじめ、水と緑に恵まれた豊かな自然環境に関する情報を観光情報とあわせて発信することにより、観光振興と新たな誘客の推進を図ります。

### ●記憶に残る世界遺産「日光の社寺」魅力発信・誘客促進事業

- ・世界遺産「日光の社寺」のもつ歴史的・文化的価値を再発信するとともに、「日光東照宮400年記念事業」を契機として、国内外からの誘客を積極的に推進し、地域経済の活性化と関連産業の振興に資するため、全市一体となったキャンペーンを展開します。

### ●人と環境にやさしいEV・PHVのまちづくり事業

- ・豊かな自然環境の保全と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の普及促進に向け、交通事業者への車両導入の啓発や充電設備の設置などの基盤づくりを推進します。
- ・交通事業者や観光関連団体と連携し、「人にやさしく 環境にもやさしいまち 日光」として情報発信することにより、誘客の推進を図ります。

## (3) 暮らし安心プロジェクト

人口の減少・少子高齢化が進行するなか、地域コミュニティの維持・活性化や、高齢化集落・過疎対策など市民の暮らしを支える取り組みが求められています。

そのため、子どもたちからお年寄りまで全市民が安心して、いきいきと暮すことのできるまちづくりを推進します。

### ●買い物弱者安心サポート事業

- ・日常生活において買い物が困難な高齢者、障がいのある人などを支援するため、宅配事業者ガイドマップの作成などにより、買い物支援を図ります。
- ・身近に商店がなく、日常生活必需品の購入に不便をきたしている交通不便地区において、移動販売の支援事業など新たな買い物支援策を推進します。

### ●高齢化集落見守り安心事業

- ・高齢化集落における地域内外のボランティア、地域おこし協力隊など多様な主体により、高齢者世帯や高齢者ひとり暮らし世帯の見守り体制の強化を図ります。
- ・高齢化集落における保健・福祉、防犯・防災など日常生活の困りごとや不安を解消するため、訪問相談体制の整備を図ります。

### ●暮らし安心防災行政情報システム整備事業

- ・東日本大震災の発生に伴う防災の重要性の再認識により、防災・災害情報の迅速かつ正確な周知に向け、地域要件に適した全市統一の防災行政情報システムの整備を図るとともに、双方向通信や福祉・健康など様々な分野での活用を検討し、多機能・多面的な利活用を図ります。

## (4) 産業振興・経済活性化プロジェクト

経済のグローバル化の流れのなか、都市間競争が激しさを増し、経済の格差が拡大していることに加え、東日本大震災の影響もあり、地域経済や雇用環境は極めて厳しい状況にあります。

そのため、新たな産業の育成や企業誘致などに加え、自然、歴史・文化といった様々な地域資源を活かすとともに、観光・農業・商業・工業・環境など様々な分野が連携・協力することにより、地域産業の振興や地域経済の活性化、雇用の創出につなげていきます。

### ●日光のブランド力強化事業

- ・地域の特色を活かした、独自性・品質の高い地域ブランドを確立するため、地場産品・特産品開発への支援を推進します。
- ・日光市特有の地場産業・伝統産業を守るため、後継者の育成支援に加え、地場産品・特産品などの保護や付加価値を高めるブランド認定制度を創設します。
- ・日光市のブランド力のさらなる強化を図るため、統一したPRの実施や、観光を含めた様々な分野が相互に連携・協力する体制を構築します。

(ブランド品の例示)

- ・米や園芸作物、畜産物などの農産物・農産物加工品
- ・スギやヒノキなどの日光産木材・林産物
- ・ニッコウイワナやヒメマスなどの水産物(淡水魚)
- ・商工業製品、地場産業・伝統工芸
- ・日光の水、天然氷

### ●日光の企(起)業力強化事業

- ・地域経済を牽引する新たな事業の創出に向けて、観光や農業などの地域資源を活かした産業の連携の推進を図るとともに、連携に取り組む企業の相談・支援を推進します。
- ・土沢地区において新たな産業団地を整備するとともに、地域特性を活かした企業誘致、産業集積を一層推進し、市内産業の活性化、自主財源の確保、雇用の創出を図ります。
- ・地域産業の創造性・発展性を高めるため、特許出願などの知的財産権取得に対する助成や市内物産の販路開拓・拡大を支援します。
- ・意欲や才能のある人材が地域で活躍できるよう、融資制度の充実などにより、起業や創業を支援します。

### ●日光のエコ・環境向上事業

- ・環境に配慮した取り組みを多方面から行い、市の財産である豊かな自然環境を保全するとともに、市全体のブランド価値の向上を図ることにより、地域経済の活性化を図ります。
- ・環境に配慮した商品の利用やイベントを促進するとともに、環境に配慮した取り組みを行う小売店などを認定する制度を創設します。
- ・太陽光発電、小水力発電、バイオマスなどのクリーンエネルギーの導入を支援します。

## (5) ひとづくりプロジェクト

まちづくりの原動力は「ひと」であり、活力と魅力にあふれたまちづくりや地域づくりの推進のためには、市民の皆さんがそれぞれの個性や能力を活かしながら、日光市のまちづくりのすべての分野において、主役となって活躍できるようなしくみづくりが必要です。

地方主権の時代にふさわしい市民自治の実現に向け、一人ひとりが自立して自己実現を図りながら、それぞれのライフステージに応じ、地域や社会の担い手となって力を発揮していただけるよう、ソフト・ハード両面からの環境整備を進め、日光市の「ひとづくり」を推進します。

### ●将来に向けたひとづくり事業

- ・各種体験事業や研修事業、生涯学習事業などへの中高生の参加を促進し、ジュニアリーダーなどの次の世代のまちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。
- ・国内外の都市との様々な交流や国際理解教育などにより、国際感覚や交流意識を兼ね備えた視野の広い人材の育成を推進します。
- ・ジュニアリーダーの養成や活用、「まちづくりアカデミー」の開催により、青少年に対するまちづくり活動への理解を促進し、参画意識の醸成を図ります。
- ・まちづくりに取り組むきっかけとして、地域の優れた人材や貴重な資源の発掘・紹介、まちづくりへの参画意欲を高めることを目的とした公民館講座の開催などにより、様々な市民の連携や地域同士のつながりの再構築を促し、リーダーとなる人材の養成を図ります。

### ●人材を活かすしくみづくり事業

- ・市民参画や協働による事業のあり方・進め方などの基本的な考え方を示す〔(仮称)協働のまちづくり推進の指針〕を策定し、より多くの市民が主体的にまちづくり活動や市政に参画できる環境を整備します。
- ・地域の教育力を学校経営に活かすため「学校支援ボランティア活動推進事業」を展開し、地域の人材による「人材バンク」を拡充します。
- ・生活環境の整備や地域福祉の向上、地域住民の交流のため、自治会が行う活動を支援するとともに、まちづくりや福祉活動、イベント開催など市民活動団体などが行う活動を積極的に支援します。

### ●人材を活かす拠点づくり事業

- ・地域づくり・まちづくりを市民の手で進めるため、活動拠点である市民活動支援センターの機能を充実します。
- ・地域にある施設と文化財などを有効活用した文化芸術活動の拠点として、また、二宮尊徳翁の教えを広く市民に紹介し、市民協働によるまちづくりに活かしていくための歴史伝承施設の機能を兼ね備えた〔(仮称)日光文化創造館〕を整備します。
- ・〔(仮称)協働のまちづくり推進の指針〕に定める考え方にに基づき、市民参画や協働による事業の実践や制度化などについて企画・研究していくための人材教育やひとづくりに向け、基盤となる新たなしくみづくりを進めます。



## 第4章

# まちづくりの基本施策

### 第1節 豊かなところと文化を育む

- ① 生涯学習
- ② 人権教育
- ③ 学校教育
- ④ 家庭教育・幼児教育
- ⑤ 社会教育
- ⑥ 青少年の健全育成
- ⑦ 文化芸術
- ⑧ 文化財保護
- ⑨ スポーツ
- ⑩ 国際交流・地域間交流

#### 市民満足度の推移と目標(市民アンケート調査項目)

	H18	H23	H27
▶生涯学習、文化活動や施設の整備状況	11.6%	15.3%	20.0%
▶教育環境の整備状況	10.5%	14.0%	20.0%
▶スポーツ活動や施設の整備状況	11.6%	17.7%	25.0%

(※各項目における「満足」+「やや満足」比率)

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満15歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度(20項目)について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

# 1

# 生涯学習

## 施策の目標

### 生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくりを目指す

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図ります。また、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

## 現状と課題

- ▶ 国際化・情報化の進展、価値観の多様化、少子高齢化の進行、地域の人間関係の希薄化による地域教育力の低下などの社会的状況があります。市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯各期にわたり、きめ細かな学習機会や情報を提供すること、学習相談活動を充実させること、また、学習成果を適切に活かすことができる場を提供することが必要です。
- ▶ 市民主体の学習活動を実施する団体が育成され、様々な分野で活躍しています。しかし、広域になった日光市の社会的な課題に対応するためには、さらなる一体感の醸成と各地域の特性を活かす新たな地域づくりやまちづくりの担い手となる“ひとづくり”を進める必要があります。

## 施策の方向

### 1

#### 生涯学習推進体制の充実

##### 推進体制の充実

社会教育施設や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯学習を進める環境を整えます。

##### 地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域・家庭・学校が連携協力して心豊かな子どもを育成する体制を整備し、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

##### 学習を通じた地域づくり・まちづくりの推進

学習成果を適切に活かすために、学習している団体などがお互いに連携できる環境を整備します。

## 主要事業

### ①-1 地域教育力活性化事業

学校における授業や放課後、休日において、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を整備するために、学校支援ボランティア活動推進事業を展開します。

### ①-2 生涯学習地域づくり推進事業

生涯学習関連団体の把握に努め、各団体のネットワークづくりを進めます。

## 2

## 生涯学習の推進

## 生涯各期における学習機会の充実

市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会を提供します。

市民主体の学習機会、  
学習成果の活用機会の提供

学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で活かすことができる機会を提供します。

地域づくり・まちづくりに  
取り組む人材育成

学習成果や経験を活かし、社会的・地域的な課題に取り組む人材を育成します。

## 主要事業

## ②-1 生涯学習啓発事業

生涯学習情報紙を発行し、生涯学習の啓発・掘り起こしを進めます。

## ②-2 生涯学習推進事業

生涯学習実践活動を発表する事業を展開します。

## ②-3 指導者養成事業

地域コーディネーター※1や地域づくりのリーダーを育成する研修会・講座を開催します。

## ②-4 地域交流事業

各地域で活躍する人や各地域の素晴らしいところを学び、学んだことを発信する事業を展開します。

※1 地域コーディネーター：学校と学校支援ボランティアをつなぐ地域の連絡調整担当者。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
生涯学習ボランティア登録数	135人	200人
生涯学習関連市民学習団体数※2	47団体	70団体
日光学まつり等における学習成果発表件数(年間)	29件	39件
指導者養成研修・講座修了者数	116人	170人

※2 市民学習団体：学習成果を活かし、地域課題などに取り組む団体。

## 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市生涯学習推進構想	平成19年11月	平成20年度～平成27年度
日光市生涯学習推進後期基本計画	平成24年3月	平成24年度～平成27年度

## 2 人権教育

### 施策の目標

#### こころ豊かな人権意識の高揚

学校教育及び社会教育において、市民の生涯各期における人権教育、人権啓発活動を推進し、「一人ひとりが、個人として尊重され、機会の平等が保障され、個性や能力が発揮でき、多様性を認め、ともに生きる」という、人権が尊重されたまちづくりを推進します。

### 現状と課題

- ▶ 市教育委員会では、人権教育推進委員会を組織し、関係機関と連携しながら、総合的な人権教育の推進を図っています。しかし、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などの人権が侵害される不当な差別が今なお存在します。また、国際化に伴い言語・宗教・習慣の違いによる偏見、情報化などの社会の変化に伴い、インターネットを使って特定個人を誹謗中傷するなどの新たな問題も生じてきています。

このような問題を解消するために、個人を尊重する意識を培うための幼少期からの人権教育や、市民一人ひとりが差別や偏見をなくし、人権尊重の意識を高めるための施策を実践し、何人も排除されないソーシャル・インクルージョン<sup>※1</sup>の理念を進めることが必要です。

※1 ソーシャル・インクルージョン：障がいのある人、貧困者、失業者などだれも排除されない、だれも差別されない社会である「ともに生き、支え合う社会づくり」を目指す考え方。

### 施策の方向

#### 1 人権教育指導者の育成と研修の充実

##### 研修機会の充実

指導者の育成と研修を計画的に実施し、人権問題への理解を促進し、指導者の資質と実践的指導力の向上を図ります。

##### 人権教育推進教員の指導力の向上

啓発資料の作成や小中学校への指導を行う人権教育推進教員を対象とした研修会を開催し、推進教員の資質と実践的指導力の向上を図ります。

### 主要事業

#### ①-1 人権教育指導者研修会の開催及び参加促進

国際化・情報化などの新たな問題などにも対応できるよう、人権教育指導者研修会を開催します。また、各種研修会などへの参加促進を図ります。

## 2 人権教育、啓発活動の推進

### 学校における人権教育

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を培うため、人権教育推進教員による学校訪問や校内研修を実施して、学習内容、指導方法の改善、充実を図ります。

### 人権意識の高揚

人権尊重の理念について理解を深められるよう、人権啓発活動を推進するとともに、人権講演会などの学習機会を提供し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 人権尊重啓発標語・ポスター募集事業・人権カレンダー作成事業

全児童生徒を対象に人権尊重の精神の涵養を図る標語・ポスターを募集します。また、その代表作品を活用し、人権カレンダーを作成します。

#### ②-2 人権学習体験事業

小中学生を対象に、疑似体験を通して障がいのある人への理解を深め、思いやりの心を育むために、盲導犬体験学習などを実施します。

#### ②-3 人権教育推進事業

市民を対象に人権講演会などの学習会を開催します。

### 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
人権教育指導者研修会の参加者数	92人	105人
人権尊重啓発標語募集事業応募率	62.1%	80.0%
盲導犬体験学習等事業実施校数	1校	41校
人権学習会参加者数	813人	900人

### 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市人権教育推進計画	毎年度	1年間

## 施策の目標

### 心身ともにたくましく、人間性豊かな児童生徒の育成

学校教育は生涯学習の基礎となるものであり、社会教育と密接な連携のもと、家庭や地域との協働を促進し、子ども一人ひとりの学力の向上や生活の充実、安全・安心を確保する体制づくりを目指します。

## 現状と課題

- ▶ 新学習指導要領の完全実施とともに、「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」などの「生きる力」を育むため、小中学校が一貫した連続的・系統的な指導が求められています。
- ▶ いじめや不登校、暴力行為などの問題行動が多様化しつつあり、その背景として虐待やDVなどが考えられます。健やかな体と豊かな心を育て、社会的に自立した人間として生き抜いていく力を育むために、児童や生徒の指導の充実とともに、不登校児童生徒への適切な支援が求められています。
- ▶ 幼児、児童が被害者となる事件が後を絶たない現状から、子どもの安全確保に向けて、学校、保護者や地域が協力し、登下校時を中心とした子どもの見守り体制を継続することが求められています。
- ▶ 特に配慮を要する子どもに対する、より適切な支援のために、発達相談や就学相談をはじめとした支援体制の整備など、特別支援教育の充実が求められています。
- ▶ 小中学校の適正規模を確保するため、学区編成を考慮しながら、老朽化した小中学校の校舎・体育館などの耐震補強、改築工事を計画的に進めていくことが求められています。

## 施策の方向

### 1 生きる力の育成

#### 小中で一貫した教育の推進

小学校と中学校の接続を円滑にするため、小中学校9年間を見通した教育を推進し、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばします。

#### 問題行動に即応した教育の推進

「学校を休みがちな児童生徒の調査」に基づき、学校間や関係機関との連携を図り、いじめや不登校を予防する児童生徒指導を推進します。また、不登校適応指導教室「若杉学級」の運営の充実と学習環境の整備を図ります。

#### 登下校時の安全安心の確保

登下校の安全を確保し、安心して登校できるような体制づくりを推進します。

## 主要事業

### ①-1 小中一貫教育推進事業

小中学校9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばします。特に英語教育については、小学校から英語活動に親しむことを目的に音声中心の体験的な授業を行います。

### ①-2 適応指導教室<sup>※1</sup>事業

不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を目指すため、様々な体験活動や集団活動を通して自立心や集団への適応力を養います。また、学習面のつまずきや遅れに対応できるよう、個々に応じた学習支援を行います。

さらに、学習環境の充実を図るため、施設の増築などを実施します。

※1 適応指導教室：不登校児童生徒の自立を促し、学校復帰への援助指導を行う施設。

## 特別支援教育の充実

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実強化を推進します。また、発達相談など学校に対する支援体制を強化します。

### ①-3 地域ぐるみの安全体制整備推進事業

スクールガードリーダー<sup>※2</sup>やスクールガード<sup>※3</sup>の巡回指導などにより、児童生徒の安全を確保します。

### ①-4 特別支援教育推進事業

特に配慮や支援を要する子どもに対する発達相談、就学相談及び巡回相談<sup>※4</sup>を推進します。

また、ニーズに合わせた個別の支援手帳「サポートファイルにじ」<sup>※5</sup>の活用を図るとともに、特別支援教育に関する様々な研修などを実施し、支援内容の充実を図ります。

※2 スクールガードリーダー：児童生徒の安全確保の徹底を図るため、週1回2時間程度、担当する校区の校舎内外及び通学路周辺を巡回し、学校やスクールガードへの情報提供、指導などを行う地域安全指導員。

※3 スクールガード：児童の安全確保のため、月1回以上担当小学校の通学路周辺を巡回する学校安全ボランティア。

※4 巡回相談：臨床心理士などの専門家チームが、通常学級に在籍する子どもへの指導に困難を感じている学校を定期的に訪問し、効果的な支援について助言を行う事業。

※5 「サポートファイルにじ」：特別な支援を要する児童生徒の情報を記載した手帳。

## 2 学校環境の整備

### 学校施設の整備

教育環境の向上と児童生徒の安全確保及び災害発生時の避難場所として、施設の充実を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 小中学校耐震補強及び改修事業

日光市公立学校施設整備計画に基づき、学校施設の整備を図ります。

### 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
小学生の英語授業に対する満足度の割合	73%	90%
適応指導教室通級児童生徒学校復帰率	72%	90%
スクールガードリーダーの学校訪問回数(1校あたり)	12回	24回
小中学校耐震化棟数(耐震化率)	33校 101棟(89%)	41校 113棟(100%)

### 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市公立学校施設整備計画	平成23年8月	平成24年度～平成26年度

4

# 家庭教育・幼児教育

## 施策の目標

### 家庭教育力の向上

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭教育力の向上を目指します。

また、子どもを見据え、子どもを主役とした幼児教育から学校教育への接続のために、全市的な幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、子どもの目線に立った保育・教育の充実を図ります。

## 現状と課題

- ▶ 核家族化や地域における人間関係の希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況が変化するなかで、家庭教育力の低下が指摘されています。その対策として、保護者が家庭で子どもを育てる力を向上させるための学習機会や情報を提供する必要があります。また、保護者を支援する環境の整備が求められています。
- ▶ 小学校の新入学児童のなかには「先生の話听不懂」「席に座ってられない」など、新しい環境になじめない事例が見受けられ、その一因として幼稚園・保育園・小学校の職員それぞれの「子ども観」「教育観」の違いが指摘されていることから、幼児から小学生への移行をスムーズに進めるための環境整備が必要です。  
また、幼稚園児と保育園児は、同年代ということから違和感なく相手を受け入れられ、相互に良い影響を与えることが期待されることから、幼稚園と保育園の交流を図ることが求められています。

## 施策の方向

### 1 家庭教育支援体制の充実と推進

#### 家庭教育支援体制の整備・充実

家庭教育の推進を図るため、地域の人材を活用し、保護者に対する様々な支援体制を整備します。

#### 学習機会の充実

保護者が家庭で子どもを育てるために必要な学習を様々な機会をとらえて提供します。また、家庭教育ボランティア、関係機関・企業などと連携して、多種多様な講座の開設に努めます。

#### 情報提供の充実

全保護者に対して家庭教育の重要性について情報を発信します。

## 主要事業

### ①-1 家庭教育指導者の活用と育成

家庭教育の指導者として県で養成した家庭教育オピニオンリーダー<sup>※1</sup>や親学習プログラム修了者の活用を図るとともに、指導者に対しスキルアップ講座を実施して指導者の育成に努めます。

### ①-2 家庭教育関係講座・講演会の開催

家庭教育講演会、家庭教育学級の充実を図ります。さらに、保護者が集まる機会をとらえて家庭教育講座を開催し、家庭における子どもの教育に必要な知識や技術についての学習機会を提供します。

### ①-3 家庭教育リーフレットの配付

子育て川柳を募集し、その作品を活用した家庭教育リーフレットなどを配付して家庭教育への関心を高めます。

※1 家庭教育オピニオンリーダー：栃木県教育委員会主催の研修を修了した、家庭教育支援者(団体)。

## 2

## 幼児教育支援体制の充実と推進

幼稚園・保育園・小学校間の  
情報交換体制の整備・充実

子ども一人ひとりを細やかに支援していくために、就学前、就学後の情報交換や意見交換の機会を設けて、幼児教育から学校教育へのスムーズな移行を図ります。

幼稚園・保育園・小学校職員  
研修会の充実

県が主催する各種研修会などへの参加とともに、幼稚園・保育園・小学校の教職員が合同で参加する全市的な研修会、各小学校を基幹とする小ブロックの研修会などを開催し、幼児教育への理解促進、発達障がいなど特に配慮を要する子どもへの支援の充実を図ります。

## 幼稚園と保育園との連携

国が平成25年度に導入を予定している「子ども子育て新システム」の動向を見極めながら、主体的な幼稚園と保育園の交流、連携を図ります。

## 主要事業

## ②-1 情報伝達支援体制の整備

各幼稚園・保育園・小学校に共通する子どもの理解のために情報交換の場を設けて、子どもの教育的ニーズに合った指導・支援の充実を図ります。

②-2 各地域の実態に即した  
ブロック研修の実施

市内を小学校区などのいくつかの地域に分けて、公開保育や公開授業など各地域の実態に応じた研修を実施し、幼稚園・保育園・小学校の連携・交流を推進します。

## ②-3 幼稚園・保育園の交流事業

園児の将来において相互に良い影響を与えることが期待されることから、それぞれの施設の行事に招待し合うなど、幼稚園と保育園の交流に努めます。

## 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
家庭教育指導者を活用した講座数	2回	6回
家庭教育指導者数	51人	55人
家庭教育講座・講演会参加者数	5,874人	6,000人
幼・保・小連携推進研修会の参加率	93%	95%

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市家庭教育推進計画	毎年度	1年間

## 施策の目標

### 地域に根ざした社会教育の充実

社会教育活動を推進するため、学習機会の提供や人材育成など、社会教育施設の機能充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

## 現状と課題

- ▶ 社会教育は、生涯学習の中核的な役割を担うものです。公民館や図書館、歴史民俗資料館などの社会教育施設では、市民の自主的な学習活動を支援するため、様々な学習機会や情報の提供・人材育成などを通じた活動を行っていますが、社会情勢の変化に伴い、市民の学習ニーズが多様化・高度化していることから、学習活動の充実を図る必要があります。
- ▶ 社会教育施設での学習成果がひとづくりによる市民の自主的なまちづくりに活かされていくことが期待されており、その活動拠点である施設の計画的な整備を推進する必要があります。

## 施策の方向

### 1 社会教育施設における学習の充実

#### 学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育に携わる指導者などの養成・研修を充実し、市民の学習活動を支援します。

#### 公民館活動の充実

多様化する市民ニーズに対応した各種講座・教室を効果的に実施するなど、最も身近なひとづくり・地域づくりの拠点施設である公民館活動を充実します。

#### 社会教育関係団体の育成

それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

#### 図書館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス※1機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点としての図書館機能を充実します。

## 主要事業

### ①-1 公民館教室・講座実施事業

市民ニーズに対応した多種多様な教室・講座を実施するとともに、市民のまちづくり参画力を高めることを目的とした講座を実施します。

### ①-2 地域の図書整備事業

図書館が整備されていない足尾、栗山地域の公民館などにおいて、総合支所の整備に合わせた図書室機能や図書館の図書資料の活用などにより、読書に親しめるような環境づくりを推進します。

### ①-3 読書活動推進事業

ブックスタート事業※2や移動図書館事業を通して読書への関心を高めるとともに、読書関連ボランティアの活動支援を行います。

※1 レファレンス：図書館を利用する人からの質問や疑問に対し、参考資料・情報などを提供すること。

※2 ブックスタート事業：乳児と保護者に絵本を開く喜びや心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、乳児健診時に絵本や子育て関係資料を配布するとともに、読み聞かせなどを行う事業。

**読書活動の推進**

子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを味わえる環境づくりを進めます。

**歴史民俗資料館機能の充実**

地域の人文・自然両分野にわたる多種多様な資料の収集・調査研究に努め、その成果を公開・公表し、市民共有の知識としての情報の提供を推進します。

**①-4 資料館図書発行事業**

人文・自然に関する資料の収集や調査研究活動の成果をまとめた図書を順次発行します。

**①-5 移動博物館事業**

児童生徒が実物資料を通して郷土の歴史や文化に対する理解・関心を深めることができるよう、小中学校を対象とした移動博物館を実施します。

**2****社会教育施設の整備****公民館**

公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、施設の老朽化や地域の実情に応じた計画的な整備を進めます。

**歴史伝承施設**

歴史的財産を未来へ伝え、歴史や文化を身近に学べる場として、歴史資料の展示・保存機能を持つ施設の整備を進めます。

**主要事業****②-1 公民館整備事業**

総合支所等の庁舎整備に係る基本方針に基づき、計画的に施設を整備します。

**②-2 歴史伝承施設整備事業**

文化創造・まちづくりの拠点として整備を進めていく(仮称)日光文化創造館内に、当市にゆかりの深い尊徳翁の教えを広く市民に紹介する(仮称)二宮尊徳記念館を整備します。

**成果指標**

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
公民館利用者数	141,847人	145,000人
図書貸出数	310,637冊	348,000冊
市民一人当たり図書貸出数	3.41冊	4.00冊
資料館入館者数	19,728人	25,000人
資料館レファレンス件数	176件	320件
資料館移動博物館事業利用件数	—	20件

**関連する個別計画**

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市生涯学習推進構想	平成19年11月	平成20年度～平成27年度
日光市生涯学習推進後期基本計画	平成24年3月	平成24年度～平成27年度
日光市読書活動推進計画	平成24年3月	平成24年度～平成27年度

# 6

# 青少年の健全育成

## 施策の目標

### こころ豊かでたくましい青少年の育成

次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。

「青少年は地域社会が育む」という観点に立ち、地域社会の構成員である家庭、学校、職場、地域などが青少年を育成する機能と役割を認識して相互に連携・協力し、市民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、自ら青少年育成活動に参加することを促進します。

また、非行防止に関する啓発や街頭指導などに取り組むとともに、少年指導センターなどの相談支援体制を充実するなど、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

## 現状と課題

- ▶ 価値観の多様化などにより、地域社会の連帯感が希薄化し、青少年の豊かな感性が育まれる重要な時期に体験活動や交流活動に参加する青少年が減少しています。そのため、地域と連携・協力した魅力ある交流機会や社会体験・自然体験の場が求められています。さらに、次の世代を担うジュニアリーダー<sup>※1</sup>や団体のリーダー、地域指導者などの育成、ジュニアリーダーなどが活躍する場の提供が求められています。
- ▶ 青少年を取り巻く環境は、有害な図書や携帯電話、インターネットを通じて配信される有害情報の氾濫により、一段と厳しさを増しています。青少年健全育成には、市民総ぐるみで取り組むことが必要であることから、関係機関との連携による街頭指導や社会環境の浄化と指導者の育成が求められています。  
さらに、非行問題に関する家庭や地域、個人の悩みにきめ細かな対応のできる相談体制が求められています。

※1 ジュニアリーダー：子ども会連絡協議会や支部子ども会連絡協議会などの活動に際し、子どもたちの自主的な活動をサポートするリーダー的な役割を担う中高生。子どもたちの活動が円滑に進むよう、時には大人との間の橋渡しの役割も担う。

## 施策の方向

### 1 青少年健全育成体制の充実

#### 青少年育成事業の充実と社会参加の促進

体験活動、交流活動などの機会を提供し、青少年活動を推進するとともに、それらの活動においてジュニアリーダーの活用を図ります。また、青少年の地域活動やボランティア活動などの社会参加活動を促進します。

#### 青少年育成団体の支援・指導者の養成

青少年育成団体に対し、情報提供や相談を行うなど、一層の活動支援を行います。また、地域の指導者を養成するための研修や体験活動、交流活動などを推進します。

## 主要事業

### ①-1 青少年育成事業

姉妹都市などとの青少年交流活動を積極的に展開し、青少年の健全育成を推進するとともに、ジュニアリーダーの活躍の場を提供します。

### ①-2 青少年育成団体支援事業

子ども会・育成会、ジュニアリーダー、PTAなどの青少年育成団体の支援を行います。また、市民総ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成市民会議などを拡充します。

## 2 青少年を取り巻く環境の健全化

### 環境の健全化・街頭指導

少年指導委員を中心に関係機関及び地域との連携を図り、青少年育成のための良好な社会環境づくりの推進や、街頭指導の充実強化に努めます。また、少年指導委員や関係者の資質と実践的指導力の向上を図るための研修会を実施します。

### 相談体制の充実

非行問題に関する家庭や地域での悩みごとなどの青少年問題に対し、適切に対応するための少年相談受付体制の整備を図ります。

## 主要事業

### ②-1 少年指導事業

少年指導委員を中心とした関係機関が連携を図りながら、街頭指導を実施します。

### ②-2 相談事業

相談しやすい環境を整備するとともに、少年相談員と関係機関との連携による相談事業の充実を図ります。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
ジュニアリーダー数	28人	40人
自然体験、交流事業等参加者のジュニアリーダー登録数	11人	16人
自然体験、交流事業等参加者数	687人	900人
街頭指導の回数	88回	100回

## 施策の目標

### 地域に根ざした文化活動の促進

身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するなど、文化の向上を目指します。

また、活発な文化芸術活動を推進し、豊かな心と潤いのある生活の実現を目指します。

## 現状と課題

- ▶ 広い面積を有する本市には、それぞれの地域で特色のある郷土芸能や伝統行事が数多く行われており、その伝承に努めることはもちろん、市内における新たな文化を創造することが求められています。  
そのため、地域間の文化交流や文化施設の整備・充実、また、文化活動の担い手として、文化協会などの市民文化団体を育成する必要があります。
- ▶ 美術館は、日光にゆかりのある画家、小杉放菴の作品を収集・展示するとともに、音楽会などを開催することにより市民に親しまれています。  
今後も地域の文化芸術活動の拠点として、魅力的な展覧会などを企画運営していくことが求められており、また、小中学生の頃から芸術に親しむために、美術鑑賞などの機会を増やしていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 文化芸術活動の推進

#### 文化芸術に接する機会の創出

文化芸術に気軽に接し、参加できるような機会を設けるとともに、自主的な文化芸術活動を支援します。

#### 伝承者や後継者の育成・支援

地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するために、伝承者や後継者の育成支援を行います。

#### 文化団体の育成・支援

文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体を育成・支援します。

#### 美術館等展覧会の開催・充実

美術鑑賞の機会を提供するため、展覧会の開催・充実を図ります。

## 主要事業

### ①-1 文化活動推進事業

全国規模の写真コンテストである「日光フォトコンテスト」また、市内小・中学校生を対象とし、邦楽を次の世代に引き継いでいくことを目的とした「邦楽スクールコンサート」及び市民文化祭の開催などの市民の文化芸術活動の機会の提供と伝統芸能の後継者育成に向けた事業を実施します。

### ①-2 文化団体活動支援事業

市内で活動する文化団体が自主的で広範囲な活動ができるよう、各種文化活動の情報収集や情報提供などを行います。

### ①-3 美術作品等収集事業

展覧会へつなげる調査研究資料として、美術作品などの収集を行います。

**美術作品などの収集**

魅力ある展覧会を開催するため、美術作品などの収集を行います。

**①-4 民俗芸能・技術記録保存事業**

市内の民俗芸能や技術を映像に記録し、保存活用を図ります。

**2 文化活動支援施設整備事業****公共文化施設の整備検討**

公共文化施設のあり方を検討し、文化芸術活動の形態を踏まえ、文化芸術の拠点となる施設の整備充実を図ります。

**公共文化施設の活用**

公共文化施設の広域的な活用方法や情報提供を推進し、市内全域で文化芸術にふれることのできる機会を創出します。

**主要事業****②-1 文化団体活動支援施設整備事業**

文化芸術活動の支援と郷土の歴史の普及啓発を行うための施設として「(仮称)日光文化創造館」を整備します。

**②-2 体験実習室整備事業**

美術に親しむ機会となる美術鑑賞教室や、ワークショップなどを開催するために必要な体験実習室を整備します。

**成果指標**

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
文化会館利用者数(今市・日光・藤原)	91,710人	100,000人
文化協会加入者数	2,411人	2,500人
美術館入館者数(市民入館者数)	11,890人(3,123人)	18,500人(7,400人)
民俗芸能・技術映像記録件数	0件	25件

**日光創新に係る事業**

事業名	事業内容
文化団体活動支援施設整備事業	既存の文化施設の機能を集約し、文化芸術の活動支援を効果的に行うための施設として「(仮称)日光文化創造館」を整備します。

# 8 文化財保護

## 施策の目標

### 地域の文化財の保存活用と保護思想の普及

市内に存在する文化財の保護を推進するとともに、文化財保護体制を整備し、併せて保護思想の普及・啓発と活用を図ります。

## 現状と課題

- ▶ 市内には、国・県・市指定の各種文化財や史跡・記念物、さらに文化財を保存する伝統技術など多種多様な文化遺産があり、これらを適切に保存し、未来に継承していくことが求められています。そのための体制を整備し、充実させる必要があります。
- ▶ 広大な面積を有する当市には、知られざる文化財が依然として多数存在していると推測されていることから、これらの調査・研究を進めるとともに、保存体制を確立し、普及・活用を図る必要があります。
- ▶ 世界遺産に登録されている「日光の社寺」とそれを取り巻く自然環境を見守り、適切な保護対策を講じていく必要があります。
- ▶ 足尾銅山関連の産業遺産は、日本の近代化・産業化に大きく貢献し、また、公害対策の起点となったものであり、その保存活用とそれら地域資源を活かしたまちづくりに向けた世界遺産登録が求められています。
- ▶ 世界遺産登録の前段となる暫定一覧表追加記載に向けて、国から保存活用を含めた文化財指定と世界史的、国際的観点からの価値証明が求められています。

## 施策の方向

### 1 文化財の保存・活用

#### 文化財調査などの促進

市内の文化財の調査・指定などを促進し、保存を図ります。

#### 民俗芸能などの保存・継承

地域で行われている民俗芸能や伝統行事の保存・継承を支援します。

#### 文化財の活用

日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進します。

#### 文化財の保護思想の普及

指定文化財などの理解促進を図るとともに、保護思想の普及を促進します。

## 主要事業

### ①-1 文化財調査・研究事業

市内の文化財の指定などを推進するための総合調査を実施します。

### ①-2 文化財保存・活用事業

地域で行われている民俗芸能や伝統行事の保存・継承を支援します。

## 2 世界遺産の保護及び新規登録

### 世界遺産の保護対策

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に努めるとともに、遺産に対する理解を深め、より良い活用を図ります。

### 足尾銅山の世界遺産登録推進

足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域づくりを進めるため、世界遺産登録を目指します。

## 主要事業

### ②-1 世界遺産「日光の社寺」保護・管理事業

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策を講じるための活用計画を策定します。

### ②-2 世界遺産保護活用事業

日光市の範囲にほぼ重複する「日光神領」の視点から世界遺産「日光の社寺」としての価値や全体像を見直すことにより、来訪者の関心を日光市全域に広げ、遺産のより良い活用を図るとともに、積極的に情報を発信します。

### ②-3 足尾銅山の世界遺産登録推進事業

足尾銅山の世界遺産登録を推進するため、課題とする保存活用を含めた文化財指定と世界史的、国際的観点からの価値証明を中心とした事業に取り組みます。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
国・県・市指定等文化財件数(足尾銅山関連の文化財を除く)	498件	510件
足尾銅山関連指定等文化財件数	20件	30件
足尾銅山関連指定等文化財の公開件数	7件	11件

## 日光創新に係る事業

事業名	事業内容
足尾銅山の世界遺産登録推進事業	日本の近代化・産業化に大きく貢献し、また、公害対策の起点となった足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、世界遺産登録を目指します。

# 9

# スポーツ

## 施策の目標

### 豊かなスポーツライフの実現

市民の自主的なスポーツ活動を推進するため、情報の提供や講習会の開催などスポーツ団体に対する支援の充実を図ります。また、市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、体育施設の整備充実に努めます。

## 現状と課題

- ▶ 近年の余暇時間の増大や健康志向などにより、市民のスポーツに対するニーズが多様化してきていることから、市民のだれもが年齢や体力に応じて、気軽にスポーツに親しむことができる地域社会を実現することが求められています。
- ▶ 少子化の進行により、スポーツ少年団の団員・団体数が減少しており、指導者も不足しています。充実したスポーツ活動を展開するためには、スポーツ振興基本計画に基づいた指導者の養成や団体の育成、施設整備などが必要であり、さらに、各種スポーツ大会・全国大会を通じ、地域間の交流や観光事業との連携が求められています。
- ▶ 市内のスポーツ施設の多くは、市町村合併前に整備されたため、利用目的が類似・重複した施設が多く、老朽化も進んでいるため、計画的な整備が必要となっています。

## 施策の方向

### 1 スポーツの振興

#### 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ<sup>\*1</sup>の設立や学校開放利用の促進に努めます。

#### 特色あるスポーツの推進

日光市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート競技の普及・促進に努めます。

#### スポーツ指導者の養成

スポーツ少年団認定員などのスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を実施します。

#### スポーツ交流の充実

地域間の交流を促す大会や、市のPR効果が大きい全国大会などのスポーツイベントの開催に努めます。

## 主要事業

### ①-1 総合型地域スポーツクラブ支援事業

市民の自主的運営によるスポーツクラブの創設に向け、各関係団体と協議を進めます。

### ①-2 ホッケー及びスケート普及事業

ホッケー及びスケート競技の普及促進を図るため、教室や大会の開催、競技団体への支援を行います。

### ①-3 スポーツ・レクリエーション普及事業

生涯にわたりスポーツに親しめるよう、ニュースポーツを中心とした教室・イベントなどを開催するとともに、指導者となる人材の発掘、育成を図ります。

### ①-4 スポーツイベントの開催

日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会をはじめ、全国的なスポーツ大会の開催、誘致を進めます。

<sup>\*1</sup> 総合型地域スポーツクラブ: 地域の人たちが自主的に運営する、世代も技術レベルも様々な人たちが参加して、気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ。

### スポーツ団体の育成強化

体育協会の自主活動の促進やスポーツ少年団の活動支援に努めます。

### スポーツ情報の提供

いつでも、だれでもスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、スポーツ施設やスポーツイベントなどの情報を広く提供します。

### ①-5 地域スポーツ活性化 交流支援事業

体育協会を中心とした地域スポーツ事業や競技別市民スポーツ大会を支援し、地域の活性化と交流促進を図ります。

### ①-6 スポーツ情報の提供

マスコミ、インターネットなどを積極的に活用し、スポーツ情報の充実を図ります。

### ①-7 スポーツと観光の連携

スポーツ合宿やニュースポーツなどに対応した滞在型スポーツ環境の整備・充実に向け、スポーツ団体や観光関連団体などとの連携を図ります。

## 2 スポーツ施設の整備充実

### スポーツ施設の整備

市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を推進するとともに、効率的な管理運営を図ります。

### 主要事業

### ②-1 スポーツ施設総合整備事業

スポーツ施設整備計画に位置付けた、スポーツ施設の整備を進めます。

### 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
総合型地域スポーツクラブ数	2団体	4団体
スポーツ少年団指導者認定員養成講習会延受講者数	310人	610人
市・教育委員会主催スポーツ大会の参加者数	24,410人	25,600人
1回30分以上の運動を週2日以上する人の割合	(H23) 39.6%	44.0%
社会体育施設利用者数	401,892人	411,000人

### 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市スポーツ振興基本計画	平成20年3月	平成20年度～平成27年度
日光市スポーツ施設整備計画	平成21年10月	平成21年度～平成27年度

## 施策の目標

### 国際化、多文化共生社会のまちづくり、国際・国内交流の推進

市民が国際性豊かな幅広い視野を身に付けるための環境づくりを進めます。また、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、幅広い国際交流を推進します。さらに、国外の都市との交流だけでなく、風土、経済、産業など地域の持つ魅力を引き出し地域の活性化を図るため、国内の姉妹都市などとの交流を推進します。

## 現状と課題

- ▶ 情報通信技術や交通手段など、近年あらゆる分野でグローバル化※1が進み、国際化が一層進展し、全国的、世界的に多様な国際交流が広がっています。そのため、文化や生活様式の違いなど異なる文化を相互に理解し、尊重できる豊かな国際感覚の醸成を図るため、国際理解講座などの開催を推進していく必要があります。  
また、当市は世界遺産である「日光の社寺」をはじめとする世界に誇る文化・歴史遺産や豊かで雄大な自然に恵まれており、海外からも多くの観光客が訪れる世界に誇る国際観光文化都市であることから、外国人をもてなす国際性も必要です。
- ▶ 外国人登録者の長期滞在化、永住傾向が続くなかで、在住外国人が同じ地域の住民の一人であることを理解し、ともに理解、協力しあって地域づくりを行っていく必要があります。そのため、在住外国人の日常生活を支援する体制づくりや意識づくりなどの環境を整備する必要があります。
- ▶ 当市では、国内外の姉妹都市・友好都市・観光パートナー都市※2と文化・スポーツ・観光面での交流が継続されています。こうした都市間交流は地域の魅力や資源を掘り起こし、地域の活性化や個性豊かな地域づくりにつながることから、相互交流の拡充が求められています。

※1 グローバル化：政治、経済、文化など、様々な側面において従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

※2 観光パートナー都市：相互の交流支援により、観光客増加を図ることを目的とした都市。

## 施策の方向

### 1 国際化の推進

#### 国際交流推進団体の支援

市民レベルで国際交流事業の推進を図る日光市国際交流協会の活動を支援します。

#### (仮称)日光市国際化推進計画の策定

国際観光文化都市として進めるべき施策などの基本計画を策定します。

## 主要事業

### ①-1 国際交流推進団体支援事業

国際交流推進団体である日光市国際交流協会の運営や国際理解・国際感覚を醸成するための支援に努め、国際理解講座など民と官が一体となった国際交流事業を展開します。

### ①-2 (仮称)日光市国際化推進計画策定事業

日光市の特性を踏まえた国際化施策を展開していくため、その基本方針や具体的施策を明らかにする基本計画を策定します。

## 2 多文化共生社会のまちづくり

### 外国人が暮らしやすいまちづくり

在住外国人が暮らしやすい環境づくりを進めるため、地域や関係機関と連携して在住外国人への情報提供や相談業務を充実するとともに、多文化共生社会に向けた啓発活動を推進します。

### 主要事業

#### ②-1 在住外国人支援事業

市内在住外国人が安心して生活できるように日本語教室の開催や生活相談体制を充実し、生活関連情報の外国語版パンフレットの作成など、国際化に対応した情報提供を推進して在住外国人の生活支援を行います。

また、市民との交流機会の提供に努めるとともに、在住外国人と地域の人たちがともに暮らしやすい地域づくりを進めるため、広報紙やホームページを利用した意識啓発活動を充実します。

## 3 国際交流・国内交流(都市間交流)の推進

### 国際理解の推進

国際理解のための学習機会の拡充など、国際感覚豊かな人材の育成を図り、継続的な国際交流を推進するとともに、日光市国際交流協会との連携を図りながら、姉妹都市や友好都市との交流を推進し、諸外国の多様な暮らしや文化に対する理解を深めます。

### 海外姉妹都市との交流の推進

海外姉妹都市・友好都市との親交をさらに深めるため、相互派遣など交流機会の充実を図り、市民の自主的な交流活動を支援し、国際理解促進に向けた一層の相互交流を推進します。

また、親善・友好交流から観光誘客交流など交流分野の拡大を図ります。

### 国内姉妹都市等との交流の推進

国内姉妹都市・友好都市との交流を推進するとともに、観光パートナー都市との交流事業を推進し、様々な分野での市民相互の交流を拡充します。

### 主要事業

#### ③-1 国際理解推進事業

国際交流員や外国語指導助手、在住外国人を活用し、学校教育や生涯学習の分野を含めた国際理解教育・外国語講座の実施、国際交流の機会づくりに努め、国際感覚を身に付けた人材を育成します。

#### ③-2 海外派遣・交流事業

次の世代を担う青少年に外国の文化や生活にふれる機会を提供し、幅広い視野を持った国際感覚豊かな人材を育成するため、海外姉妹都市であるラピッド市との中高校生の相互派遣や市民交流を進めます。

また、観光友好都市である台南市・慶州市と芸術・文化などの分野でも交流を図り、友好親善と相互理解を推進します。

#### ③-3 国内都市間交流事業

国内姉妹都市などとの青少年の文化・スポーツなどにおける積極的な交流を推進するとともに、市民の親善交流や、観光及び産業面での連携を深め、観光誘客の増加など地域の活性化を図ります。

## 第1節 豊かなところと文化を育む

### 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
日光市国際交流協会会員数	416人	458人
各種国際理解講座受講者数	270人	310人
日本語講座の受講者数	34人	37人
ボランティア日本語教師登録者数	38人	40人
外国語講座の受講者数	47人	90人
市内各施設への国際交流員派遣回数(年間)	119回	135回
学校支援派遣講師登録者の母国数	6ヶ国	10ヶ国

### 日光創新に係る事業

事業名	事業内容
(仮称)日光市国際化推進計画策定事業	日光市の特性を踏まえた国際化施策を展開していくため、その基本方針や具体的施策を明らかにする基本計画を策定します。

## 第4章

# まちづくりの基本施策

## 第2節 健やかで人にやさしい社会をつくる

- ① 地域福祉
- ② 人権擁護
- ③ 子育て支援
- ④ 高齢者福祉
- ⑤ 障がい者福祉
- ⑥ 保健・医療
- ⑦ 社会保障

### 市民満足度の推移と目標(市民アンケート調査項目)

	H18	H23	H27
▶福祉サービスや施設の整備状況	10.4%	16.7%	25.0%
▶子育て環境や施設の設備状況	11.6%	11.9%	20.0%
▶保健・医療サービスや施設の整備状況	9.4%	19.7%	30.0%

(※各項目における「『満足』+『やや満足』」比率)

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満15歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度(20項目)について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

# 1

# 地域福祉

## 施策の目標

### 助け合いで笑顔あふれる、だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域のなかで、安心して健やかに暮らしていくために、市民が主役である取り組みや、地域における支え合い、助け合いのしくみをつくることによって地域の福祉を推進します。

## 現状と課題

- ▶ 地域福祉を推進するうえで、地域に住む市民の皆さんの協力は必要不可欠となっています。現在、自治会に加入しない人が増えるなど、地域活動やボランティア活動に取り組んでいる人は少なく、率先して役員などを引き受ける人も少なくなっています。そのため、地域を担うひとづくりを進めることが求められています。
- ▶ 地域活動を推進し、暮らしやすい地域を形成するためには、市民同士の交流を活性化し、様々な団体などが連携していくことが必要です。近所付き合いが少なくなっている現在では、日常生活における地域交流が少なく、緊急時の助け合い体制などの不安があげられます。また、地域で活動する団体同士の交流も少なくなっています。そのため、地域交流や見守りを行う、支え合いのネットワークづくりが求められています。
- ▶ 住み慣れた地域で生活していくためには、安心できる環境づくりが必要です。現在では生活習慣病など健康への関心が高くなっており、自分や家族の健康に不安を抱える人が多くなっています。また、日常生活の中での移動手段に不便を感じている人もいます。そのため、地域で生活しやすい環境づくりが求められています。
- ▶ 家族や地域の力で解決できないことは、行政の福祉サービスを利用することも必要です。しかし、福祉サービスに関する情報が行きわたっていないと感じる人や、福祉サービスが充実していないと感じる人もいます。そのため、今後も適切な福祉サービスの提供体制をさらに充実することが求められています。
- ▶ 高齢者や障がいのある人などの災害時に援護が必要な方の支援については、災害時要援護者支援プランに基づき、地区支援班の設置と個別支援プランの作成を進めていますが、地区によって取り組み方法や進捗にばらつきがあります。そのため、全市域に支援体制を構築することが強く求められています。

## 施策の方向

### 1

### 地域を担うひとづくり

#### 地域福祉の啓発

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、福祉教育を推進します。

#### 地域福祉の担い手の育成と支援

ボランティアの育成を図り、地域福祉を担うリーダーの育成を推進します。

#### 地域福祉活動の推進

身近な地域活動団体である自治会や老人会、地域福祉の中核を担う地区社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO法人の活動を支援します。

## 主要事業

### ①-1 地域福祉啓発事業

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや地域での支え合い・助け合いの意識を高めるとともに、性別や年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず、すべての市民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、地域に愛着を持てるよう、福祉教育推進セミナーを開催するなどの福祉教育を推進します。

## 2 支えあいのネットワークづくり

### 地域交流の促進

地域行事への参加を促進するなど、地域交流の機会を創出し、身近な地域において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場の充実を図ります。

### 防犯・防災体制の強化

日常生活における防犯活動や、見守り活動を推進し、災害時や緊急時の支援体制を構築します。

### 関係組織の連携

地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、各種サークル・ボランティア団体・NPO法人などの関係組織の連携を促進し、総合的に地域福祉を推進します。

### 災害時要援護者対策の推進

全市域に、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者の支援体制の構築を進めます。

## 主要事業

### ②-1 地域コミュニティ支援事業

地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、各種サークル・ボランティア団体・NPO法人などの関係団体や、福祉サービス提供事業所の活動を支援し、ネットワークを構築するなど、総合的な地域福祉を推進します。

### ②-2 災害時要援護者支援プラン推進事業

平常時の見守り体制の充実を図るとともに、災害時要援護者支援プランに基づき、多様な手法を用い、災害時要援護者台帳への登録及び個別支援プラン作成を推進します。

## 3 地域で生活しやすい環境づくり

### 健康増進の推進

自分の健康は自分で守り、元気に生活を送ることができるよう、また、高齢になってもいきいきと暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた健康づくりへの支援を行います。

### 移動環境の充実

移動困難な方が気軽に利用できる移動手段を確保し、外出支援を推進するとともに、施設や道路のユニバーサルデザイン※1の推進を図ります。

## 主要事業

### ③-1 外出支援推進事業

福祉有償運送サービスなどにより、高齢者や障がいのある人など、移動が困難な方が外出や通院の際に、気軽に利用できる移動手段を確保し、外出支援を推進します。

※1 ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味し、施設や道具、しくみなどが、年齢や性別、障がいの有無、能力のいかんを問わず、利用・享受できる仕様・デザインになっていること。

### 4 適切な福祉サービス提供体制づくり

#### 情報提供・相談体制の充実

だれもが福祉サービスに関する適切な情報が得られるよう、情報提供の充実を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。

#### 福祉サービスの充実

利用しやすい福祉サービスの充実を図るとともに、利用者の権利が保障されるよう権利擁護に努めます。

#### 社会福祉協議会活動の活性化

地域福祉の中心となる役割を担う社会福祉協議会の活動の活性化を図ります。

### 主要事業

#### 4-1 相談支援体制充実事業

身近な相談相手として、民生委員児童委員や、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員などの活動を促進するとともに、市の各種相談や社会福祉協議会、その他関係機関や専門機関との連携を深め、相談体制を強化します。

### 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
福祉教育推進セミナー等受講修了者数(延べ人数)	113人	200人
福祉ボランティア団体協議会構成団体数(会員数)	12団体(228人)	21団体(500人)
福祉関係NPO数	23法人	25法人
災害時要援護者台帳登録者	820人	3,000人
福祉有償運送延べ利用者数	5,566人	5,900人

### 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市地域福祉計画及び日光市地域福祉活動計画	平成22年3月	平成22年度～平成27年度
日光市災害時要援護者支援プラン	平成20年12月	平成21年度～



市の花 ニッコウキスゲ

# 2

# 人権擁護

## 施策の目標

### 人権が尊重される社会の実現を目指して

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

## 現状と課題

- ▶ 地域社会の連帯感や人間関係の希薄化など、社会の多様な変化を背景として、児童虐待や配偶者からの暴力、高齢者への暴力や偏見から生まれる不当な差別、さらにはインターネットを使って特定個人を誹謗中傷するなど、様々な人権侵害が生じていることから、市民一人ひとりが人権の重要性を知識として身に付け、人権問題を直感的にとらえられる感性を備え、日々の生活において人権に配慮した行動ができるよう、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ▶ 人権問題を抱えた人たちが相談に踏み切れずに潜在化し、事態が悪化してしまうケースが見受けられることから、問題を抱える人々の早期発見や適切な対応を図るため、相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- ▶ 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者の権利を守るため、支援体制の充実を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 人権啓発の推進

#### 人権に関する条例に基づく施策の推進

人権尊重に関する条例に基づき、市及び市民の責務を明確にするとともに、その理念に対する理解を深め、総合的に人権尊重の社会づくりを推進します。

また、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利が最大限に尊重され、その健やかな成長を図るための意識啓発を推進します。

## 主要事業

### ①-1 人権啓発事業

人権教育・人権啓発推進総合計画に基づき、国、県、人権啓発地域ネットワーク協議会など、関係機関との連携・協力により、人権尊重の意識が広く市民に浸透するよう、イベントや講演会、広報紙やホームページなど、様々な機会をとらえ、積極的に啓発活動を行います。

## 2 人権の擁護

### 人権相談体制の充実

相談窓口の機能の充実を図るとともに、様々な人権相談内容に応じた必要な情報の提供や助言を行います。

### 支援体制の充実と被害者支援

国や県、他の自治体、NPO法人などと連携し、共同で被害者の支援を行います。

### 人権・権利擁護の推進

障がいのある人や高齢者、児童への虐待防止など、人権に関する啓発を推進するとともに、地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

## 主要事業

### ②-1 人権相談事業

地域における心配ごと、困りごと相談や福祉施設などにおける特設相談など、人権擁護委員による人権相談を実施します。

### ②-2 人権侵害防止及び被害者支援事業

要保護児童対策地域協議会など、関係機関や地域とのネットワークを強化し、差別や虐待などの早期発見、未然防止を図るとともに、被害者が安心した生活を維持できるよう、専門的・継続的な視点から共同で支援を行います。

### ②-3 権利擁護対策強化事業

障がい者相談支援センターや地域包括支援センターにおける相談事業により、虐待防止に努めるとともに、障がいのある人や高齢者に対し、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の支援を行います。

認知症など的高齢者については、成年後見の担い手として市民後見人を育成し、その活用を図ることなどにより、権利擁護を推進します。

### ②-4 児童虐待防止相談及び支援事業

NPO法人との連携による毎日24時間対応の相談をはじめ、ペアレンツプログラム※1や子どもの居場所づくり事業などの支援事業を実施します。

### ②-5 DV※2対応相談事業

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談や支援を行います。

※1 ペアレンツプログラム：虐待をしてしまう保護者のための支援プログラム。

※2 DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある（又はあった）異性からの暴力行為。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
地域における人権相談実施回数	79回	90回
地域福祉権利擁護事業相談対応件数	313件	350件
家庭児童相談室相談件数	3,726回	4,000回

## 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市人権教育・人権啓発推進総合計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度

# 3

## 子育て支援

### 施策の目標

#### 子育てのしやすいまちづくり

あらゆる分野で子育て支援策を展開することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

### 現状と課題

- ▶ 市内には、保育園、認定こども園、幼稚園が計31か所あり、地域の実情にあった保育サービスを行っていますが、ライフスタイルの変化や就労形態の多様化により、保育サービスのニーズが多様化するとともに、低年齢児保育のニーズも高まっていることから、保育環境のさらなる充実を図る必要があります。
- ▶ 少子化の要因のひとつとして、妊娠中及び出産後の健康診査や不妊症の治療などの出産にかかる経済的負担、核家族化の進行などによる妊娠・子育てへの不安の増加が挙げられています。そのため、健康診査や不妊治療への支援を充実するとともに、子育ての孤立化防止や親子の健康管理など、心身ともに健康で子どもを産み育てることのできる環境づくりが求められています。
- ▶ 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加などにより、仕事と出産・子育ての両立が可能な社会環境の充実が大きな課題となっていることから、仕事と出産・子育てが安心して両立できる社会づくりが求められています。
- ▶ 子育てにかかる費用の増大は、夫婦が子どもの数を制限する大きな理由のひとつとなっています。また、ひとり親家庭などについても、その負担から自立が困難な状況になっていることなどから、子育てにかかる経済的支援を充実する必要があります。
- ▶ 子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てるための良好で安全な子育て環境が求められていることから、地域全体の子育て力を高めるとともに、子育てに適した良好な環境を整備するため、総合的な子育て支援を推進する必要があります。

### 施策の方向

#### 1

#### 保育サービスの充実

##### 通常保育・特別保育の拡充

地域の実情にあった特別保育を実施するとともに、保護者のニーズに沿った保育サービスを導入します。

##### 多様な保育サービスの充実

延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実を図るとともに、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図ります。

##### 保育施設の整備

公立保育園の老朽化が進んでいることから、施設の統廃合や民間活力の導入なども視野に入れて、施設の整備を推進します。

#### 主要事業

##### ①-1 病児・病後児保育事業

病気や病後回復期の子どもの保育環境を整備し、仕事と保育の両立を支援します。

##### ①-2 保育園整備事業

老朽化した保育施設を整備し、良好な保育環境を保ちます。

## 2 親子の健康づくり

### 妊娠・出産への支援充実

妊産婦及び乳児の健康診査や不妊症への治療などに対する費用負担の軽減など、妊娠・出産への支援を充実します。

### 心身の健康づくり

親子の健康管理や育児不安に対する支援として、妊産婦や乳幼児への家庭訪問や子育てに関する相談業務・情報提供を充実します。

### 主要事業

#### ②-1 妊産婦等健康診査事業

通常の妊婦定期健診をはじめ、多胎妊婦、産婦及び乳児の1ヶ月健康診査などについての費用の助成を行います。

#### ②-2 不妊症等支援事業

不妊症や不育症の治療として、医療保険が適用されない検査や治療に対して、補助金交付による支援を継続して実施します。

#### ②-3 親子健康管理事業

妊娠、分娩、乳幼児期における親子の心身の健康管理として、妊産婦訪問、乳児全戸訪問などを実施します。

#### ②-4 育児支援事業

育児支援や虐待の未然防止のため、家庭訪問や保育園での相談業務、情報提供を充実します。

## 3 就労と子育ての両立

### ひとり親などの就職支援

出産退職をした母親の再就職や、ひとり親家庭における母親・父親の自立を支援します。

### ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>の推進

仕事と育児の調和が可能な働き方を推進するため、事業所に対する啓発を進めるとともに、職場環境の改善など子育てに積極的な事業所を支援します。

### 主要事業

#### ③-1 就労支援事業

ハローワークなどと連携し、出産退職をした母親の再就職や、ひとり親家庭における母親・父親の自立を支援します。

#### ③-2 (仮称)子育て応援企業表彰制度事業

事業所における子育て環境の充実や普及啓発を図るため、(仮称)子育て応援企業表彰制度を創設します。

※1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活との調和・両立」を意味し、仕事と子育ての両立・調和を図ることが、企業の生産性や従業員の労働意欲の向上にもつながるという考え方。

### 4

#### 経済的な支援の充実

##### 子育てにかかる費用負担の軽減

保育料や医療費など、子育てにかかる費用負担の軽減に努めます。

#### 主要事業

##### ④-1 こども医療費助成事業

中学校3年生までの子どもの保険診療分の医療費（保険診療自己負担額と入院時食事療養費標準負担額）を助成し、子育て世帯の経済負担を軽減することにより、早期受診・早期治療を促進します。

##### ④-2 新生児すくすく赤ちゃん券支給事業

出産直後の家庭への経済支援として、おむつや粉ミルクなどと交換できる「新生児すくすく赤ちゃん券」を支給します。

### 5

#### 総合的な子育て支援

##### 子ども未来かがやきプランの推進

子ども未来かがやきプランに基づき、総合的な子育て支援を推進します。

##### 放課後児童対策の推進

各種放課後児童対策の連携により、児童の放課後における安全確保や健全育成を図ります。

##### 子育てにかかる手続きや相談窓口の充実

子育てワンストップサービス※2や相談窓口の一元化を推進します。

##### 子育てにやさしいまちづくりの推進

公共施設での授乳場所や市街地でのおむつ替え場所などを整備し、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

##### 地域と親子のつながりの強化

生涯学習の取り組みと連携し、地域コミュニティや親子のつながりを見直すことで、地域における子育て力を高めます。

##### 地域の子育て力を活用した子育て支援の充実

ファミリーサポートセンター事業や子育て短期支援事業など、地域の人材やNPOなどを活用した子育て支援を充実します。

#### 主要事業

##### ⑤-1 放課後児童対策推進事業

児童が放課後を安心して過ごすことのできる場を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの施策を連携しながら、総合的な放課後児童対策を推進します。

##### ⑤-2 赤ちゃんの駅登録事業

おむつ替えや授乳などのスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児親子が安心して外出できる環境づくりを推進します。

##### ⑤-3 地域子育て支援センター推進事業

在宅で子育てをする保護者に対する育児不安の相談指導、子育てサークルへの支援など、地域子育て支援センター事業を充実します。

##### ⑤-4 ファミリーサポートセンター推進事業

病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、地域の相互援助によるファミリーサポートセンター事業を充実します。

※2 ワンストップサービス:ひとつの窓口や対応で関連する複数の手続きを効率的に処理できるようにする体制。

## 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
妊産婦健康診査受診率	95%	97%
乳児全戸訪問の実施率	85%	100%
自立支援プログラム※3策定件数	5件	10件
企業の育児休業制度の整備率	75.5%	90.0%
こども医療費受給資格者証交付率	97.8%	100.0%
すくすく赤ちゃん券利用率	91.7%	94.0%
放課後児童クラブ等未設置小学校数	3校	0校
ファミリーサポートセンター協力会員数	124人	150人
子ども未来かがやきプラン掲載事業達成率	46.7%	(H26)100.0%

※3 自立支援プログラム：児童扶養手当受給者の早期就職実現に向けて、地方自治体と公共職業安定所との連携によって策定する支援プラン。

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市子ども未来かがやきプラン	平成22年3月	平成22年度～平成26年度

## 日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
新生児すくすく赤ちゃん券支給事業	出産直後の家庭への経済支援として、新生児を養育している保護者に育児用品を支給します。
たんぽぽ広場開設事業	児童数が少ないために放課後児童クラブを設置できない小規模小学校区域における公共施設を利用した「たんぽぽ広場」の整備、集団預かり事業の実施により、未設置地域の格差を解消します。

4

# 高齢者福祉

## 施策の目標

### 高齢者にやさしいまちづくりを目指して

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、健康と生きがいづくりの推進や在宅サービスの充実を図り、高齢者にやさしいまちづくりを目指します。

## 現状と課題

- ▶ 当市の高齢化率は27.1%（平成23年4月1日現在）で、全国・県平均を大幅に上回っており、高齢化がさらに進むことが推測されていることから、高齢者人口の増加に伴う、元気な高齢者の生きがいづくりの推進が求められています。
- ▶ 在宅で生活する高齢者が増加していることから、自立支援ホームヘルプサービスや生きがいデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、ねたきり老人や介護をしている家族への支援が必要です。
- ▶ 広大な市域を有する当市には、買い物や通院などの際の移動が困難な方が多く、移動や買い物の支援の充実が求められています。
- ▶ ひとり暮らしや高齢者のみで構成される世帯が増えてきており、行政だけではなく、関係機関や地域住民が連携した見守り体制の構築が求められています。
- ▶ 高齢化の進行とともに、市内全域で要介護者の増加が予測されることから、日常生活圏域間の配置バランスに考慮した計画的な高齢者福祉施設の整備を進め、介護する家族の負担軽減を図る必要があります。
- ▶ 支援を必要とする高齢者のなかには、問題や課題を抱えながらも、自ら相談することができずに潜在化するケースが多く見られることから、潜在化する問題や課題に対応するための地域におけるネットワークづくりが求められています。

## 施策の方向

### 1 高齢者の生きがいづくりの推進

#### 社会活動の促進

老人クラブ活動に対する助成をすることにより、高齢者の生きがいづくりや生涯学習機会の充実を図り、社会参加の促進に努めます。

#### 高齢者就労の支援

シルバー人材センターへ運営費の助成をすることにより、健康で働く意欲のある高齢者の就労機会の確保に努めます。

## 主要事業

### ①-1 生きがいと健康づくり推進事業

老人クラブ連合会と単位老人クラブの活動を支援します。

### ①-2 シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターへ運営費を助成し、働く意欲のある高齢者のために就労機会を提供し、高齢者の社会活動を支援します。

## 2 在宅福祉の充実

### 自立に向けた支援

ひとり暮らし高齢者などに各種の福祉サービスを提供するなど、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、支援を行います。

### 生きがいデイサービス

在宅介護オアシス支援施設において、集いの場を提供することにより、高齢者などの孤独感の解消、生きがいの増進などを図り、在宅介護の支援に努めます。

### ねたきり老人対策

紙おむつ給付券の支給や、介護者への慰労としての介護手当支給など、家族介護への支援に努めます。

### 主要事業

#### ②-1 高齢者生活支援事業

ひとり暮らし高齢者などに移送サービス・訪問給食・ホームヘルプサービスなどを必要に応じて提供し、日常生活上の支援を行います。

#### ②-2 在宅介護オアシス支援事業

高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや介護予防などのサービスを提供する施設の運営を支援します。

#### ②-3 ねたきり老人対策事業

ねたきり老人などに紙おむつ券、在宅で介護している方へ介護手当を支給し、ねたきりの高齢者やその介護を行う家族の生活を支援します。

## 3 交通弱者対策

### 高齢者への移動支援

通院や買い物などの外出時に移動が困難な高齢者に対して支援を行います。

### 高齢者への買い物支援

近くに利用できる店舗がない高齢者や、外出することが困難な高齢者に対して、宅配サービスの充実や買い物手段の構築など、買い物に対する支援を行います。

### 主要事業

#### ③-1 移動支援推進事業

既存のサービスである「移送サービス」の輸送量の増加や「福祉有償運送」の対象地域の拡充などにより、外出が困難な高齢者の支援に努めます。

#### ③-2 買い物支援推進事業

既存のサービスである「生活支援ホームヘルプサービス事業」と「暮らしのお手伝い事業」の充実を図るとともに、これらのサービスでは対応できない高齢者や高齢者世帯に対する買い物支援体制の構築に努めます。

### 4 見守り体制の構築

#### 見守りネットワークの構築

高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯、さらには日中において独居や高齢者のみになってしまう世帯に対して、地域、行政、関係機関の連携による見守りネットワークを構築します。

#### 主要事業

##### ④-1 見守りネットワーク構築事業

個別に行われている民生委員による見守り、地域包括支援センターによる訪問、災害時要援護者支援、社会福祉協議会の小地域見守り運動などの調整を図り、関係者間で情報を共有し、相互に連携しながら、見守りが必要な高齢者世帯などを支援することのできるネットワークの構築を推進します。

### 5 介護サービス提供基盤の整備

#### 介護サービス提供基盤の整備

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、在宅介護の支援及び施設整備を促進し、日常生活圏域ごとに介護サービス提供基盤の確保を図ります。

#### 主要事業

##### ⑤-1 高齢者福祉施設整備事業

介護する家族の負担軽減や施設入所待機者の解消に向け、日常生活圏域ごとに介護サービス基盤の整備を進め、在宅介護の支援と施設整備を推進します。

### 6 地域包括ケアの実現

#### 介護予防の推進

高齢者が要介護状態などになることを予防し、できる限り活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、介護予防事業の推進を図ります。

#### 保健・医療・福祉の連携と地域ネットワーク化の推進

高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、自立支援のために専門職相互の連携体制を構築するとともに、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう、包括的・継続的ケアマネジメント支援、総合相談支援と権利擁護に努めます。

#### 主要事業

##### ⑥-1 介護予防事業

要介護・要支援状態を予防するため、二次予防高齢者把握事業及び通所型介護予防事業、介護予防に関する普及啓発事業などを実施します。

##### ⑥-2 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを実施します。

## 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
単位老人クラブ会員数	4,078人	4,500人
シルバー人材センター就業延べ人数	72,738人	73,000人
訪問給食提供数	27,001食	28,100食
在宅介護オアシス支援施設延べ利用者数	19,815人	23,000人
紙おむつ使用者数	784人	842人
移送サービス利用延べ回数	2,269回	3,600回
日常生活支援ホームヘルプサービス延べ利用回数	1,124回	1,300回
見守りネットワーク設置数(13生活圏域に設置)	(未整備)	13箇所
特別養護老人ホームのサービス利用者数(1ヶ月当たりの利用人数)	422人	571人
介護保険要介護(要支援)認定者数	3,649人	4,150人
総合相談受付件数	2,568人	3,300人

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市災害時要援護者支援プラン	平成20年12月	平成21年度～
日光市地域福祉計画及び日光市地域福祉活動計画	平成22年3月	平成22年度～平成27年度
日光市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画	平成24年3月	平成24年度～平成26年度

5

# 障がい者福祉

## 施策の目標

### 自分らしく・のびやかに、ともに生きるまちづくりを目指して

障がいのある人もない人も、地域のなかでいきいきと安心して暮らせるよう、「ソーシャル・インクルージョン」※1の理念に基づいたまちづくりを目指します。

※1 ソーシャル・インクルージョン:障がいのある人、貧困者、失業者などだれも排除されない、だれも差別されない社会である「ともに生き、支え合う社会づくり」を目指す考え方。

## 現状と課題

- ▶ 障がいのある人の多くが、地域のなかで何らかの差別を受けていると感じていることから、周囲の差別や偏見を解消することが必要です。
- ▶ 障がいのある人の自立を支援するため、施設や病院からの地域生活移行が求められており、その地域生活移行を支えるためのサービスの充実と利用促進が課題となっています。
- ▶ 障がいのある人の自立した生活を支援するため、住まいの場であるグループホームなどの整備を図る必要があります。
- ▶ 障がいのある人が地域で暮らし続けるには、ライフステージや障がいの特性に応じた療育や育成支援の充実が必要です。
- ▶ 社会参加を希望する人が障がいの有無を問わず、その機会を享受できるような地域づくりを目指す必要があります。
- ▶ 障がいのある人の就労へのニーズは高く、福祉施策と雇用施策の連携による総合的な取り組みを行う必要があります。
- ▶ 相談や情報提供体制の充実を図り、発達障がいや高次脳機能障がい※2のある人、難病を抱えた人などの多様な障がい特性に応じた総合的な生活支援を図る必要があります。
- ▶ 障がいのある人が安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設などのバリアフリー化や移動手段の改善などを図り、快適な環境づくりを推進する必要があります。

※2 高次脳機能障がい:病気やけがなどにより脳に障がいを受け、言語、思考、記憶、学習などの認知機能に障がいが発生すること。

## 施策の方向

### 1 「障がい」への理解、啓発の推進

#### 理解・啓発活動の推進

「障がい」や「障がいのある人」への理解を深めるための情報を提供し、障がい者週間や人権週間などの啓発活動を推進します。

## 主要事業

### ①-1 障がい者文化・芸術展開催事業

「障がい者週間」期間中に趣味や文化活動によって製作した作品を展示し、障がい福祉への関心と理解促進を図ります。

## 2 健康づくり・介護サービスなどの充実

### 保健・医療サービスの充実

障がいのある人の健康の維持・増進を促進するとともに、自立支援医療費の支給、重度心身障がいのある人に対する医療費を助成します。

### 介護サービスなどの充実

在宅サービスの周知や適切なサービス利用を促進し、在宅の難病を抱えた人や発達障がいのある人への生活支援を図ります。また、障がいの重い人のための施設入所や地域における居住の場を確保するため、グループホームなどの整備を支援します。

### 経済的支援の充実

各種福祉手当や見舞金の支給、各種減免制度の周知を図り、その利用を促進します。

## 主要事業

### ②-1 在宅及び居住支援サービス事業

居宅介護などの介護給付や自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援などのサービスを実施します。

### ②-2 障がい福祉サービス施設等整備事業

グループホーム、ケアホーム、就労移行支援、就労継続支援、短期入所の施設整備に要する費用の一部を助成するとともに、無利子貸付を実施します。

## 3 生きがいある生き方への支援

### 障がいの特性に応じた療育の推進

障がいのある子どもに対して、各成長過程や障がいの特性に配慮した療育を推進するとともに、余暇や長期休暇時における活動の場の確保に努めます。

### 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

障がいのある人の生涯学習の機会、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図り、生涯学習などの情報提供に努めます。

### 障がいのある人の雇用機会の拡大

関係機関と連携を図りながら、情報を提供するなど、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。

## 主要事業

### ③-1 日中一時支援事業

障がいのある人へ日中活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。

### ③-2 障がいのある人への就労支援

就労移行支援、就労継続支援のサービスを実施するとともに、障がい者相談支援センターや関係機関との連携により、就労相談、就労訓練などを実施して就労支援を図ります。

### ③-3 社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、手話などの奉仕員養成やスポーツ・レクリエーション教室などを実施します。

### ③-4 公共施設使用料等免除カード交付事業

社会参加の機会を充実するため、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病を抱えた人などに対し、市有施設の使用料が免除となるカードを交付します。

### 4 自立生活への支援

#### 相談体制の充実

ワンストップサービスを推進するとともに、総合的な相談のネットワークづくりや相談支援センター活動の充実、民生委員児童委員の相談活動の充実を図ります。

また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病を抱えた人への総合的な相談体制の充実を推進します。

#### 情報提供体制の充実

広報の音訳や点訳、ホームページなどによる情報提供の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。

#### 主要事業

##### ④-1 相談支援事業

情報の提供や助言、障がい福祉サービスなどの利用支援や権利擁護などの相談業務を実施します。

### 5 安全・安心な生活環境の推進

#### 移動・交通手段の整備改善

障がいのある人の移動支援を推進するとともに、公共施設などのユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>を進めます。

#### 防災・防犯対策の充実

災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障がいのある人に配慮した防災対策や悪質商法に対する適切な情報提供などを進めます。

#### 主要事業

##### ⑤-1 障がいのある人への移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の際の移動を支援します。

※3 ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味し、施設や道具、しくみなどが、年齢や性別、障がいの有無、能力のいかんを問わず、利用・享受できる仕様・デザインになっていること。

## 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
障がい者文化・芸術展への出展者数	113人	125人
入所施設利用者数	158人	140人
市内の共同生活援助(グループホーム)・ 共同生活介護(ケアホーム)定員数	95人	130人
日中一時支援事業利用者数	68人	85人
就労移行支援※4、就労継続支援※5サービス利用者数	116人	140人
スポーツ教室参加者数	37人	70人
使用料等免除カード累計交付者数	(H23年度開始)	150人
障がい者移動支援事業、同行援護※6事業利用人数	88人	95人

※4 就労移行支援:一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

※5 就労継続支援:一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

※6 同行援護:平成23年10月から新たに開始された障がい福祉サービス。視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に同行し、外出先における視覚的情報の提供や、移動時に必要な援護を行う。

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市障がい者計画	平成19年3月	平成19年度～平成28年度
日光市障がい福祉計画(第3期計画)	平成24年3月	平成24年度～平成26年度

# 6

# 保健・医療

### 施策の目標

## 快適で健やかに安心して暮らせるまちに

市民一人ひとりが生涯を通して健康に生活できるよう、健康づくりや感染症予防事業などを推進するとともに、安心して良質な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図ります。

### 現状と課題

- ▶ がんなどの病気の予防や早期発見を図るため、各種健康診査などを行っていますが、受診率が低いことから、より多くの市民に受診を呼びかけるとともに、健康診査を契機として、より一層市民の健康維持や意識を高める必要があります。
- ▶ 50歳代からの糖尿病治療者が増加していますが、最近の研究で歯周病と糖尿病などの生活習慣病との間に関連性があることが明らかになっています。また、働き盛りの年齢層にストレスを感じる人が多いことから、歯の健康づくりや生活習慣の改善、ストレスの解消に視点をあて、こころと体の健康づくりを推進する必要があります。
- ▶ ライフスタイルの多様化などに伴って食生活が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加及び食の安全など、様々な課題が生じていることから、食に関する理解を深め、食育を推進する必要があります。
- ▶ 近年の社会環境の変化により、我が国では年間自殺者数が3万人を超えるなど、自殺は大きな社会問題となっています。自殺は健康問題や経済問題など様々な原因によって起こることから、関係機関が連携して総合的な自殺対策を図る必要があります。
- ▶ 感染症の予防・まん延防止策として各種予防接種などを行っていますが、より一層市民の意識を高めるため、さらなる接種率の向上を図る必要があります。
- ▶ 新型インフルエンザの発生は予測することが難しいことから、未発生期の段階から新型インフルエンザ対策の実施体制を構築し、対策を講じていく必要があります。
- ▶ 栃木県が設定した保健医療圏のうち、一次保健医療圏である市内においては、産科・小児科医療機関などの誘致及び産科・小児科医師の確保を図る必要があります。また、二次保健医療圏である県西圏域内において、中核的な二次医療機関改築整備などに対し支援する必要があります。
- ▶ 救急医療は、二次救急医療については病院の輪番により、また、小児二次救急医療は県の保健医療計画に基づいて実施していますが、初期救急医療については、休日急患こども診療所における小児の休日診療しかないことから、一般の休日診療や一般・小児の平日夜間診療など、初期救急医療体制の整備が求められています。
- ▶ へき地診療所は医療体制が整っていない地域に点在していることから、地域住民が安心して医療を受けることができるよう、医療体制を充実するとともに、より高度な医療につなげるため、病院と診療所の連携を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 こころと体の健康づくり

#### 各種健康診査、がん検診などの充実

疾病の予防、早期発見、早期治療につなげるため、乳幼児健康診査、成人健康診査及びがん検診などについて、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めるとともに、健診結果を踏まえた健康相談、保健指導により、市民自ら生活習慣を改善し、健康な生活を送る意識づくりに努めます。

#### 生活習慣病予防などの推進

生活習慣病の予防やストレスの解消を図るため、運動習慣や十分な睡眠など正しい生活習慣を身につけることや歯の健康づくりについて、計画的に取り組むことにより、心と体の健康づくりを推進していきます。

#### 食育の推進

食をめぐる問題を踏まえつつ、市民のライフステージごとの課題に対応し、市民の健康増進と豊かな人間形成を支える食育を推進していきます。

#### 健康づくり推進体制の整備

各種健診などの受診率向上や、生活習慣病予防、食育の推進を図るため、市民との協働による健康づくり推進体制を整備します。

#### 自殺対策の推進

自殺の原因となる様々な問題について、関係機関が相互に連携し、自殺対策を推進することにより、自殺防止に努めます。

### 主要事業

#### ①-1 健康診査、がん検診事業

乳幼児健康診査、成人健康診査及びがん検診を実施するとともに、受診率の向上を図ります。

#### ①-2 健康にっこう21計画推進事業

生活習慣の改善を図るため、栄養、運動、休養などそれぞれに健康目標を掲げた、健康にっこう21計画を見直し、その目標達成に向けた取り組みを推進することにより、市民が自分の健康は自分で守るという健康づくりの普及・啓発に努めます。

#### ①-3 歯及び口腔の健康づくり推進事業

歯及び口腔の健康づくりを計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に努めます。

#### ①-4 食育推進計画事業

栄養バランスのとれた食生活などを推進するため、食育推進計画を見直し、市民が食について考える習慣や食に関する様々な知識などを身に付ける食育の普及・啓発に努めます。

#### ①-5 健康づくり推進員養成事業

既存の食生活改善推進員活動を活用し、地域の健康づくりを担う推進員の養成を図ります。

#### ①-6 ゲートキーパー養成事業

自殺のサインに気づき、見守り、相談へとつなぐゲートキーパーの養成を図ります。

### 2

#### 感染症予防事業の推進

##### 予防接種、結核健診の充実

各種予防接種、結核健診を受ける機会を増やし、感染症予防・まん延防止を図るため、接種率などの向上に努めます。

##### 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ対策の実施体制を構築し、国、県との一体的な取り組みを進めるとともに、市の実情に応じた対策を推進します。

#### 主要事業

##### ②-1 各種予防接種事業

各種予防接種事業を実施するとともに、市民の感染症に対する意識を高め、より一層接種率の向上を図ります。

##### ②-2 新型インフルエンザ対策事業

新型インフルエンザ対策のための行動計画及びマニュアルを随時見直し、具体的に実施すべき対策の推進を図ります。

### 3

#### 地域医療の充実

##### 地域医療機関の誘致、支援

一次保健医療圏である市内への産科・小児科医療機関などの誘致に努めるとともに、二次保健医療圏である県西圏域内の中核的な二次医療機関の整備を支援します。

##### 救急医療の充実

地元医療機関の協力のもと、二次救急医療や初期救急医療の充実に努めます。

##### へき地診療所の充実

へき地診療所の充実に努めるとともに、県のへき地保健医療計画に基づき、へき地の医療提供体制の構築に努めます。

#### 主要事業

##### ③-1 地域医療整備事業

地域医療整備基金を活用して市内への産科・小児科医療機関などの誘致、産科医・小児科医の確保を積極的に推進するとともに、県西圏域内の中核的な二次医療機関の整備に対し、整備費用を助成します。

##### ③-2 救急医療対策事業

二次救急輪番制病院及びそれ以外の救急告示病院の機能向上を支援するとともに、休日及び平日夜間における初期救急について体制整備に努めます。

##### ③-3 へき地診療所運営事業

へき地診療所の施設整備及び医師や看護師の確保などに努めます。

## 成果指標

指 標 名	現状値 (H22)	目標値 (H27)
乳幼児健康診査の受診率	95.5%	97.0%
肺がん検診精密検査受診率	83.0%	100.0%
大腸がん検診の受診率	31.3%	50.0%
子宮頸がん検診の受診率	30.5%	50.0%
糖尿病の可能性がある人の割合	25.6%	20.0%
成人歯科健診精密検査受診率	32.3%	50.0%
健康づくり推進員数	126人	209人
自殺者数(人口10万人当たり)	(H21)30人	20人
麻疹風しん混合ワクチン接種率	94.3%	100.0%
市内の産科医療機関で出産する人の割合	27.3%	70.0%

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
健康にっこう21計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
日光市食育推進計画	平成21年3月	平成21年度～平成24年度
日光市新型インフルエンザ対策行動計画	平成22年3月	平成22年度～

## 日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
地域医療整備基金事業	主に産科・小児科の医療機関の誘致及び医師確保のために実施する補助事業の財源に充てることを目的とした基金を設置、運用します。

7

# 社会保障

## 施策の目標

### 社会保障制度の適正な運営

急速な少子高齢化の進行により、医療、介護、年金などの保険制度を活用した社会保障制度は、市民生活にとって大きなウエイトを占めてきていることから、市民が健康で安心した生活を送るため、社会保障制度の適正な運営を進めます。

## 現状と課題

- ▶ 国民健康保険は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などによる医療費の増大、景気低迷の長期化に伴う低所得者の増加などにより、財政基盤が脆弱化しています。  
被保険者についても、生活困窮による医療機関の受診控えの発生など、多くの問題を抱えており、国保税負担の見直し、徴収率の向上、医療費適正化のための事業の実施により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者が安心して受診できる環境整備が必要です。
- ▶ 国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のため、保険者に義務化された特定健診・特定保健指導を充実させ、受診率の向上を図る必要があります。
- ▶ 後期高齢者医療制度が新しい高齢者医療制度に移行するまでは、現行制度の円滑な運営と、新制度の十分な周知徹底が必要です。
- ▶ 介護保険の認定者数及び給付額は、高齢化の進行に伴って今後も増加していくことが予想されることから、安心して介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の適正な運営を一層推進していく必要があります。
- ▶ 年金制度の将来への不安などによる未加入・保険料未納問題は深刻であり、老後の低年金・無年金にならないよう、現行制度の周知徹底が必要です。
- ▶ 生活困窮者は、雇用状況の悪化による失業者、核家族化による単身高齢者、疾病を起因とする障がいのある人など様々な要因により増加傾向にあり、生活資金の貸付、再就職に向けた資格取得のための職業訓練給付や生活保護などのセーフティネットの活用に向けた取り組みが必要です。

## 施策の方向

1

### 国民健康保険制度の健全な運営

#### 保険税負担の適正化と徴収率の向上

保険税負担の適正化に努めるとともに、納税環境(口座振替制度・コンビニ納付など)の充実などにより徴収率の向上に努めます。

#### 特定健診等健診(検診)事業の実施

医療費適正化のためには、生活習慣病予防や疾病の早期発見、早期治療が重要であることから、健診(検診)の受診率などの向上に努めます。

## 主要事業

### ①-1 保険税負担適正化事業

国民健康保険財政の安定化を図るため、保険税負担の適正化を進めます。

### ①-2 特定健診等健診(検診)事業

特定健診、人間ドック・脳ドック検診、若年層一般健康診査、歯科検診を実施します。

### 保健指導事業の実施

生活習慣病の発症抑制や疾病予防には、個人の健康管理が重要なことから、保健指導の実施率などの向上に努めます。

### 後発医薬品の普及促進

後発医薬品(先発医薬品と同じ有効成分をもった低価格な薬)の普及促進を図り、国保財政の健全化に努めます。

### 一部負担金減免制度の活用

生活困窮により受診を控えている被保険者に対して、一部負担金減免制度を活用し、安心して受診できる環境づくりを進めます。

### ①-3 保健指導事業

特定健診結果に基づくメタボリックシンドローム該当者に対する積極的支援や、予備軍と考えられる方に対する動機づけ支援の2種類の特定保健指導とともに、栄養・調理教室や訪問指導などを実施します。

### ①-4 後発医薬品普及促進事業

市広報などによる後発医薬品の周知や「ジェネリック医薬品希望カード」の配布、「後発医薬品差額通知サービス」などを実施します。

## 2 後期高齢者医療制度の適正な運営及び新たな高齢者医療制度への円滑な移行

### 新たな高齢者医療制度の趣旨の普及

新しい医療制度への移行に向けて、後期高齢者医療制度の適切な窓口業務の推進を図るとともに、移行時に被保険者が混乱することがないように、新制度の周知徹底に努めます。

## 3 介護保険制度の適正な運営

### 適正な要介護等認定の推進

様々な状態にある高齢者の適切な把握に基づき、要介護認定事務及び介護保険制度の適正な運営に努めます。

### 適正な介護サービスの提供

本人やその家族が必要とする介護サービスを介護保険制度に沿った形で提供できるよう、介護保険制度の適正な運用に努めます。

### 主要事業

### ③-1 要介護認定適正化事業

介護の申請から認定に至る事務手続きを円滑に進め、要介護認定及び介護給付の適正化を推進します。

## 4 国民年金制度の啓発

### 相談体制の充実

ねんきんネットサービスにより、年金記録の情報提供を実施し、相談体制の充実に努めます。

### 主要事業

### ④-1 国民年金相談事業

日本年金機構との協力・連携により、低所得者に対する保険料納付の免除勧奨や、ねんきんネットサービスを通じた個人の年金記録情報の提供を行います。

### 5 生活困窮者への支援の充実

#### 生活困窮者への支援

生活困窮者の生活安定のため、それぞれの生活基盤の構築に向け、ハローワークや社会福祉協議会、地域のNPO法人などと連携して個々の困窮の状況に応じたセーフティネットの支援を図ります。

#### 主要事業

##### 5-1 生活相談支援事業

生活困窮の要因に対して、より適切な生活支援を行うため、ハローワークや社会福祉協議会と連携して、一元的に相談を受けるワンストップサービスを実施します。

また、地域のNPO法人と協働し、生活保護世帯の自立を促すため、生活習慣の確立、社会性を育む支援を実施します。

#### 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
特定健康診査実施率	33.7%	80.0%
特定保健指導実施率	9.0%	60.0%
介護保険要介護(要支援)認定者数	3,649人	4,150人
生活相談ワンストップサービス開催回数	1回	4回

#### 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
特定健康診査等実施計画書	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
日光市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画	平成24年3月	平成24年度～平成26年度

## 第4章

# まちづくりの基本施策

### 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

- ① 観光
- ② 農業
- ③ 林業
- ④ 水産業
- ⑤ 商業
- ⑥ 工業
- ⑦ 雇用・労働・勤労者福祉

#### 市民満足度の推移と目標(市民アンケート調査項目)

	H18	H23	H27
▶国内外との交流	12.6%	13.7%	20.0%
▶日常の買い物の便利さ	13.8%	23.7%	35.0%
▶働きがいのある職場	14.6%	4.9%	20.0%

(※各項目における「満足」+「やや満足」比率)

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満15歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度(20項目)について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

# 1

## 観光

### 施策の目標

#### 観光産業の活性化

観光振興を図るための基盤の充実と自然、歴史的・文化的遺産、温泉など豊富な観光資源の活用や他分野との連携により、入込客数・宿泊客数の一層の増加を図るとともに、日光市内の長時間滞在・連泊・リピーターを増進させることにより、さらなる観光の振興と観光産業の活性化を図ります。

### 現状と課題

- ▶ 当市における入込客数・宿泊客数は、年による増減はあるものの、ピーク時と比較し、依然として減少傾向にあります。その一方で、当市に国内外から訪れる観光客のニーズは多種多様化しています。誘客の一層の推進と観光客のニーズに対応するために、組織の強化を含めた受け入れ体制や安全・安心な観光を推進する体制の充実、心のこもったおもてなしを行う観光地づくりが必要です。
- ▶ 当市には自然、歴史的・文化的遺産、温泉など豊富な観光資源があり、それぞれが多くの観光客を引き付けてきましたが、個別の魅力に依存するところが大きかったといえます。これらの有機的な連携により、当市の観光の魅力を向上させ、誘客の推進を図る必要があります。
- ▶ 観光客のニーズは時代とともに変化し、多様化しています。これに対応するため、他分野と連携した観光振興事業の企画・実施を推進するとともに、相互の産業振興を図る必要があります。
- ▶ 社会情勢の変化により、国内からの観光客の増加を見込むことはこれまで以上に困難になっています。そのため、外国人観光客の誘客をさらに進める必要があり、観光友好都市とも連携した計画的・戦略的な推進が必要です。
- ▶ 観光施設の中には利用形態の重複した施設や老朽化した施設があります。合理的な施設の運営や経費の節減のため、これらの観光施設の整理検討が必要です。  
また、600を越す観光案内板などの中には老朽化したもののほか、外国人への対応が不十分なものがあります。そのため、多言語対応などを含めた計画的な改修を進める必要があります。

## 施策の方向

### 1

#### 観光推進基盤の充実

##### 観光情報の共有化の推進

観光情報のネットワーク化をさらに推進し、観光客に一元的な情報を提供できる体制を整えます。

##### 観光協会組織の強化

観光協会が自主運営できるような組織づくりを積極的に支援し、観光協会の早期の統合を促します。

##### ホスピタリティ<sup>※1</sup>の向上

何度でも訪れたいくなるような魅力あふれる観光地を目指し、心の通った対応や案内を積極的に行うなど、ホスピタリティの向上に向けた事業を展開します。

※1 ホスピタリティ：観光客にこころづき、癒しを提供するなど、心のこもったおもてなしを行うこと。

#### 主要事業

##### ①-1 観光情報共有化推進事業

国内外からの観光客のニーズに対応した情報提供を行うための推進体制づくりを進め、情報の共有化・一元化を図ります。

##### ①-2 観光協会支援事業

観光推進の核となる組織である観光協会の充実のための助成を行うとともに、自主運営に向けた組織づくりを積極的に支援し、早期の統合を促します。

##### ①-3 観光ホスピタリティ推進事業

観光関連団体などと連携し、心の通った対応や案内を積極的に行うなど、ホスピタリティの向上に向けた事業を展開します。

### 2

#### 魅力ある観光地づくりの推進

##### 地域密着型のニューツーリズムの推進

各地域の自然・歴史・文化・伝統産業など、当市の魅力を活かした体験型・交流型の要素を取り入れ、新しい観光スタイルを推進します。

##### 各種イベント・まつりへの支援

各地域で開催されるイベントやまつりへの支援を行うことにより、地域に賑わいを創り出し、観光客の誘客と地域の活性化に努めます。

#### 主要事業

##### ②-1 着地型旅行商品開発支援事業

他分野の素材を盛り込んだ「体験プラン日光」や魅力ある食など、地域の資源を活用した着地型旅行商品の開発に対し、人材育成や商品造成に関するノウハウの提供などの支援を行います。

##### ②-2 観光イベント支援事業

各地域や各団体が実施するイベント・まつりなどを積極的に支援し、地域の活性化を図ります。

##### ②-3 そばのまちづくり推進事業

そばのイベントやそばを振興する団体を支援するとともに、日光そばのPRを推進し、「そばのまち日光」のブランド化に努めます。

### 3 他分野・他地域との連携と情報発信による多様性への対応

#### 他分野との連携

「農業」「教育」「スポーツ」「健康」など他分野との積極的な連携により、新たな観光振興事業の企画・実施を行い、魅力の充実や地域の活性化を図ります。

#### 他地域との連携による広域的な誘客の推進

相互の交流促進により観光客増加を図ることを目的とした観光パートナー都市と連携し、それぞれの観光資源などを活かした相互の誘客推進を図ります。

#### 観光ニーズを捉えた情報発信、PR活動

多様化するニーズに対応するため、様々なマスメディア、施設を活用した情報発信、PR活動を積極的に展開します。

#### 主要事業

##### ③-1 体験・交流型観光推進事業

ゴルフやサイクリングスポーツなど他分野と観光を融合した取り組みを積極的に進め、新しい魅力づくりに努めます。

##### ③-2 観光友好都市・パートナー都市誘客宣伝事業

観光友好都市・パートナー都市間において観光情報の提供や観光PRを実施するなど、相互に支援し、協力した誘客の推進を図ります。

##### ③-3 観光宣伝事業

様々なマスメディア、東京スカイツリーなどの施設を活用した情報発信、PR活動を積極的に展開します。

### 4 外国人観光客の戦略的誘客の推進

#### 外国人観光客の誘客推進

民間事業者などと連携し、計画的・戦略的なインバウンド事業※2を進めます。

また、観光友好都市と協働し、相互の誘客推進を図ります。

#### 主要事業

##### ④-1 インバウンド推進事業

外国人観光客の誘客を推進するため、観光関連団体と連携を図り、現地マスメディアを活用した観光PRを行うなど、効果的な誘客事業を展開します。

※2 インバウンド事業：外国人旅行者を誘客するための事業。

## 5 観光施設の充実

### 観光施設の整備

観光施設整備を計画的に実施し、施設利用者の利便性の向上を図ります。

### 観光施設の運営健全化推進

指定管理者への指導及び協議を密にし、施設運営の効率化とサービスの向上を図ります。

### 観光施設サインの整備

施設名称や案内標識の整備を計画的に進め、観光客の受入環境の整備を図ります。

## 主要事業

### ⑤-1 観光施設整備事業

霧降高原、銅山観光などの整備改修を実施し、施設利用者の利便性及び集客力の向上を図ります。

### ⑤-2 観光施設運営事業

指定管理施設の運営の効率化と、施設利用者の利便性の向上を図り、さらなる運営の健全化を進めます。また、休止状態にある施設の統廃合や整理を進めます。

### ⑤-3 観光案内板整備事業

サイン計画に基づき、施設などの案内板のほか、日本風景街道に指定された区域の案内標識などを整備し、国内外の観光客の利便性向上を図ります。

## 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
観光客入込数	1,137万人	1,213万人
観光客宿泊数	361万人	375万人
外国人宿泊数	7万人	11万人

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光観光圏整備計画	平成21年2月	平成21年度～平成25年度
観光振興アクション・プログラム	平成21年2月	

## 日光創新に係る事業

事業名	事業内容
観光情報発信事業	最新の情報通信技術や様々な媒体を活用し、多様な手段による観光情報の発信と、観光案内における観光客の利便性の向上を図ります。
体験・交流型観光推進事業	ゴルフやサイクルスポーツなど他分野と観光を融合した取り組みを積極的に進め、新しい魅力づくりに努めます。
東京スカイツリー関連誘客宣伝事業	年間2,500万人の来場者が見込まれる東京スカイツリー及び付随する商業施設において、市のPRやイベントを実施し、観光客の誘致に努めます。

# 2 農業

## 施策の目標

### 豊かな自然を活かした多彩な農業・農村づくり

豊かな自然環境を活かし、収益性が高く、強い農業を確立するとともに、農産物のブランド化を推進します。また、農村環境の保全を図るため、農地や農道・農業用排水路などの整備を図るとともに、観光産業と連携したグリーンツーリズムなどにより、農地の利活用を推進します。

## 現状と課題

- ▶ 当市では農業従事者の減少などにより、農村の集落機能や活力の低下が問題となっています。地域農業のけん引役である認定農業者や集落営農組織育成を図る必要があります。
- ▶ 効率的で生産性の高い農業を確立するために、米をはじめ、大豆・そばなど土地利用型農業の推進を図る必要があります。
- ▶ 多様な需要に対応するため、高冷地ほうれん草、夏秋どりいちごなど園芸作物の推進や畜産物の品質向上を図る必要があります。
- ▶ 地域の特性を活かし、観光など他産業との連携による新たな農業の振興が求められており、地域ブランドとして農産物のブランド化の推進を図る必要があります。
- ▶ 消費者の食の安全性への関心が高まっています。グリーンツーリズムなどにおける農業体験を通して、消費者との交流や地産地消・食育の推進が必要になっています。
- ▶ 当市の水田圃場整備は、栃木県平均整備率と比較すると低い水準にあります。圃場整備事業や農業施設整備事業を推進することにより、高生産性農業の実現とそれを担う農業従事者の育成を図るとともに、農村環境の整備を推進していく必要があります。
- ▶ サル・イノシシなどの野生鳥獣による農作物の被害が市内全域に拡大し、農地の保全や農業経営の維持が困難な状況であり、緊急な対策が必要になっています。
- ▶ 土地の有効利活用のため、計画的な地籍調査の実施が求められています。

## 施策の方向

### 1 地域農業を支える担い手の育成

#### 認定農業者及び集落営農組織の育成

認定農業者を育成するとともに、小規模農家も参画できる営農組織の育成を推進します。

#### 土地利用型農業の担い手の育成

土地利用型農業の規模拡大と低コスト生産を促進し、担い手の育成を図ります。

## 主要事業

### ①-1 担い手・集落営農の育成支援

認定農業者や集落営農組織を育成するため、研修会や協議会活動への支援を行います。

### ①-2 水田農業担い手の育成

圃場整備による優良農地確保や集積などによる規模拡大を推進し、生産性を高める水田農業の担い手を支援します。

## 2 競争力のある産地の育成

### 需要対応力の高い園芸産地づくりの推進

高冷地ほうれん草、にら、アスパラガス、シクラメン、夏秋どりいちごなどの安定的な生産及び品質向上を図るための支援を行います。さらに、新たな品種の導入・定着を推進し、特色ある産地の育成を図ります。

### 畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進

家畜の生産能力の向上、低コスト化、衛生管理の徹底や自給飼料の生産拡大などにより、畜産経営の安定化を図ります。

### 農産物加工品等のブランド化の推進

農業と他産業との連携により農産物加工品などのブランド化を推進し、地域産業の核となる新たな産業の育成を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 園芸産地づくりの推進

園芸作物の安定的な生産を図るため、生産施設などの整備を支援します。

#### ②-2 畜産振興対策事業

品質や生産性の向上、経営の安定化を図るため、伝染病予防対策や家畜改良に対し支援します。

#### ②-3 農産物加工品等のブランド化の推進

地域農業を牽引する新たな6次産業<sup>※1</sup>を育成するために、農業と他産業との連携による農産物加工品などのブランド化を推進します。

※1 6次産業：農林水産物などの生産（第1次産業）、加工（第2次産業）、販売（第3次産業）を一体的に行う事業活動。

## 3 食と農を結ぶ環境づくりの推進

### 地産地消の推進

地域で生産されたものを地域で消費するという地産地消の取組を推進します。

### 食育の推進

食と農についての理解を促進し、健全な食生活が実践できるよう推進します。

### グリーンツーリズム事業の推進

都市住民にゆとりとやすらぎの場を提供し、農業・農村への理解促進を図るとともに、就業機会の創出などによる農村の振興を推進します。

### 主要事業

#### ③-1 地産地消推進事業

農産物直売所への支援や学校給食における地産地消を推進します。

#### ③-2 食育推進事業

小学校及び幼稚園・保育園・児童館農園の開設運営に対して支援するとともに、地元農産物を使ったレシピの普及を図ります。

#### ③-3 グリーンツーリズムの推進

農業資源を有効活用するため、農山村生活体験の家や体験農園などを通して都市住民との交流を図り、二地域居住などを推進します。

### 4 農業・農村の整備推進

#### 圃場整備事業の推進

農業生産性の向上と営農の低コスト化、農作業の受委託、農地の利用増進を図るため、圃場整備事業を推進します。

#### 農業施設(農道、水路等)整備事業の推進

農産物の流通の円滑化及び農業用水の安定的確保により、農作業の合理化を推進します。

#### 農村の環境保全の推進

農業の持続的発展と多面的機能が健全に発揮されるように、基盤となる農地・水・環境などの保全と質的向上を推進します。

#### 中山間地域等の振興

中山間地域などにおける水源かん養<sup>※2</sup>、景観保全などの多面的機能の維持・増進を図り、自律的かつ継続的な農業生産活動などの整備に向けた取り組みの推進を図ります。

※2 かん養:水源を保ち、育てること。

#### 主要事業

##### 4-1 圃場整備事業

農業の多面的機能の発揮のため、生産基盤と生活環境の一体的な整備を実施します。

##### 4-2 農業施設整備事業

農作業の合理化を図るため、農業施設の一体的な整備を実施します。

##### 4-3 農地・水保全管理 支払交付金事業

非農家を含めた地域住民による農地・農業用水などの適切な保全管理活動や、農業者の環境にやさしい先進的な営農活動に対して支援します。

##### 4-4 中山間地域等の振興

中山間地域等直接支払交付金制度に基づき、地域農業の維持・増進のための、自律的かつ継続的な農業生産活動などの体制整備に向けた取り組みを支援します。

### 5 農作物被害対策

#### 野生鳥獣による農作物被害対策の推進

地域をあげた耕作放棄地の解消や周辺環境の整備、追い払いの実施や適切な防護柵の設置を推進します。

#### 主要事業

##### 5-1 農作物被害対策事業

住民参加による総合的な防護対策を進めるため、地域環境の点検や効果的な防護を支援します。

### 6 地籍調査の推進

#### 地籍調査の推進

秩序ある土地利用を図るため、その基礎となる地籍調査を推進します。

#### 主要事業

##### 6-1 地籍調査事業

地番毎の地籍図と地籍簿を明確化することにより、土地行政全般の合理化・効率化を図ります。

## 成果指標

指 標 名	現状値 (H22)	目標値 (H27)
認定農業者数	234経営体	250経営体
集落営農組織数	4組織	9組織
そば作付面積	235ha	246ha
園芸作物販売額	122千万円	128千万円
直売所等年間販売額	93千万円	110千万円
小学校等農園開設数	28校・園	36校・園
圃場整備率	32%	40%

## 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市産業振興ビジョン	平成21年9月	平成21年度～平成30年度
日光市農村環境計画	平成20年6月	

## 日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
グリーンツーリズム推進事業	都市住民にゆとりとやすらぎの場を提供し、農山村生活体験の家などを利用しながら、農業・農村への理解促進を図ります。また、農産物加工や体験・観光農園などの普及促進を図り、他産業との連携による就業機会を創出します。
地域担い手育成支援事業	地域農業の中核的な担い手である認定農業者や集落営農組織の活動を支援し、持続的な地域農業の発展を推進します。
日光ブランド情報発信センター管理運営事業	農業と他産業との連携による日光ブランドの創出を推進し、地域産業の核となる新たな産業の育成を目指します。
農業振興資金貸付事業 (営農生活支援)	認定就農者、新規認定農業者に対し、農業経営に要する運転資金を融資するとともに、利子補給を行うことにより、意欲的な新規就農者の育成を推進します。

# 3

# 林業

## 施策の目標

### 林業の振興と森林環境整備

林業振興の基盤を整えるとともに、公益的機能を高度に発揮できる森林環境を整備します。

## 現状と課題

- ▶ 市の総面積の約87%を占める森林のうち、私有林は36%の45,195haで、スギ・ヒノキを主体とする人工林は、県内でも有数の林業地を形成しています。しかし、木材価格の低迷などにより、森林所有者の施業意欲に低下が見られ、高齢化、後継者不足などの問題も重なり、林業経営は不振に陥っています。また、森林施業の遅れなどから、環境面への影響も懸念されています。そのため、林業担い手の育成や生産基盤の整備、加工流通対策、日光産木材の需要拡大など、林業基盤整備や集約化施業などの効率的な森林施業の着実な推進を図る必要があります。
- ▶ 豊富な森林資源を背景にチップ、木炭などの加工品やしいたけ、まいたけ、しめじなどのきのこ類、わさびなどの特用林産物が生産されており、これらの振興対策も併せて進めていく必要があります。
- ▶ 森を守り、育て、その恵みを活かして持続的に循環させることへの関心が高まり、地球温暖化防止対策の一環としても、森林の適切な管理が求められています。健全な森林を未来に引き継ぐための取り組みとして、とちぎの元気な森づくり県民税による事業の導入などにより、手入れの行き届かない森林の施業促進を図り、森林の公益的機能を高度に発揮することが緊急な課題となっています。
- ▶ 広大な森林を背景に多くの野生鳥獣が生息していますが、シカ、サル、クマ、イノシシなどによる被害が拡大傾向にあることから、個体数調整などによる対策の強化が必要です。

## 施策の方向

### 1

#### 林業・木材産業の振興

##### 林業担い手育成の強化

次の世代の林業の担い手を確保するため、林業従事者の確保及び主要事業体の経営基盤強化を推進します。

##### 生産基盤整備促進

森林の適正な管理や低コスト林業を推進するための基盤となる、施業用道路などの林業生産基盤整備を実施することにより、森林施業の集約化を促進します。

##### 加工・流通対策

木材や林産物の加工及び流通強化を図るため、日光産木材としてのブランド化、市有施設の木造・木質化の推進や林産物地産地消の研究、特用林産物の振興を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 林業担い手育成事業

森林組合など林業事業体における就業者の確保や育成を支援するとともに、地域林業の中核的担い手である森林組合の経営基盤の強化を図ります。

##### ①-2 森林施業道整備促進事業

間伐などの森林施業の効率化や森林の適正な管理、地域の振興や生活基盤の安定を図るため、森林施業用道路などの整備促進に努めます。

##### ①-3 加工・流通対策強化事業

日光産木材の需要拡大のため、県をはじめ山林所有者、木材業者、建築業者及び林業関係団体など広範な林業関係者との連携により、木材の合理的な流通体制の整備、低コスト化の研究や日光産木材利用の促進、市有施設の木造・木質化の推進を図ります。

##### ①-4 特用林産物の振興対策事業

きのこ、わさびなどの特用林産物の生産振興と需要拡大の推進に努めます。

## 2 森林環境の整備

### 森林の公益的機能の向上

二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和、生態系の保全、土砂災害防止、水源かん養など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための各種森林施業を促進します。

また、森林の大切さや木の良さの普及啓発活動、森林に親しむための活動などを支援します。

### 主要事業

#### ②-1 森林の適正な管理

多様な公益的機能を高度に発揮する健全な森林を育成するため、間伐などの森林施業の適時適切な実施を促進します。

また、とちぎの元気な森づくり県民税の活用による森林の整備や地球温暖化防止対策の推進に努めます。

#### ②-2 森づくり活動支援事業

市民やボランティアを対象とした森づくり活動、子どもたちの森林環境学習などを支援します。

## 3 有害鳥獣対策

### 有害鳥獣の捕獲対策

シカ、サル、クマ、イノシシなどの野生鳥獣による森林資源や農作物への被害を軽減するため、地域個体群の適正な維持を図る特定鳥獣保護管理計画に基づき、有害鳥獣駆除や急増する生息数、生息地域の減少に向けた個体数調整対策を実施します。

### 主要事業

#### ③-1 特定鳥獣保護管理事業

農林業に被害を及ぼしているシカ、サル、クマ、イノシシについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の調整を実施します。

#### ③-2 有害鳥獣捕獲事業

特定鳥獣以外の有害鳥獣の捕獲などについては、許可事務の円滑化を図るとともに、地域や関係団体との連携により、効果的な実施に努めます。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
林業就業者数	(H17)145人	150人
林業経営体※1数	(H21)364経営体	364経営体
素材生産量	(H21)50,321m <sup>3</sup>	52,000m <sup>3</sup>

※1 林業経営体：農林水産省の農林業センサスに用いられているもので、育林又は伐採を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の事業体。

## 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市特定鳥獣保護管理計画	平成23年4月	平成23年度～平成26年度
日光市森林整備計画	平成21年4月	平成21年度～平成30年度

## 日光創新に係る事業

事業名	事業内容
日光産木材利用促進事業	木造住宅を新築する場合に、日光産木材の使用基準を満たす建物を建築する方に対し、スギ・ヒノキなどの柱材、羽目板材を支給し、木の良さの普及啓発、木材業の活性化、日光産木材の需要拡大及びブランド化を図ります。

4

# 水産業

## 施策の目標

### 活力のある水産業振興基盤づくり

豊かな自然に育まれた魅力ある淡水魚の生育環境を改善し、養殖の推進を図り、地域特産品として地域の活性化に貢献するため、水産業振興の基盤を整えます。

## 現状と課題

- ▶ 中禅寺湖をはじめとする市内の湖や溪流は、観光資源として活用されていますが、漁業協同組合などの団体と連携し、さらなる漁場環境の改善や水産資源の維持増殖を図る必要があります。
- ▶ カワウ・サギなどの増加による魚の食害が問題になっており、その防止対策が求められています。
- ▶ 内水面漁業の実態や重要性を広く周知していくため、子どもたちなどを対象に稚魚の放流のイベントなどを実施していますが、さらなる理解促進を図る必要があります。
- ▶ ニッコウイワナ、ヒメマスなどのブランド化を進め、地域特産品として育成し、水産業の活性化と地域特産物のイメージアップを図る必要があります。

## 施策の方向

1

### 水産業者との連携促進

#### 水産業者との連携

漁業協同組合や養殖業者と連携し、水産業の振興を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 水産業者とのネットワーク事業

漁業協同組合や養殖業者との連携を強化し、水産業の振興を図ります。

2

### 豊かな漁場づくりの推進

#### 野生鳥獣による被害対策の推進

野生鳥獣による被害の防止対策を推進し、漁場などの環境を保全します。

#### 主要事業

##### ②-1 鳥類食害防止対策事業

市内の漁場や養殖場などに飛来するカワウ・サギなどの食害を防止するため、関係団体と連携し広域的な防除対策を推進します。

### 3 内水面漁業への理解促進

#### 内水面漁業への理解促進

湖や溪流に見られる魚の理解促進事業やPRのためのイベントなどを支援します。

#### 主要事業

##### ③-1 各種イベント支援事業

市内の漁業協同組合が実施するイベントや、子どもたちによる稚魚の放流の体験事業を支援します。

### 4 地域特産品(地産地消)の推進

#### 地域特産品づくりの推進

付加価値の高い特産品づくりや、地域ブランドの確立を支援します。

#### 主要事業

##### ④-1 地域特産品の開発・育成事業

関係機関と連携し、ニッコウイワナ、ヒメマスなどを活用した地域特産品の開発・育成を支援します。

#### 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
淡水魚の生産出荷量	279 t	293 t

#### 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市産業振興ビジョン	平成21年9月	平成21年度～平成30年度

## 施策の目標

### 賑わいのある商業の振興

賑わいのあるまちづくりを目指し、地域資源を活かした既成市街地の活性化や中小企業の経営基盤の強化などにより、商業の振興を図ります。

## 現状と課題

- ▶ 市内の商店数、従業者数及び年間商品販売額は、減少傾向が続いており、活力ある商業の振興が求められています。
- ▶ 市内には、各地域に従来からの既成市街地がありますが、かつては市民生活の根幹ともいえた街なかの商店街から郊外の大規模店に消費者が移行し、各地域の市街地は廃業などによる店舗の減少などにより、活気がなくなってきており、地域の特色を活かした活性化が求められています。
- ▶ 空き店舗の増加などにより、商店街の魅力が薄れるなかで、既成市街地のなかでも市の顔である中心市街地においては、公共サービス、商業・生活サービスを支える中心核としての魅力づくりが求められています。
- ▶ 市内には、歴史、文化に育まれた伝統的産業や付加価値のある商品があり、その知名度や評価を向上させるため、商業と他産業の連携や活性化対策が求められています。
- ▶ 経営基盤の弱い中小企業者は、事業経営に必要な資金の調達が重要な課題となっており、中小企業の安定した資金繰りのため、融資制度の充実が求められています。
- ▶ 店主の高齢化や後継者不足により、商店会の加盟店が減少し、活力が低下しているため、商店会などが取り組む活性化対策の支援や、減少する後継者の育成対策が求められています。
- ▶ 市内には複数の商工業団体があり、独立して活動をしていますが、個別に商業の振興を図るのではなく、一体化した組織力による支援体制が求められています。
- ▶ 公設地方卸売市場は、地場産農産物の出荷先や広大な面積を誇る市の生鮮食料品の供給拠点としての役割を担っています。量販店の市場外流通など流通形態の変革により、公設地方卸売市場を取り巻く環境は厳しい状況にあります。生鮮食料品を適正な価格で安定供給する機能として必要とされています。

## 施策の方向

### 1

#### 商業環境の整備

##### 既成市街地の活性化

商業形態に応じ、各地域の特色を活かした市街地の活性化に努めます。

##### 中心市街地活性化基本計画の推進

地域住民、関連事業者と連携し、中心市街地活性化基本計画の推進を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 既成市街地活性化対策事業

市民はもとより観光客も誘引できる魅力ある商店街を形成するため、空き店舗対策、駐車場の確保、イベントの開催などを支援することにより、既成市街地の活性化を図ります。

##### ①-2 中心市街地活性化基本計画推進事業

中心市街地活性化基本計画に位置付けた、空き店舗対策事業や小倉町周辺整備事業など、賑わい創出のための事業を対象地域の住民との相互理解により、協働して推進します。

## 2 他産業との連携の強化

### 市内産業及び商品のブランド力向上

他市町村に対し優位性を発揮するため、市内産業及び商品のブランド価値の向上に努めます。

### 他産業との融合・連携の強化推進

他産業との融合・連携を図り、地域の特色を活かした産業の活性化を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 ブランド力形成事業

地域の特色を活かした商品の創出、独自性のある産業及び商品の普及促進などを図り、日光産商品のブランドの形成を推進します。

#### ②-2 他産業との融合・連携事業

観光・農業・工業など他産業との融合・連携を図り、地域経済の活性化を図ります。

## 3 中小企業などの経営基盤の強化

### 制度融資の充実

中小企業振興資金融資制度の充実を図ります。

### 商店会などの育成

商店会などに対してソフト・ハードの両面から活性化に向けた取り組みを支援し、商店会などの育成に努めます。

### 商工団体の一体化支援

市内商工団体の一体化を促進し、組織力による商工業者の育成に努めます。

### 主要事業

#### ③-1 制度融資整備事業

中小企業の経営基盤の安定化を図るため、中小企業振興資金融資制度の充実を図り、適切な資金利用について啓発を行うとともに、利用促進を図ります。

#### ③-2 商店会等育成事業

商店が活発な商業活動が展開できるよう、商店会など商業団体の組織強化を促進します。

#### ③-3 商工団体育成事業

商工会議所・商工会に対して支援を行うなど、市内商工団体の一体化を促進し、組織力による商工業者の育成を図ります。

## 4 公設地方卸売市場の運営・管理

### 公設地方卸売市場の運営・管理

公設地方卸売市場施設の適正な運営・維持管理に努め、取引・流通の円滑化を図ります。

### 主要事業

#### ④-1 公設地方卸売市場運営・管理事業

公設地方卸売市場施設の維持管理、市場の業務の適正かつ健全な運営を推進します。

### 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

#### 成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
中心市街地歩行者通行量(平日・休日の平均)	5,317人	5,590人
卸売業・小売業数	(H21)1,336店	1,340店
卸売業・小売業従業者数	(H21)7,623人	7,630人
年間商品販売額	(H19)1,206億円	1,210億円
公設地方卸売市場年間売上高	624百万円	650百万円

#### 関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市産業振興ビジョン	平成21年9月	平成21年度～平成30年度
日光市中心市街地活性化基本計画	平成23年3月	平成23年度～平成27年度

#### 日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
ブランド力形成事業	地場産業及び伝統工芸品などのブランド力の強化や独自性のある商品の付加価値向上のため、ブランド認定制度を創設し、統一したPRや支援を実施します。



市の花 ヤシオツツジ

# 6

# 工業

## 施策の目標

### 地域経済の活性化のための工業の振興

自然環境に配慮した工業の振興を図り、雇用機会の創出・地域経済の発展などの基盤の充実に努めます。

## 現状と課題

- ▶ 当市の製造品出荷額は、順調に増加傾向を示し、平成20年の栃木県工業統計調査では3,502億円に達しました。しかし、経済の低迷の影響を受け、平成21年には3,308億円と減少し、栃木県内では14市中8位と中位に位置しています。  
今後、日光市が持続的に発展するためには、自主財源を確保していく必要があり、企業誘致や市内企業の育成による工業の振興が一層求められています。
- ▶ 昼夜間人口比が低位な状況にあり、市民アンケート調査などにおいても働く場の確保を求める声強い状況になっていることから、さらなる雇用機会の創出のため、産業基盤の整備や企業誘致の促進が必要とされています。
- ▶ 工場立地条例、工場施設等整備特別措置条例の制定などにより、市内企業が設備投資を促進できる環境づくりが進んでいます。今後、より一層の企業立地を進めるとともに、土沢ICの供用開始を受けて、交通の結節点としての優位性を活かした土沢地区への産業集積や、新たな産業団地の整備を推進し、市内産業の活性化、雇用機会の創出などに努める必要があります。
- ▶ 人口の減少、高齢化の進行など地域経済が低迷する状況を改善し、日光市が自立発展するためには、新たな産業構造の創出が必要とされています。
- ▶ 日光彫などの全国的にも有名な地場産業、伝統工芸などがありますが、今後これらの産業に対するさらなる育成・支援が求められています。
- ▶ 地場産業は、技術・技能の習得に時間を要するため、後継者の育成支援策に加え、工業と観光産業などとの連携によるブランド力の向上など、一層の活性化が求められています。

## 施策の方向

### 1 産業基盤の整備

#### 企業誘致の促進

新たな産業団地の整備を図るとともに、環境に配慮した企業誘致を促進し、自主財源の確保に努めます。

#### 産業活動条件の改善

市内における産業活動を一層振興するため、産業活動条件の改善を推進します。

#### 市内製造業などの育成・支援

工場の新增設などに対する助成制度の拡充など、市内製造業などの育成・支援に努めます。

## 主要事業

### ①-1 産業団地の整備

市内産業の活性化を推進するため、新たに土沢地区へ産業団地の整備を図ります。

### ①-2 企業誘致促進事業

企業誘致の促進に努めます。

### ①-3 産業活動条件の改善

市内における産業活動を一層振興するため、道路網の整備など産業活動条件の改善を推進します。

### ①-4 製造業等育成事業

工場の新增設などの設備投資に対する支援制度の拡充などにより、市内製造業の育成・支援を図ります。

## 2 地場産業・伝統工芸などの育成

### 地場産業・伝統工芸などの育成

地場産業・伝統工芸などの一層の振興に加え、新たな資源の発掘や既存施設のさらなる活用などに努めます。

### 他産業との融合・連携の強化推進

日光ブランド情報発信センターを活用し、他産業との融合・連携を図り、産業の活性化を図ります。

## 主要事業

### ②-1 地場産業・伝統工芸等後継者育成事業

地場産業・伝統工芸などの一層の振興を図ります。また、伝統工芸などの後継者を育成して、技術・技能の継承を図ります。

### ②-2 他産業との融合・連携事業

商業・観光・農業など他産業との融合・連携を図り、地域経済の活性化を図ります。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
製造業事業所数	(H21)218社	220社
製造業従業者数	(H21)7,314人	8,400人
製造品出荷額	(H21)3,308億円	3,900億円

## 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市産業振興ビジョン	平成21年9月	平成21年度～平成30年度

7

# 雇用・労働・勤労者福祉

## 施策の目標

### 雇用・労働機会の拡大と勤労者福祉の充実

市内の観光、農林水産業、商業、工業など各産業分野の振興を促進し、雇用・労働機会の拡大を図るとともに、労働環境の改善を図るなど勤労者福祉の充実に努めます。

## 現状と課題

- ▶ 当市の就業者の状況は、第3次産業への就業割合が県内平均に対して多い状況にあります。また、市内の従業者数と比較して市内事業所の従業者数は約8割弱にとどまっており、市外への就業者が多いことから、昼夜間人口比も低位な状況にあります。経済の低迷により、雇用情勢も大きく落ち込んでいるため、産業振興ビジョンに基づき、市内の各産業分野の振興を促進し、雇用労働機会の確保に努めるとともに、正規雇用の拡大を図る必要があります。
- ▶ 就労の場の確保が十分でないため、現状では若年者の市外への流出が続いています。市内への若年者の定住促進を促すためにも、市内の産業を活性化し、働く場の創出や労働環境の改善を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 産業基盤の整備

#### 企業誘致の促進

新たな産業団地の整備を図るとともに、環境に配慮した企業誘致を促進します。

#### 産業活動条件の改善

市内における産業活動を一層振興するため、産業活動条件の改善を推進します。

#### 市内各産業分野の育成・支援

工場の新增設などに対する助成制度の拡充を図るとともに、中小企業への融資制度を充実し、各産業分野の育成・支援に努めます。

## 主要事業

### ①-1 企業誘致促進事業

企業誘致の促進に努めます。

### ①-2 産業活動条件の改善

市内における産業活動を一層振興するため、道路網の整備など産業活動条件の改善を推進します。

### ①-3 製造業等育成事業

工場の新增設などの設備投資に対する支援制度の充実などにより、市内製造業の育成・支援を図ります。

## 2 雇用・就業機会の確保

### 就業の支援

新卒者をはじめとした求職している方に対し、関係機関と連携を図りながら情報を提供するなどの就業支援や、企業誘致による雇用機会の確保に努めるとともに、正規雇用の拡大を図ります。

### 主要事業

#### 2-1 雇用促進事業

ハローワークなど関係機関と連携して就職情報の提供などに努めます。また、フリーターなどの若年者の働く意識を高め、就業支援を進めます。

## 3 勤労者福祉の充実

### 労働環境の改善

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、事業所の労働環境の改善に向けた啓発を推進します。

### ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>の促進

仕事と生活の調和の実現に向けて、事業者に対する啓発を進めます。

### 主要事業

#### 3-1 社会保障制度等啓発事業

事業所に対して、社会保障、福利厚生及びワーク・ライフ・バランスについての各種啓発活動を行います。

※1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活との調和・両立」を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方の選択・実現を可能にすること。

## 成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
事業所数	(H21)5,171事業所	5,200事業所
従業者数	(H21)43,109人	44,000人
年間新規求人数	5,438人	6,200人

## 関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市産業振興ビジョン	平成21年9月	平成21年度～平成30年度

